

東日本大震災における

# 東北防衛局の活動記録

平成23年3月11日14時46分～

東北防衛局



東日本大震災における

# 東北防衛局の活動記録



平成23年3月11日14時46分～

東北防衛局



## 東日本大震災における東北防衛局の震災対処 活動を振り返って

装備施設本部副本部長

増田 義一

(前 東北防衛局長)



平成23年3月11日に大地震が発生すると、東北防衛局は、その使命と責務を果たすべく、直ちに緊急事態等対策本部を立ち上げ活動を開始しました。そして、甚大な被害を被った松島基地や仙台駐屯地などの自衛隊施設に、建設の専門家である技官を派遣し、緊急復旧に全力で当たらせました。また、宮城県知事からの要請に応え、遺体で埋め尽くされた仮設のご遺体安置所に職員を派遣し、対応に当たらせました。在日米軍のトモダチ作戦には、語学の専門家を派遣し、支援をさせました。この未曾有の大災害に10万人態勢で臨んだ防衛省・自衛隊の中であって、東北防衛局は、シビリアン主体の行政組織ではありますが、部隊と同じレベルの非常勤務態勢を長期間にわたってしき、総力を挙げて取り組んだのです。

そして、緊急復旧をとげた自衛隊施設は、自衛隊による捜索救援・生活支援活動の重要な拠点となりました。特に、松島基地の飛行場には、日夜問わずひっきりなしに救援機が離着陸をし、救援物資と人員を運びました。仙台駐屯地には、統合任務部隊の司令部が置かれ、自衛隊の活動の司令塔としての機能を十分に発揮することができました。また、米軍のトモダチ作戦は、2万人規模で大きな成果を上げ、被災民にとって大いに助けとなりました。遺体安置所は、当初大混乱に陥っていましたが、次第に秩序を取り戻し、多くの遺体の身元が判明することとなりました。東北防衛局の活動は、自衛隊の部隊による目覚ましい活躍を支え、隙間を埋めるという役割を見事に果たし、結果として、防衛省・自衛隊全体でシームレスな成果を出すことができたと考えています。

他方で、自己完結能力を有する部隊とは異なり、東北防衛局の活動には困難を伴いました。食料不足のため一つの握飯を分かち合い、電気も暖房もない職場で起居しながら、連日24時間態勢での勤務を続けなければなりません。多くの国民がまだ茫然としている間に、いち早く、必要数の車両をレンタカー会社から確保することができ、また隣県の山形にトラックを向かわせ一定量の食料だけでも確保することができたのは、被災地という極限の場で活動を行う上でのわずかな幸運でした。そして、緊急事態のために存在している部隊とは異なり、東北防衛局は、通常時の行政事務を前提に定員配置がなされている組織です。このため、非常時の業務拡大にも困難を伴いました。東日本大震災は、ただでさえ残業に追われる年度末という繁忙期に生じたのです。

それにもかかわらず、多方面からの支援のおかげで、東北防衛局は活動を続けることができました。部隊からはガソリン、入浴等の支援を受けました。各地方防衛局、本省、装備施設本部等からは、応援の人員や

食料の差し入れを受けました。防衛医大からは、精神科医に常駐してもらい、心のケアを受けました。更に忘れてならないのは、東北防衛局の職員自身が被災民であり、家族を失い自宅を失った者もいる中で、自己犠牲的な家族の理解と支援があったことです。ライフラインが途絶え、物流がストップしたため、本来であれば、まずは家族のために食料や燃料を探し求めて奔走し、家族の安全と安心を確保しなければならないところを、家庭を顧みず長期間にわたって留守にすることとなりました。

東北防衛局の活動は、部隊の活躍に比べ地味なものであったかもしれませんが、職員が苦難を乗り越え全身全霊を傾けた甲斐あって、高い評価を得ることができました。シビリアン主体の組織としては極めて異例なことでしたが、第1級賞状を田中防衛大臣から授与されました。

最後に、本書が、東日本大震災における東北防衛局の活動記録としてとどまるのではなく、不幸にして再び同じような災禍に見舞われたときのために、いかなる覚悟と備えが必要なのか、改めて考察するための資となれば幸いに存じます。

## 「東日本大震災における東北防衛局の活動記録」 を編さんするに当たって



東北防衛局長  
中村 吉利

この度、局内の幅広い関係者により編纂作業が進められてきた「東日本大震災における東北防衛局の活動記録」を発刊するに至りました。本記録は、震災対応を主導した増田前局長の発意の下、局としてのあらゆる記録、さらには関係者個々の記録や記憶を突合しつつ作成したものであるため、活動内容が詳細に記述されていることはもとより、当時の「空気感」をもパッケージしたものとなっています。

ここに記された東北防衛局の活動は、増田前局長も述べておられるとおり、「隙間を埋める」「地味」なものであったにせよ、「自衛隊の部隊によるめざましい活躍を支え」「防衛省・自衛隊全体でシームレスな成果を出す」ために不可欠であったことは、一読でご理解いただけたと思います。まさに、異例であるとされる、防衛大臣一級賞状の所以もここにあると言えます。

さて、このような活動は、上記の性格故、報道等で取り上げられる機会は多くはありませんでした。しかしながら、震災当時、関係する自治体や自衛隊の部隊は、何らかの形で東北防衛局の活動を見聞していたと思います。現在、私たちがこれら自治体や部隊と極めて良好な関係を維持できている背景には、こうした活動の成果も影響していると考えています。

他方、東日本大震災において東北防衛局に求められた役割は、規模はもとより、内容的にも、多くは前例のない、当然のことながら基準となるマニュアルも存在しないものでした。このため、当時の職員は、自らも被災した者も含めて、刻々と変化する状況を踏まえ、各般からのさまざまな要請に応えるために、所掌を越え、自身を顧みず、あらゆる知恵を絞りつつ、昼夜を分かたず東奔西走した様子が「記録」からも読み取ることができます。もちろん、改善すべき事項もあるでしょうし、災害に対して地方防衛局に求められる役割は、これで全てではないかも知れません。しかしながら、現に実施した詳細な活動の記録を残しておくことは、今後を考える上で不可欠であることは論を待ちませんし、この経験を将来に活かさないことは大きな損失です。特に、震災から2年以上を経て、自衛隊の部隊の活動と異なり、もともと語られることの少なかった防衛局の活動は、このような形で残さないと、断片的な記録と関係者個々の記憶以外に存在しないこととなるおそれがあります。

今般、震災当時に東北防衛局に在籍していた者はもとより、その後異動してきた者も参加して、このような記録を残すことができました。通常業務に影響しない形での作業は、大きな負担であったと思いますが、現に在籍する私たちも含め、東北防衛局に勤務する者は、本記録の内容を把握し、活用していく必要があります。また、これは、ひとり東北防衛局の備忘ではなく、広く災害対応に携わる方にとり将来にわたって参考となるものと考えます。是非、関係者の方々には一度目を通していただくとともに、災害対応についての検討を行う際には、改めて参照していただけると幸いです。



# 東日本大震災における 東北防衛局の対処活動状況

3月11日 **宮城県三陸沖を震源とする  
震度7の地震が発生**

1 国有財産の被害報告（松島基地等）  
2 対策本部会議（第1回）開催  
技術支援要員の派遣  
東北方面総監部、宮城県庁へLO派遣  
緊急事態等対策本部の立ち上げ  
第3種勤務態勢発令（全職員参集）

1 2

3月12日  
青森県から要望（米軍の重油提供等）  
対策本部の組織体制の変更

3月13日  
松島基地等へ技術支援要員を派遣  
周辺財産（松島基地周辺）の使用許可  
局OA用サーバーが復旧（電力回復）

3

3月14日  
松島基地滑走路復旧調査を開始（早朝から）

4

3月15日  
応援要員（語学職）の受け入れ  
対策本部の拡張（第1回目）

3月17日  
山形庄内空港へ米軍ヘリ着陸  
県知事からご遺族対応業務の依頼受け

3月18日

ご遺族対応業務開始（4月18日まで）

5



1



3



2



4



5





8月31日  
対策本部を終了

6月  
復興庁へ職員兼務発令

※福島第一原発から30キロ圏内  
大滝根分屯基地※の被害調査開始

4月25日

「ソウルトレンイン作戦」開始と通訳支援

4月21日

防衛大臣等へ当局震災対応を報告

4月19日

ご遺族対応業務が終了

4月18日

最大余震（震度6強）発生

関係自治体に住宅防音窓口の設定

防音住宅等被害状況（松島）を確認

4月7日

被災地の状況確認

応援要員（本省、他局）が来局

4月6日

政府現地対策本部要員への支援

※シャワー設置、瓦礫撤去作業等

米軍活動※への通訳支援開始

3月28日

松島基地の灯火施設応急復旧作業開始

対策本部の拡張（第2回目）

3月23日

米軍ヘリによる事故

3月22日

岩手県庁へLO派遣

3月19日

黙祷（発生から一週間）

医官によるメンタルヘルス支援

6

7 8

9

10



## 第1章 東日本大震災全般の概要

第1節 震災全般の概要	2
1 東北地方太平洋沖地震の概要	
（1）主な震度	
（2）地震・津波の警報	
（3）地震・津波の観測	
（4）地震・津波による被害	
2 原子力災害の概要	
第2節 東北防衛局の被災状況	8
1 職員及び職員の家族の状況	
2 仙台第3合同庁舎の状況	
3 職員の勤務環境全般	

## 第2章 東北防衛局の対処活動状況

第1節 東北局対策本部の活動	12
●3月11日（金）	12
（1）第3種勤務態勢発令、緊急事態等対策本部設置	
（2）東北局対策本部の立ち上げ	
（3）L O（東北方面総監部、宮城県庁）及び技術支援要員の派遣開始	
（4）第1回東北局対策本部会議	
（5）L O要員の指定	
（6）第2回東北局対策本部会議	
（7）地震発生当初の非常用糧食等	
（8）国有財産の被害報告	
（9）防衛補佐官及び事態対処担当者の対応（指揮システムの活用等）	
●3月12日（土）	25
（1）クロノロジー・東北局対策本部会議議事録の作成及び組織体制の変更	
（2）第3回東北局対策本部会議	
（3）青森県からの要望（米軍の重油等の提供）に係る調整	
（4）宮城県災害対策本部会議資料	
（5）第4回、第5回東北局対策本部会議	
●3月13日（日）	29
（1）電気の復旧に伴うサーバ復旧作業	
（2）周辺財産の使用	
（3）東北局対策本部会議（第6回、第7回、第8回）	
（4）松島基地における技術支援	
（5）緊急車両の指定	
（6）局車両へのガソリン給油	

● 3月14日（月）	33
(1) 東北局対策本部要員のシフト表	
(2) 応援要員（通訳支援要員）の受け入れ	
(3) 東北局対策本部会議（第9回、第10回、第11回）	
● 3月15日（火）	37
(1) 東北局対策本部の拡張（1回目）	
(2) 東北局対策本部会議（第12回、第13回、第14回）	
● 3月16日（水）	39
(1) 東北局対策本部会議（第15回、第16回、第17回）	
(2) 仙台駐屯地の浴場利用	
● 3月17日（木）	40
(1) ご遺体安置所におけるご遺族対応業務	
(2) 東北局対策本部会議（第18回、第19回）	
(3) 山形県庄内空港への米軍ヘリコプターの着陸	
● 3月18日（金）	43
(1) 医官によるメンタルヘルス支援	
(2) 黙とう	
● 3月19日（土）	44
岩手県庁へのLO派遣	
● 3月22日（火）	44
米軍ヘリコプター等による事故	
● 3月23日（水）	44
東北局対策本部の拡張（2回目）	
● 3月24日（木）	46
(1) がんばろう！東北キャンペーン	
(2) 防衛補佐官のダブル配置等	
● 3月28日（月）	47
(1) 活動現場における米軍支援の開始	
(2) 政府現地対策本部要員（内局要員）に対する支援	
● 4月6日（水）	47
(1) 中島地方協力局次長の視察に係る対応	
(2) 応援要員の来局	
(3) 被災地の状況確認	
● 4月7日（木）	50
(1) 松島基地周辺における防音住宅等被害状況確認及び住宅防音窓口の開設	
(2) 最大余震とその対応	

●4月19日(火) .....	52
防衛大臣等への当局の震災対応報告	
●4月25日(月) .....	53
人事異動	
●4月26日(火) .....	53
東北局対策本部等の体制の変更	
●5月2日(月) .....	53
地方協力局長等の視察対応	
●6月～8月 .....	55
(1) イトーヨーカドーの各店舗におけるパネル展の開催	
(2) 震災対処活動の教訓・課題、手記	
(3) 復興支援への移行	
(4) 復興本部への参画	
(5) 東北局対策本部会議の終了	
(6) 東北防衛局の震災活動記録	
第2節 主要支援業務 .....	59
1 技術支援業務 .....	59
(1) 応急危険度判定	
(2) 松島基地の滑走路等の復旧	
(3) 航空自衛隊山田分屯基地の被害調査	
(4) 仙台駐屯地の調査及び復旧	
(5) 仙台地区病院の調査及び復旧	
(6) 航空自衛隊大滝根山分屯基地の被害調査	
(7) 東北方面総監部に対する予算関連資料作成等の技術支援	
(8) 技術支援の応援要員の受入	
(9) 技術支援活動のための備品	
(10) 防衛施設等の被害見積、復旧等	
(11) 応急復旧に貢献した企業等感謝状贈呈	
(12) 装備施設本部長の感謝状贈呈	
2 ご遺族対応業務 .....	68
(1) 3月17日、打診と検討、そして正式受け入れ	
(2) 18日の支援開始からメンタルヘルスケアへ	
(3) 4月上旬～本省及び他局から応援要員が来仙	
3 LOの派遣 .....	75
(1) 東北方面総監部へのLO派遣	
(2) 宮城県へのLO派遣	
(3) 岩手県へのLO派遣	
4 米軍活動支援 .....	85
(1) 米軍の「トモダチ作戦」	
(2) 東北防衛局の米軍支援要員実績	
(3) 米軍の各種支援活動	

5	防衛省所管行政財産（周辺財産）の使用	96
6	住宅防音窓口の設置	97
7	職員のメンタルヘルスケア	99
	（1）ご遺族対応業務に係るメンタルヘルスケア	
	（2）震災対応後のフォローアップ	
8	その他	103
	（1）本省、他局等からの支援状況	
	（2）安否確認等	
	（3）局長の被災地の状況把握	
	（4）局OAパソコンのネットワーク復旧	
	（5）車両（レンタカー）の確保	
	（6）食糧の確保及び配給	
	（7）宿泊施設の予約	
第3節	感謝状の授与と第1級賞状	113
1	感謝状の授与	113
2	賞詞と局長からの手紙	114
3	第1級賞状	117

## 第3章 資料編

資料1	広報紙「東北のかなめ」（第15号）平成23年6月30日発行	120
資料2	防衛情報「東北のかなめ」（第12号）平成23年8月24日発行	122
資料3	局長による講義・講演活動	123
資料4	震災発生当時の職員一覧（平成23年3月11日時点）	124
資料5	震災発生当時の職員一覧（平成23年4月25日時点）	125
資料6	本省等からの支援者一覧	126

## ■対策本部の活動

・対策本部の立ち上げ	16
・県L Oの派遣	18
・周辺財産の確認	22
・八戸駐屯地における初動対応確認	23
・宮城県庁L Oとしての派遣（その一）	24
・米軍活動支援に従事して	36
・東日本大震災における東北防衛局業務支援	49
・建設技官の矜持（その一）	61
・建設技官の矜持（その二）	62
・建設技官の矜持（その三）	63
・ご遺族対応業務に従事して（その一）	72
・ご遺族対応業務に従事して（その二）	73
・ご遺族対応業務に従事して（その三）	74
・方面L Oとしての派遣（初日）	78
・宮城県L Oとしての派遣（その二）	80
・県庁L O派遣時に遭遇した4月7日の最大余震（震度6強）について	82
・米軍活動支援について	86
・在日米軍の「トモダチ作戦」に参加して（その一）	89
・在日米軍の「トモダチ作戦」に参加して（その二）	95
・住宅防音事業に係る震災窓口対応等について	98
・局長からの手紙	116

# 第 1 章 東日本大震災全般の概要

## 第 1 節 震災全般の概要

- 1 東北地方太平洋沖地震の概要
- 2 原子力災害の概要

## 第 2 節 東北防衛局の被災状況

- 1 職員及び職員の家族の状況
- 2 仙台第 3 合同庁舎の状況
- 3 職員の勤務環境全般

# 第1節 震災全般の概要

## 1 東北地方太平洋沖地震の概要

平成23年3月11日（金）14時46分、宮城県三陸沖を震源とする日本国内観測史上最大となるマグニチュード9.0の地震が発生した。この巨大地震により、宮城県栗原市で震度7、宮城県、福島県、茨城県、栃木県の4県37市町村で震度6強を観測したほか、東日本を中心に東北地方から関東地方の広範囲にわたり大きな揺れに見舞われた。

また、この巨大地震が引き起こした大津波により、東北地方太平洋沿岸部を中心とする広範囲にわたり甚大な人的・物的被害を受けることになった。

気象庁は、3月11日の夕方16時20分に報道発表し、この未曾有の被害をもたらした地震を「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」(The 2011 of the Pacific coast of Tohoku Earthquake)と命名することになる。

（東北地方太平洋沖地震）

- ・発生日時：平成23年3月11日（金）14時46分頃
- ・震源：宮城県三陸沖、深さ約24 km
- ・規模：モーメントマグニチュード9.0
- ・断層の大きさ：長さ450 km、幅200 km

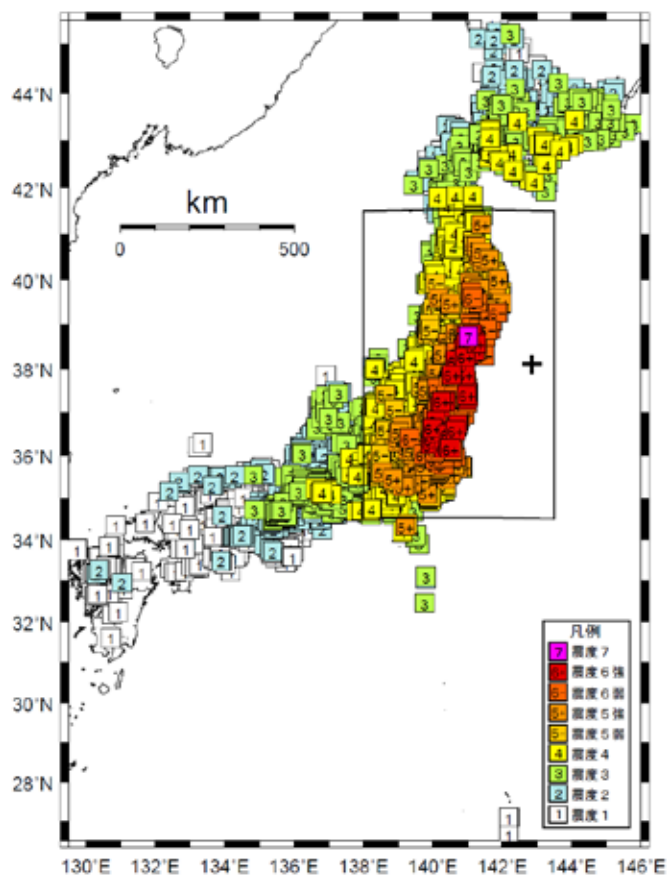
### （1）主な震度

気象庁によると、この東北地方太平洋沖地震による各地の震度は、北海道から九州にわたる広範囲で地震の揺れを観測し、宮城県栗原市で震度7、宮城県、福島県、茨城県、栃木県の4県で震度6強、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県の1都13県で震度5強を観測したと報告されており、その他全国各地で震度5弱以下が観測されている。

3月11日（金）14時46分に発生した本震の震度分布は右の図のとおり。また、右図の中の矩形領域の震度分布及び推計震度分布は次ページのとおりである。

### （2）地震・津波の警報

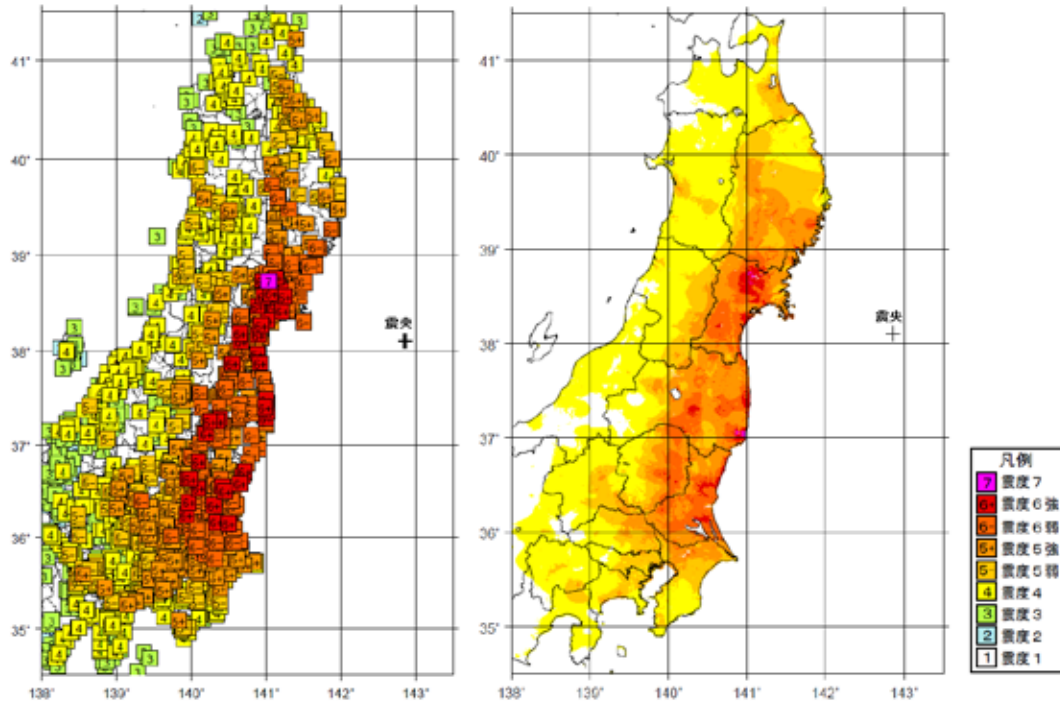
気象庁は、この東北地方太平洋沖地震によって宮城県、岩手県、福島県、秋田県及び山形県で強い揺れが予想される旨の緊急地震速報（警報）を発表し、地震発生から3分後には岩手県、宮城県、福島県の沿岸に津波警報（大津波）を、北海道か



【出典：気象庁ホームページ掲載資料】

3月11日14時46分に発生した本震の震度分布  
（+印は震央を示す）





震度分布及び推計震度分布（+印は震央を示す）【出典：気象庁ホームページ掲載資料】

ら九州にかけての太平洋沿岸と小笠原諸島に津波警報（津波）と津波注意報を発表した。その後、津波警報・津波注意報の範囲を拡大する続報を順次発表し、地震発生から12時間を越えた3月12日（日）3時過ぎには日本の全ての沿岸に対して津波警報・津波注意報を発表した。

**(3) 地震・津波の観測**

気象庁の発表によると、この東北地方太平洋沖地震により東北地方太平洋沿岸をはじめとして全国の各地で津波が観測された。福島県相馬市で9.3 m以上、宮城県石巻市鮎川で8.6 m以上の非常に高い津波を観測したほか、北海道から鹿児島県にかけての太平洋沿岸や小笠原

諸島で1 m以上の津波を観測した。

この東北地方太平洋沖地震による影響で地震、津波観測施設にも障害が発生し、多くの場所でデータ断となり、3月中旬から4月上旬の地震後の現地調査によると、岩手県沿岸では10 mを超える津波が到達していたことが判明した。



宮城県名取市沿岸部に押し寄せる津波



松島基地に襲いかかる津波

**(4) 地震・津波による被害**

このように、東北地方太平洋沖地震により、最大震度7（マグニチュード9）という強震そのものによる被害に加え、地震により発生した大津波が東北地方太平洋沿岸部をはじめ全国の沿岸に押し寄せたことから、北海道から首都圏に至る太平洋沿岸各地の広い範囲に甚大な被

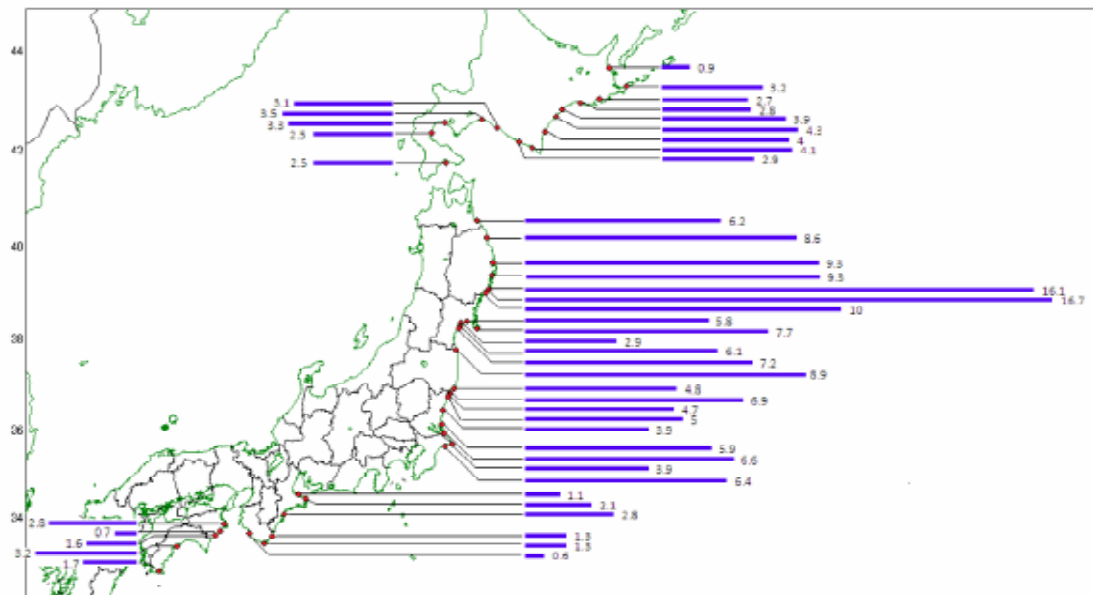
津波警報等の発表状況の推移

(凡例)  
 津波警報(大津波)   
 津波警報(津波)   
 津波注意報   
 解除

表中に「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」で発表した津波の高さを示した。なお、矢印(→)は前回に発表した内容と同じであることを示す。  
 (12日13時50分以降は津波の減衰に伴う津波警報・注意報の切り替えのため、同情報の発表は行っていない)

発表時刻	11日 14時49分	11日 15時14分	11日 15時30分	11日 16時08分	11日 18時47分	11日 21時35分	11日 22時53分	12日 03時20分	12日 13時50分	12日 20時20分	13日 07時30分	13日 17時58分
津波予報区												
北海道太平洋沿岸東部	0.5m	1m	3m	6m	→	→	→	→				解除
北海道太平洋沿岸中部	1m	2m	6m	8m	→	→	→	→				解除
北海道太平洋沿岸西部	0.5m	1m	4m	6m	→	→	→	→				解除
北海道日本海沿岸北部						0.5m	→	→		解除		
北海道日本海沿岸南部		0.5m	1m	→	→	→	→	→		解除		
オホーツク海沿岸			0.5m	→	→	→	→	→		解除		
青森県日本海沿岸	0.5m	1m	2m	3m	→	→	→	→		解除		
青森県太平洋沿岸	1m	3m	8m	10m以上	→	→	→	→				解除
陸奥湾		0.5m	1m	→	→	→	→	→		解除		
岩手県	3m	6m	10m以上	→	→	→	→	→				解除
宮城県	6m	10m以上	→	→	→	→	→	→				解除
秋田県				0.5m	→	→	→	→		解除		
山形県				0.5m	→	→	→	→		解除		
福島県	3m	6m	10m以上	→	→	→	→	→				解除
茨城県	2m	4m	10m以上	→	→	→	→	→				解除
千葉県九十九里・外房	2m	3m	10m以上	→	→	→	→	→				解除
千葉県内房	0.5m	1m	2m	4m	→	→	→	→			解除	
東京湾内湾		0.5m	1m	2m	→	→	→	→			解除	
伊豆諸島	1m	2m	4m	6m	→	→	→	→				解除
小笠原諸島	0.5m	1m	2m	4m	→	→	→	→				解除
相模湾・三浦半島	0.5m	→	2m	3m	→	→	→	→		解除		
新潟県上中下越				0.5m	→	→	→	→		解除		
佐渡				0.5m	→	→	→	→		解除		
富山県				0.5m	→	→	→	→		解除		
石川県能登				0.5m	→	→	→	→		解除		
石川県加賀								0.5m		解除		
福井県								0.5m		解除		
静岡県	0.5m	→	2m	3m	→	→	→	→			解除	
愛知県外海	0.5m	→	1m	2m	→	→	→	→			解除	
伊勢・三河湾		0.5m	1m	→	→	→	→	→		解除		
三重県南部	0.5m	→	2m	→	→	→	→	→				解除
京都府								0.5m		解除		
大阪府			0.5m	→	→	→	→	→		解除		
兵庫県北部								0.5m		解除		
兵庫県瀬戸内海沿岸			0.5m	→	→	→	→	→		解除		
淡路島南部		0.5m	1m	→	→	→	→	→		解除		
和歌山県	0.5m	→	2m	3m	→	→	→	→				解除
鳥取県								0.5m		解除		
島根県出雲・石見								0.5m		解除		
隠岐								0.5m		解除		
岡山県			0.5m	→	→	→	→	→		解除		
広島県				0.5m	→	→	→	→		解除		
徳島県	0.5m	→	2m	3m	→	→	→	→			解除	
香川県			0.5m	→	→	→	→	→		解除		
愛媛県宇和海沿岸		0.5m	1m	→	→	→	→	→			解除	
愛媛県瀬戸内海沿岸			0.5m	→	→	→	→	→		解除		
高知県	0.5m	→	2m	→	→	→	3m	→				解除
山口県日本海沿岸								0.5m		解除		
山口県瀬戸内海沿岸				0.5m	→	→	→	→		解除		
福岡県瀬戸内海沿岸					0.5m	→	→	→		解除		
福岡県日本海沿岸						0.5m	→	→		解除		
有明・八代海			0.5m	→	→	1m	→	→		解除		
佐賀県北部						0.5m	→	→		解除		
長崎県西方			0.5m	→	→	1m	→	→		解除		
壱岐・対馬						0.5m	→	→		解除		
熊本県天草灘沿岸			0.5m	→	→	1m	→	→		解除		
大分県瀬戸内海沿岸		0.5m	→	1m	→	→	→	→		解除		
大分県豊後水道沿岸		0.5m	1m	→	→	→	→	→		解除		
宮崎県	0.5m	→	1m	2m	→	→	→	→				解除
鹿児島県東部		0.5m	1m	2m	→	→	→	→			解除	
種子島・屋久島地方	0.5m	→	1m	2m	→	→	→	→			解除	
奄美諸島・トカラ列島	0.5m	→	1m	2m	→	→	→	→			解除	
鹿児島県西部		0.5m	→	1m	→	→	→	→			解除	
沖縄本島地方		0.5m	1m	→	→	→	→	→		解除		
大東島地方		0.5m	1m	→	→	→	→	→		解除		
宮古島・八重山地方		0.5m	1m	→	→	→	→	→		解除		

【出典：気象庁ホームページ掲載資料】



主な調査地点における津波の痕跡から推定された津波の高さ(単位:メートル)

害が発生した。

特に、震源地に近い太平洋沿岸側の宮城、岩手及び福島県の3県は、地震及び津波による人的、物的被害が極めて甚大であった。

宮城、岩手及び福島の各県庁ホームページ等によれば、平成25年3月時点における被害等は、宮城県で死者行方不明者あわせて1万1,700名以上、全壊半壊等の物的被害はあわせて約44万7,200棟以上、岩手県で死者行方不明者あわせて約6,100名以上、全壊半壊等の物的被害はあわせて約2万4,900棟以上、そして福島県では死者行方不明者あわせて3,100名以上、全壊半壊等の物的被害はあわせて約26万900棟以上となっている。

この巨大地震や大津波は、このような直接的な人的及び物的な被害だけでなく、市民生活に必要なライフラインや交通機関等にも大きな影響を及ぼしていた。

#### ア ライフライン

東北各県においては、この地震と津波により水道、電気、ガス、電話等のライフラインが完全停止状態となり、一時復旧に至るまでかなりの時間を要することとなった。

東北防衛局（以下「当局」という）がある仙台市内でも、生活に欠かせないライフラインである水道やガス等が暫く停止したことにより、生活では長い間、入浴や洗

濯等ができなくなるなど、衛生面においても市民の生活を苦しめることとなった。

#### イ 交通網

交通網においては、JR新幹線をはじめとするあらゆる鉄道路線、高速道路を含む各種道路において亀裂、ゆがみ、たわみ等が多数発生し、交通機関としての機能が大きく失われ、特に道路では安全確保のため交通規制等の措置が執られた。また、仙台空港は津波が押し寄せ壊滅的な被害を受けるなど航空機も運行不能な状況となった。このことから線路、道路、空路における各方面からの人員、生活物資の移動や輸送は一時的に不可能となり、人々の生活は困難を極めた。

#### ウ 生活物資

このように交通機関等が寸断されたことから、通常的生活物資等の輸送が途絶えることになり、震災当日の夕方には仙台市内の店舗等は軒並み営業停止となるなど、市民の生活に影響が出てくることになる。

特に、スーパーマーケットなどにおいては、多くの人々が先を争って食料品、日用雑貨などを買い求めたため、各店頭でこれらの生活物資が品薄の状態となり、商品の陳列棚に何も無いという状態が長く続くことになった。

#### エ ガソリン

地震の影響により公共交通機関が麻痺したことで、市

民生活の唯一の交通手段は私有車だけになった。そのため、私有車へガソリンを補給するために、市内のほぼ全てのガソリンスタンドには自動車の長蛇の列ができていた。その後間もなく、ガソリンスタンドのガソリンの備蓄量が少なくなると、自動車1台につき補給されるガソリンの量を制限するなどしていたが、タンクローリー車による輸送や補充が困難なため備蓄されていたガソリンも次第に枯渇していき、営業停止に追い込まれる店も出てきた。

### オ 計画停電

この地震・津波の影響により東北電力、東京電力等の各電力会社では市民生活に必要な電力を十分に供給できなくなった。特に津波により福島県の原子力発電所が大きな被害を受けた影響から、東京電力は、関東地方の各自治体の住居・商業地域を分割し、分割した地域ごとに停電とする時間帯を決め、電力の節減を図る「計画停電」

を実施することとなった。

この「計画停電」の実施によって、JR等の交通機関においても運行本数を減らすなどの措置を採るざるを得なかった。

### カ 首都圏の状況

首都圏においては、地震発生後にJR等公共交通機関は全面ストップとなり、仕事を終え帰途につく人々は交通手段を失い、会社や駅のホームなどそれぞれの場所で夜を明かす者、自宅まで数十キロの道のりを徒歩で帰る者など、街中が帰宅困難者で溢れかえった。

また、地盤が軟弱な千葉県、東京都の一部では、液状化現象が発生し、マンホールが道路から突き出たり、水が湧いて出てくるなどの事象が発生し、その後、住宅や建物の基礎が沈下又は傾くなどして、市民生活にかなりの影響を及ぼすことになった。

## 2 原子力災害の概要

この東北地方太平洋沖地震により発生した津波は、東北地方の沿岸部に襲来し、福島県においては、遡上高10 m以上の津波が東京電力福島第一原子力発電所を襲い、その津波は原子炉建屋内部まで浸水したため、原子炉の冷却機能が失われるなどの異常をきたし、燃料が高温となり水と反応したため原子炉建屋は水素爆発を起こした。その結果、原子炉建屋が吹き飛び、原子力発電所の機能は完全に失われ、大量の放射性物質が大気中に漏れ出し、原子力発電所周辺の放射線量が上昇する重大な原子力事故となった。

政府はこの福島第一原子力発電所の事故を、国際原子力機関（IAEA）等が定める原子力事故または事象の深刻度を示す国際原子力事象評価尺度（INES）<sup>※</sup>について、事故発生当初はレベル3と認定していたが、時間の経過とともにアメリカやフランスなど世界各国の研究機関や有識者からレベルの認定に関して新たな見解が示されるなどし、本件事故被害の深刻さを物語った。

※ 平成23年4月12日（火）の原子力安全・保安院の公表によると、福島第一原子力発電所の事故にかかる国際原子力事象評価尺度（INES）はレベル7と暫定評価している。（ただし、放射性物質の放出量は、同レベルのチェルノブイリ事故の1割程度であるとしている）

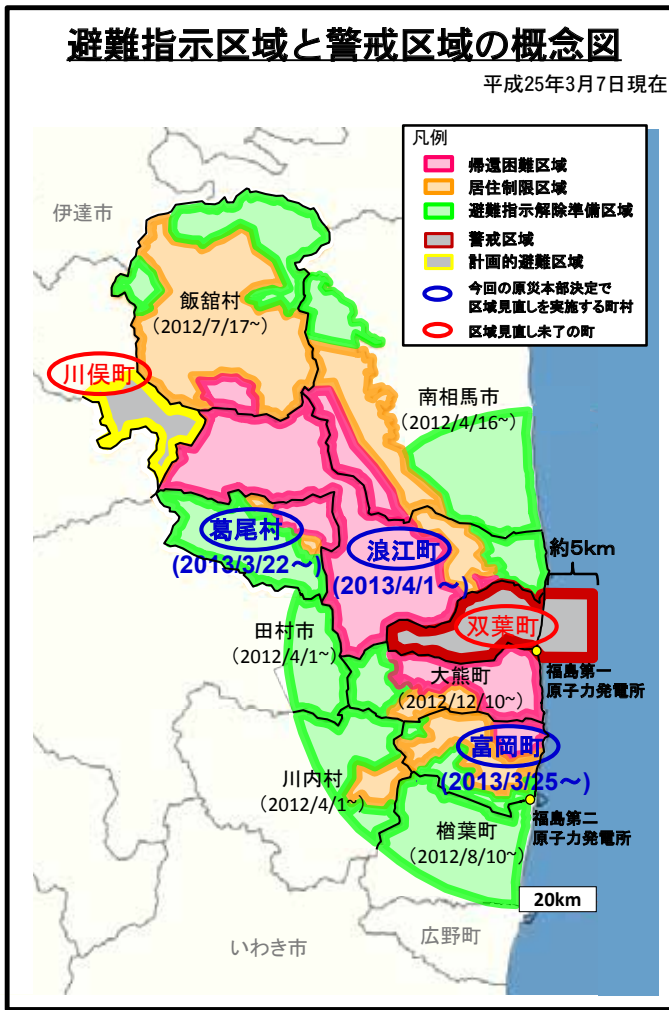


原子炉への放水活動

なお、文部科学省のホームページによると国際原子力事象評価尺度（INES）については、1986年に発生した旧ソ連のチェルノブイリ原子力発電所事故はレベル7、1979年にアメリカで発生したスリーマイル島原子力発電所事故はレベル5、1999年に茨城県東海村の核燃料加工施設で発生した臨界事故はレベル4とされている。

このため周辺住民に対しては、県内・県外での避難措置がとられ、いまなお長期の避難生活が続いている。

この福島第一原子力発電所の事故を受け、3月11日（金）16時36分、内閣総理大臣から原子力災害対策



【出典：経済産業省ホームページ掲載資料】

特別措置法第 15 条の規定に基づく原子力緊急事態宣言が発出され、防衛大臣に対し自衛隊の派遣要請がなされた。

防衛大臣は、原子力災害派遣制度が創設されて以降初めてとなる「東京電力福島第一原子力発電所における原子力緊急事態に対する原子力災害派遣の実施に関する自衛隊行動命令」を発令し、最大時で陸・海・空あわせ約 500 名の部隊を派遣し、避難支援、人員及び物資輸送、モニタリング支援、原子炉への放水活動を実施した。

原子力災害による自衛隊の派遣は初めてのことであり、冷却機能が損なわれた原子炉や使用済み燃料プールを速やかに冷却させるための自衛隊消防車両による放水作業、空中から水を投下するための陸自 CH-47 ヘリコプターなどを導入しての放水活動は技術的、性能的にも難しく、また放射性物質が漏れている状況下での隊員の作業は困難を極め、原子力災害の甚大さを物語った。

そのような中、防衛省・自衛隊は福島第一原子力発電



原発への水投下作業に出発する CH-47 ヘリ

所の状況及び放射性物質の大気中への放出の程度などを常続的に把握するため、空自 RF-4 偵察機及び陸自 CH-47 ヘリコプターに赤外線サーモグラフィ装置を搭載し、上空からの温度測定を実施した。

また、原子力災害対策本部や文部科学省からの要請依頼により、福島第一原子力発電所周辺の放射性物質などを調査するため、空自 T-4 練習機による集塵飛行を実施したほか、自衛隊ヘリコプターに線量測定装置を搭載し「放射線量等分布マップ」を作成するための計測飛行などを実施した。

また、避難指示が出されている住民の方々に対しては、入院患者、要介護者などの避難の際の輸送支援、避難した住民に対する放射線量の測定及び除染などを行った。



防護衣、防護マスクを装備する自衛隊員

## 第2節 東北防衛局の被災状況

### 1 職員及び職員の家族の状況

平成23年3月11日（金）14時46分、東北地方太平洋沖地震発生後、当局は、「東北防衛局における非常勤務等に関する規則」（以下「非常勤務等規則」という）<sup>1</sup>に基づき、各課単位で職員及び職員の家族の安否確認を行った。

職員の安否確認は、地震発生が平日の勤務時間中であつたことから、一部の出張者及び休暇中の職員を除き、職場において直接、安否の確認が可能であつたこともあり、地震発生当日の21時に職員全員の無事が確認できた。他方で職員の家族の安否確認は、地震直後から、一般電話が繋がらなくなり、携帯電話も通話及びメール機能に障害が発生したため多くの時間を要することとなった。そのため、家族の安否が確認できない職員や被災した家族がいる職員に対して、その搜索を優先させ、早めに帰宅させる措置を執つた。

しかしながら、職員の帰宅については、地震発生当日、徒歩等で帰宅可能な職場近傍に住む職員は帰宅することができたが、地震の影響により公共交通機関が全面

ストップ、道路も渋滞となつたため、公共交通機関、マイカーで通勤している当局職員の多くは帰宅が困難な状態となり、発災当日はほとんどの職員が局に宿泊せざるを得ない状況となった。そのような状況下、職員とその家族の多くは安否の確認がとれないまま不安な一夜を過ごすこととなった。

なお、最終的に職員の家族全員の安否が確認できたのは4月6日（水）であつた。



庁舎から見た国道45号線の渋滞の様子

### 2 仙台第3合同庁舎の状況

当局は、地上10階、地下2階建ての仙台第3合同庁舎に入居している。

仙台第3合同庁舎は免震構造となっており、地震による共震を避け振動を軽減しようとする仕組みとなっているものの地震時は大きな横揺れが数分間にわたり続い



天井のボードが壊れた箇所（地下1階）

た。この地震の影響により仙台第3合同庁舎内の天井の一部や外構にひび割れが生じた。

庁舎内は免震構造の特性ゆえ、横揺れ時間が長く、横揺れ幅も大きかったが、幸いにして書庫や書庫内に保管されているファイル等の崩れはなく、職員の怪我等の発生もなかった。

しかしながら、地震発生直後は庁舎内が停電し、異常を知らせるオレンジ色の非常灯が点灯した。加えて、都市ガスが供給停止となり、庁舎内の暖房運転が停止した。この状況から、庁舎内の室温が低下し寒さを凌ぐために昼夜問わず防寒着を着用しながら業務を行うこととなった。

また、仙台第3合同庁舎周辺の水道は断水となったが、庁舎内は幸いにして高架水槽内の貯水を配水されることになったものの、庁舎管理者からは節水の指示が出

<sup>1</sup> 「東北防衛局における非常勤務等に関する規則」とは、緊急事態が発生した際に東北防衛局において非常勤務態勢、対策本部の設置など適切な措置が速やかに図れるよう必要な事項を定めた規則。

された。

通信手段については、非常時優先電話を除きNTTの一般電話回線が非常に繋がりにくく、携帯電話においても通話及びメールが繋がりにくい状況となった。地震発生後、唯一残されている通信手段は自衛隊の専用線だけ

となり、当局と防衛省本省及び東北方面総監部等との連絡が維持された。

これらのライフラインは、3月13日（日）に商用電力が復旧して以降、3月22日（火）に水道の使用制限の解除、3月30日（水）に暖房に係るガス、4月14日（木）に給湯に係るガスの復旧と順次回復していった。

		3. 11	第1週～第2週	第3週～第4週	第5週～第6週	第7週～
ライフライン	電気	3/13復旧(対策本部のみ予備電源で運用)				
	ガス	3/30暖房復旧			4/14庁舎内のガス全面復旧	
	水道	3/22節水解除			余震に伴う一部断水	
職員の食事	α米半分/1食、部隊缶飯	炊き出し(出張調達、支援物資)	炊き出し(支援物資、近傍調達)			

ライフラインの復旧状況（発生から第7週）

### 3 職員の勤務環境全般

東北地方太平洋沖地震発生直後の15時、当局は、「非常勤務等規則」に基づき、緊急事態等に対応するために「東北防衛局緊急事態等対策本部」（以下「東北局対策本部」という）を立ち上げた。

しかし、地震発生直後から、仙台第3合同庁舎内は停電となり、電気も通じない厳しい状況の中で、東北局対策本部は同庁舎6階の当直室に開設されることになる。

喫緊の業務として、この巨大な地震による被害状況の情報収集を行うこととなったが、停電という状況の下で、テレビからの情報も入らず、また、本省や他局等から情報交換しようにも局OAネットワーク用のサーバ等もダウンして使用不能の状況に陥っていった。

一方、東北局対策本部以外の執務室については、商用



地震発生当日の対策本部の状況

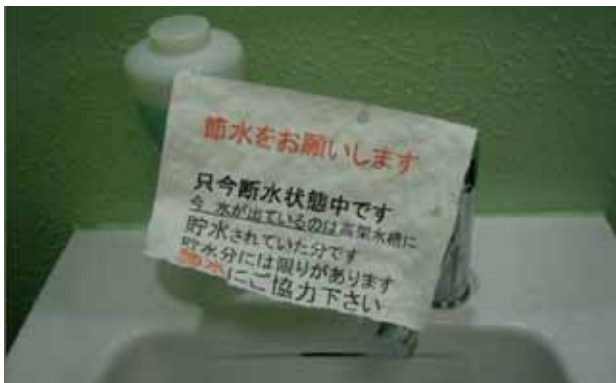
電力の復旧が地震発生から2日後の3月13日（日）であったため、その間、パソコン等を使用しての通常業務を実施することは不可能であった。職員は、年度末という繁忙な時期において業務が集中することに加え、これまで当然のようにパソコンを使用して業務を行っていたので、手書きによる資料等の作成に当たっては、当初、戸惑いと不便さを極めることになった。

仙台第3合同庁舎内のガスの復旧は半月以上の時間を要し、ライフラインの中で最も復旧に時間がかかった。その間、地震発生当初の時期は底冷えもあり、防寒着と支給されたわずかな毛布だけでは寒さを凌ぐことができず、日中は業務に集中できない状態であった。また、職場に宿泊せざるを得ない職員にとっては十分な休養を取ることができる環境ではなかった。

仙台第3合同庁舎内の断水に伴う高架水槽の使用制限は地震発生から11日間続いた。その間はトイレの水洗の使用制限があり、決して衛生的な環境ではなかった。

地震発生後、震災対応業務を開始するに当たって、当局内に東北局対策本部が設置され第3種非常勤務態勢<sup>2</sup>が発令されたことから、職員は所属する部署の恒常業務と震災対応業務の双方を実施することとなり、恒常業務

<sup>2</sup> 「第3種非常勤務態勢」とは、東北6県で震度6強以上の大規模地震が発生し重大な被害が生じた場合などで、全職員で対応する態勢をいう。  
「第2種非常勤務態勢」とは、東北6県で震度6弱の地震が発生した場合などで、非常勤務に指定された職員で対応する態勢をいう。  
「第1種非常勤務態勢」とは、地震警報発令時など大規模災害が予想される場合などで、情報収集等を行う態勢をいう。



断水となり節水を呼びかける張り紙

については各課長の判断により継続すべき業務を縮小しながら対応することとなった。

東北局対策本部内に設置された各班においては、第3種非常勤務態勢下での活動の長期化に伴い、東北局対策本部勤務者と通常業務勤務者の各活動をローテーションによる管理とし、職員が一方の業務に集中しないよう配慮した。また、地震発生から5日後に東北方面総監部の



仙台駐屯地の浴場で5日ぶりの入浴

入浴支援を受けるなど、極力疲労を残さない体制をとった。

食糧の支給については、会計課が局内に備蓄されていた食糧を地震発生当日に支給したものの、局内の食糧の備蓄について、長期間の震災対応に耐えうるほど豊富ではないため早期に底をつくことが予想された。また、地震発生以降においては仙台市内も被災していたことから店舗等の営業が停止され購入ができない状態となり食糧が不足するとの判断から、3月11日（金）に東北方面総監部に対し食糧の配布を依頼した。同日に東北方面総監部から食糧100食を受領したものの、翌々日の3月13日（日）には追加の食糧配付は不可能との連絡を受けた。

このため、会計課は東北局対策本部及び恒常業務において活動する職員の食糧確保のため、他県において食糧調達を実施し、山形県山形市において精米、缶詰、カップ麺を調達することができた。また、本省会計課の協力の下、精米や飲料水等の中央調達を実施することができたが、中央調達後の仙台市内での納品は地震の影響で不可能であったため、岩手県滝沢村や宮城県大河原町において納品及び受領することとなった。

これらの調達の努力により食糧不足は回避されたものの、食事メニューについては数日間、白米やカップラーメンのみとなり栄養バランスの取れた食事とは言い難かった。

地震発生直後における局での宿泊においては、宿泊者に配布する毛布が不足したため、3月11日（金）には東北方面総監部に対し毛布の支援依頼を行い、100枚借用することができた。しかしながら、その枚数をもってしても職員全員には行き渡らず、職員の多くは床下の寒さを凌ぐため執務室内の床にダンボールを敷くなどして、体を休める程度しかできなかった。

このように寒さ対策が十分にできていない状況を改善するためにも、早急に毛布の追加支給が求められたことから、本省に毛布の支援を要請したところ、3月18日（金）に本省から250枚の毛布を受領し職員に配布した。



床に段ボールと毛布を敷いて寒さを凌いだ



## 第2章 東北防衛局の対処活動状況

### 第1節 東北局対策本部の活動

地震発生の日3月11日（金）から8月末まで  
（東北局対策本部の日々業務記録を併記）

### 第2節 主要支援業務

- 1 技術支援業務
- 2 ご遺族対応業務
- 3 LOの派遣
- 4 米軍活動支援
- 5 防衛省所管行政財産（周辺財産）の使用
- 6 住宅防音窓口の設置
- 7 職員のメンタルヘルスケア
- 8 その他
  - （1）本省、他局等からの支援状況
  - （2）安否確認等
  - （3）局長の被災地の状況把握
  - （4）局OAパソコンのネットワーク復旧
  - （5）車両（レンタカー）の確保
  - （6）食糧の確保及び配給
  - （7）宿泊施設の予約

### 第3節 感謝状の授与と第1級賞状

- 1 感謝状の授与
- 2 賞詞と局長からの手紙
- 3 第1級賞状

## 第1節 東北局対策本部の活動

### ●3月11日（金）

#### （1）第3種勤務態勢発令、緊急事態等対策本部設置

3月11日（金）14時46分過ぎ、庁舎内の当局職員は、突如、下から突き上げるような強い縦揺れを感じた。次第に勢いを増す強烈な揺れは、その後ゆっくりとした大きな横揺れに移行し、職員は大きなゆらゆらとした揺れに目まいをしているような感覚や建物全体が船に乗って、船酔いをしているような感覚を覚えた。

当局が入居している仙台第3合同庁舎は、免震構造のため、執務室内のロッカーや書庫等が揺れにより転倒することはなかったものの、机上の書類は次々と床に落下し、揺れが始まって数十秒後には停電により蛍光灯（照明）が切れ、非常用照明に切り替わる事態となるなど、2日前の3月9日（水）11時45分頃に発生した三陸沖を震源とするマグニチュード7.3の地震（仙台的震度は4）とは全く比較にならないほどの規模であった（この地震は、宮城県沖地震との関連はないとされたが、結局今回の震災の前震だったことになる）。

これまでに経験したことのない揺れと停電に見舞われた事態に、誰もが震災対処訓練を通じて発生を危惧していた宮城県沖地震がついに到来したものと認識した。庁舎内では地震の程度が判明しないため、一部の職員は、窓から外の様子を見たが、木立や電柱が揺れていたように見えたものの、定かではなかった。その後、地震の揺れはいったん弱くなりかけた後、再び強くなり、3分以上の間、継続した。

ある程度、揺れが収まったところで、職員の誰もがこの地震がどの程度のものであるか知りたかったが、テレビは停電のため見るできないため、職員の携帯電話のワンセグの放送を見て、最大震度7（仙台市内6強）、震源は三陸沖、マグニチュード7.9、宮城県沿岸部に6m（岩手県及び福島県沿岸部で3m）の津波警報が発令されたことを驚きとともに知ることになる。

その間、本省地方協力企画課地方企画室から状況確認の指示を受けた地方調整課協力確保係長は、庁舎内が停電中であること、職員の安否確認を始める旨の報告を行うとともに、安否確認の取りまとめを依頼するために総務課に向かった。

家族の安否については、発災直後から確認を始めた者も多かったが、携帯電話は（通信会社によりやや違いはあったが）つながりにくく、運が良ければメールができるといった状態であり、地震発生直後に電話がつながった職員も、その後は不通状態が続くことが多かった。職員の中には次の日によりやく家族と連絡が取れた者、しばらく連絡が取れなかった者もいた（このような中、災害時においても通信制限を受けないFAX回線が緊急電話として使用できたことは非常に大きな効果があったと思われる）。

これほどの大地震が発生したのであるから、東北地方を管轄する当局としても直ちに何らかの対応を取らねばならなかった。企画部長及び地方調整課長は直ちに局長室に駆け込んで、局長と今後の対応を相談した結果、地震発生から14分後の15時00分、局長は非常勤務等規則に基づく第3種非常勤務態勢を発令し、全職員（約220名）による態勢を構築するとともに、局長を本部長とする東北局対策本部を設置することが決定された。これを受け、地方調整課長は当直室に駆け込んで、そこにいた地方調整課の職員に対して、その旨を速やかに各課全職員に伝達するよう指示した。

このように、当局は全職員の総力を挙げて震災対応に取り組むこととなったが、事前に防災訓練等を行っていたものの、現実にはこのような状況下に置かれた場合には訓練時のように冷静な対応は難しく、震災対応のために実施すべきことを考えても、なかなか思い通りにいかない場面が多々生じたのも事実である。更には、各職員は、いつ終わるともなく続く余震に怯えつつ、報道等で伝えられる被災状況などの映像を見るにつけ、連絡の取れない家族の安否に不安感を募らせる中で、24時間勤務態勢に移行することとなったのである。

#### （2）東北局対策本部の立ち上げ

当局の震災対応としては、自衛隊・在日米軍施設等の被害状況等の確認、関係機関等からの情報収集及び連絡調整、更には部隊からの要請に基づく技術支援等の諸活動であり、これら当局の震災対応業務を円滑に実施するためには、庁舎内の6階の当直室に東北局対策本部を速

やかに立ち上げるとともに、関係機関への連絡員（L O）<sup>1</sup>を直ちに派遣するなどして、情報収集態勢の構築を図る必要があった。

地震発生時、緊急事態対処担当者である地方調整課の調整官及び企画調整係長は、防衛補佐官とともに八戸市に出張しており、局内に不在という状況にあったが、地方調整課の他の職員は、地方調整課長からの「本部立ち上げの準備をした方がいい」という一言を受け、地震発生直後から速やかに当直室に移動し、既に率先して当直室に赴いていた基地対策室長補佐、総合調整官及び総務課の職員と協力して、第3種非常勤務態勢の発令前から対策本部の立ち上げに係る所要の準備に取りかかった。



東北局対策本部の立ち上げの準備作業

一方、局O Aネットワークについては地震発生直後の停電によりサーバがその機能を停止した。このことから同ネットワークを通じての情報収集やメール送受信等ができなくなっていた。

局O Aネットワークを担当する総務課企画係長は、このような大きな地震が発生したのであるから東北局対策本部が設置されるのは必至であり、今後の東北局対策本

部の設置運営に係る情報収集等を見据え、停電により停止した局O Aパソコンのネットワークの通信手段を確保することが急務であると考えた。

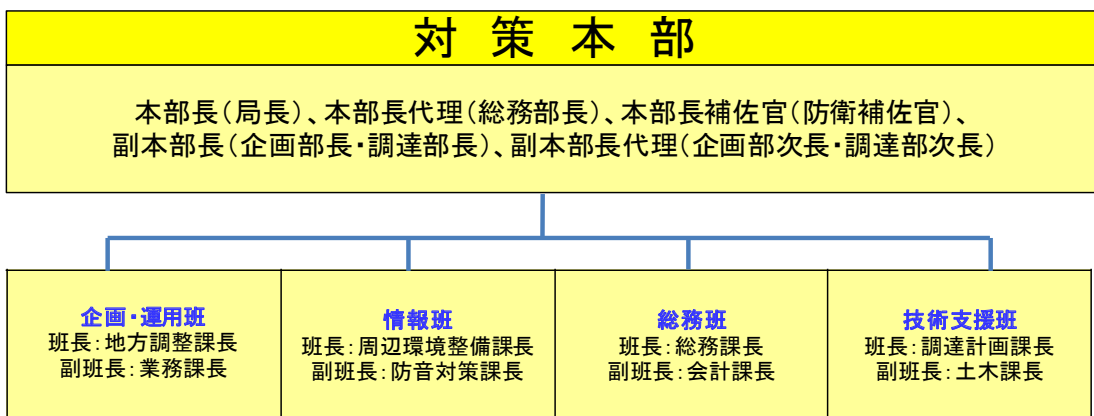
そして、同係長は、地震発生後間もなく、合同庁舎管理担当から自家発電機による電力供給を開始している旨の情報を得て、直ちに当直室に駆け上がり、テレビが視聴可能となっていた状況から当直室内の非常用電源に電力が供給されていることを確認すると、S E<sup>2</sup>（局O Aネットワークに係る保守業務契約業者）とともに当直室に通電されている非常用電源を活用して、サーバへの必要最小限の電力供給及び当直室のH U B<sup>3</sup>とサーバを直結する等の所要の作業に取りかかった。

サーバの復旧については、非常用電源の容量不足により、何度（3回程）かサーバダウンを繰り返したが、最終的には電気容量の関係で局O Aサーバ内の共有フォルダやデータ等は利用できなかったものの、必要最小限の局O Aパソコン及びプリンタ等のネットワーク環境が回復し、本省との情報共有に必要なパソコンによるメールの送受信が可能となった。



O Aネットワーク復旧作業

東北防衛局緊急事態等対策本部の組織図



<sup>1</sup> 「LO」とは、Liaison Officer の略で、軍事用語では連絡将校であり連絡員のこと。

<sup>2</sup> 「SE」とは、システムエンジニア（system engineer）の略で、コンピュータシステムの設計、システム開発のプロジェクト管理等をする技術者のこと。

<sup>3</sup> 「HUB」とは、コンピュータシステムで、複数の端末を集めて連結する中継機のこと。

3月11日の局OAネットワーク用サーバー復旧の経緯

時間	作業内容
1510	局内の電源テーブルタップを収集・付設、LANケーブルの制作・敷設開始
1511	UPS <sup>4</sup> のバッテリー切れによりサーバダウン
1523	当直室の非常用電源とサーバ電源の直結が成功（非常用電源の最小限の使用のため、LTO <sup>5</sup> 、HDD <sup>6</sup> 、UPSを接続せず）し、SEによるサーバ復旧作業開始
1550	サーバ仮復旧
1627	非常用電源の不足によりサーバ再ダウン
1655	サーバ再仮復旧
1659	当直室端末2台の通信確保
1707	本省へテストメール
1722	増設端末3台の通信確保
1735	対策本部用OA端末通信確保作業終了
1827	非常用電源の不足によりサーバ再々ダウン
1833	サーバ再々仮復旧
2009	非常用電源の不足によりサーバ再々々ダウン
2015	全課に対し、非常用電源の使用を控えるよう指示（TV、ポット等）
2020	SEによるサーバ復旧作業開始
2051	サーバ再々々復旧

地震発生時、当直室は、平成22年度末に東北局対策本部を設置するための整備が完了しておらず、地震発生直後は仮眠室のパーティションを撤去したのみの状況で、東北局対策本部に必要な器材等は未整備であった。

しかしながら、個々の職員は誰が役割分担を決めた訳でもなく、自らの判断でプリンター、ホワイトボード、イス、テーブルなどの不足する物品等を各課から搬入する等の処置を行い、テーブル上に宮城県沿岸部の地図を広げた。

また、事態対処に際しては、状況の把握と情報共有のためにクロノロジー<sup>7</sup>を作成して表示することが重要であると認識していたが、停電と局OAネットワークの機能停止によりパソコンが使用不能の状態となっていたことから、クロノロジーをスクリーンに映し出すためのプロジェクターの代替として、ホワイトボード等に白紙を貼り付けクロノロジーを表示する即席の情報板を作成するなど、現状で実施可能な範囲の準備作業を手際よく進めた。



情報を書き込む職員

なお、訓練の際に使用した各基地の被害状況等を表示する紙については、当直室内に段ボール等の荷物が散在し、貼り付ける壁面が足りなかったため、薄いベニヤ板に貼り付けて使用せざるを得なく、紙に書き込む際にボード\*が湾曲するなど非常に書き込みにくい状態となってしまった

※ 本ボードについては、数日後、使用されなくなり、東北局本部内の片隅に重ねられることとなる。

4 「UPS」とは、無停電電源装置のことであり、普段電源を蓄え、停電時において電源を供給する装置。

5 「LTO」とは、磁気テープを用いた外部記憶装置。

6 「HDD」とは、ハードディスクドライブの略。

7 「クロノロジー」とは、出来事の年代順配列のことであり、略して「クロノロ」と言われることもある。

電話回線については、自衛隊の専用線が地震発生後においても通常の使用が可能であったが、一方、当直室に設置されていた一般電話の2回線は非常につながりにくい状態となっていた。

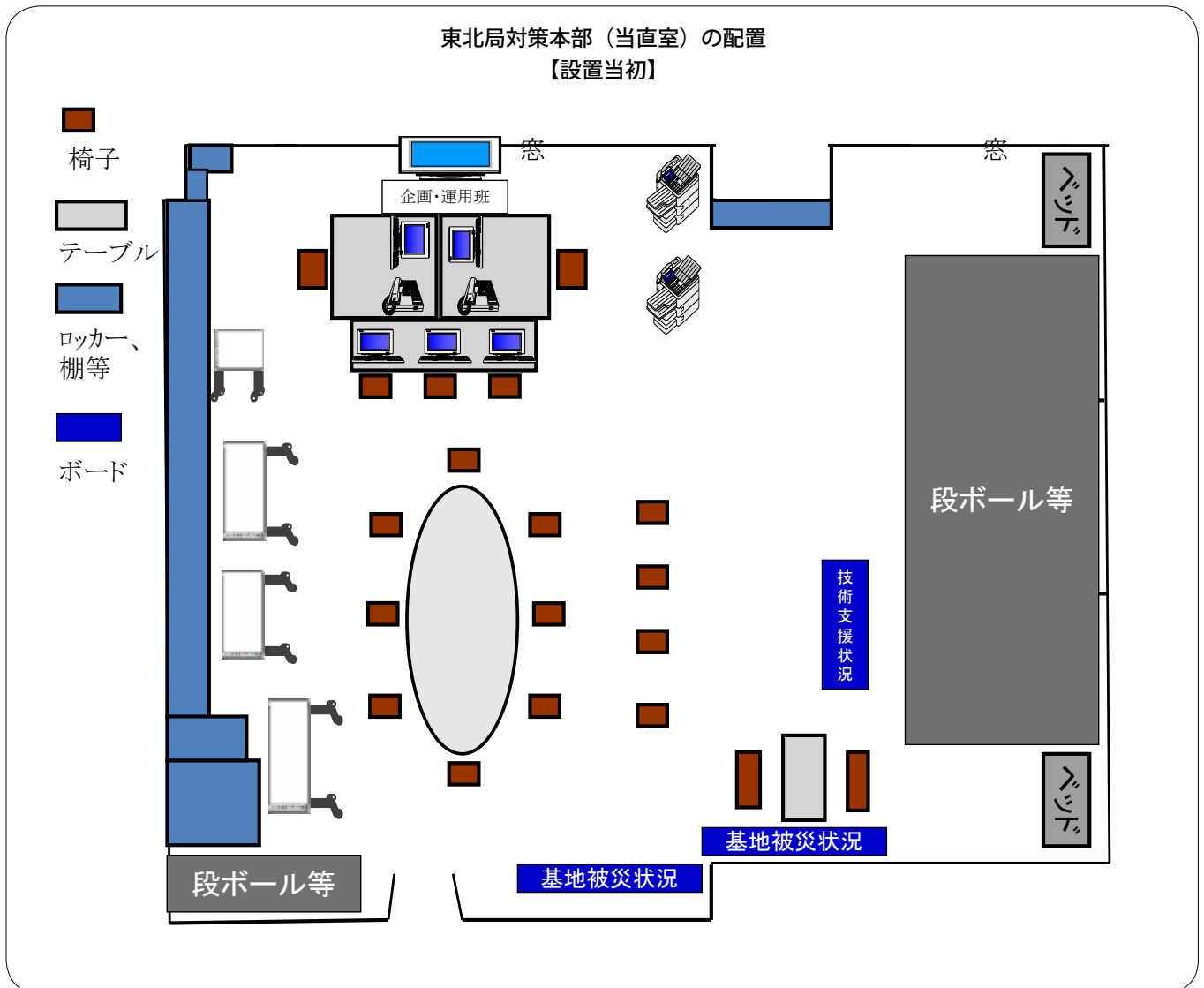
このような状況の中で、一部の職員が通常FAX用として使用している回線が災害時においても通信制限を受けない優先回線であるを知っていたことから、早速、総務課（5階）にあるFAX用の電話回線を東北局対策本部（6階）に引き込む措置を行い、発信用の回線を一つ増やす措置を採ることに成功した。

このように、事態対処担当者が不在という状況であったが、他の職員が東北局対策本部の設置に必要な物品等や緊急時における対処方法を熟知していたため、迅速に東北局対策本部の立ち上げが行われた。その後も誰が何をやると事前に決めていた訳ではないが、「クロノロジーを記載する担当者」、「パソコンへの打ち込みを行う担当者」、「本部会議資料を作成する担当者」等が自然と決まっ

ていくなど、職員一人一人が自分が果たすべき役割を考えて自発的に行動した。

なお、地震発生直後に本省から指示があった安否確認第一報について地方調整課から本省に報告するなど、本省地方企画室との間の連絡調整（本省からの質問や情報提供要請、本省に対する情報提供依頼等）は主に地方調整課協力確保係を窓口として行っていたが、当直室に設置された東北局対策本部に移行することによって、情報の集約化が図られ迅速な連絡調整（サーバ復旧後にはメールによるやりとりも実施）が行われることとなった。

東北局対策本部の立ち上げ作業の最中、飲料水の確保状況を危惧する声が職員の中から上がったため、当直室内に飲料水があるのを記憶していた地方調整課の連絡調整係長が棚の上の段ボールの中身を確認したところ、飲料水保存容器が空の状態であることが明らかとなった。地震の影響で断水となれば、庁舎内の飲み水は高架水槽に貯水している量だけになると誰もが予想できるだけ



に、その場にいた職員は騒然となった。

そのため、出張により不在にしていた地方調整課の企画調整係長に至急連絡を取り、飲料水の保存場所を聞いたところ、飲料水は未購入とのことだった。このことから、水の確保を急ぐ必要があると考え、職員が手分けをして、給湯室の水道水を保存容器（10個）に供給した。実はこの時既に、仙台第3合同庁舎周辺は断水と

なっており、庁舎内の水の供給は高架水槽の貯水量のみであったことになるが、その時、職員は水の事情を知る由もなかった。

その後間もなく、庁舎管理者は、断水によって高架水槽への給水再開時期の目途が立たないことから、トイレの使用階の制限や節水を促す旨の指示を出すことになる。

## Column

### 東北局対策本部の立ち上げ

(当時) 東北防衛局 地方調整課 基地対策室  
室長補佐 鈴木 雅之

平成23年3月11日午後2時46分頃、強い揺れが東日本全体を襲った。庁内は直ぐに停電となり、情報収集は携帯電話（ワンセグ）のみであったが、目や耳を疑う情報ばかりで、「東北地方はいったいどうなってしまうのか」という恐怖感にかられたと記憶している。

真っ先に家族の安否や自宅の被害状況はどうか、石巻の親戚は大丈夫だろうか、また、対策本部の立ち上げをしなければと頭の中で駆け巡っていたが、ともあれ、家族の安否等は携帯電話が通じないため確認する術がなく、無事でいてくれと心の中で願いつつ、総合調整官と対策本部の設置に向け当直室に向かった。

しかし当時を振り返ると、緊急事態等対処の主担当である地方調整課内は出張等に行っている職員も数名おり、残っている職員は課長以下10名程度、よりによって主担当者である調整官や企画調整係長が出張中であった。準備に取りかかるといっても、本省、局内及び自衛隊等との調整を始め対策本部の設置・運営等いろいろとやるべきことも山積みで、取り急ぎ本省、局内等の調整は協力確保係長がメインでバタバタと行っていたと記憶している。

また、課内の各職員も対策本部の設置に向け慌ただしく動き出し、私は総合調整官と一緒にホワイトボードや図面等を当直室に運び準備を始めたのだが、既に総務課の職員等はパソコン等を設置したり電源確保の作業等を行っており、対策本部の設置に向け着々と準備をしていたと記憶している。

大震災という緊急事態でもあり、職員それぞれが黙々と作業に取りかかっていたが、これまでに実施した訓練の成果も出ているのかなあと感心した反面、「自分はこれから何をすればよいのか」とふと考えたことに恥ずかしさを憶えた。地方調整課の職員であれば、緊急事態等が発生した際何をすべきか常にイメージを持って準備する必要がある、いかなる場合でも即時に対応することが重要であると思う。自分は若干準備を怠ったかもしれないが、職員それぞれは臨機応変に対応したのではないかと後になって思えた。

震災直後は考える余裕もなかったが勤務時間中に震災が発生したため、対策本部の設置を始め局内の調整、また、関係機関との調整等もある程度スムーズ？にできたのではないかと考えた。これが仮に勤務時間外であったら、当直或いは登庁（第3種非常勤務態勢と仮定）した職員で準備等を円滑に実施することができたか疑問がある。必ずしも緊急事態等の主担当である地方調整課職員が直ぐに登庁し準備等を実施できる訳ではないので、深夜或いは早朝に震災が発生した場合にスムーズに体制をとれるのか、やはり、緊急事態等対処は局全体で対応できるよう常日頃から訓練（非常呼集訓練＝実働訓練）を実施し、地方調整課或いは総務課だけではなく、登庁してきた職員が本部の設置・運営等を実施し円滑に体制をとれるよう準備する必要があると思った。

最後に、当たり前のことではあるが、今回の大震災を糧に、対策本部の立ち上げや緊急事態等への対応（発生した際何をすべきか常にイメージを持って準備）について、職員ひとりひとりが考え直さなければと思った。

### (3) L O (東北方面総監部、宮城県庁) 及び技術支援要員の派遣開始

東北局対策本部が設置された当直室では非常用電源によりテレビの視聴が可能であったが、他の課室は非常用電源が通っていないため、局長以下の幹部は自然と当直室に集まり、適宜、情報収集を行っていた。

テレビからの情報によると、地震の規模は逐次修正され、地震発生当初マグニチュード7.9とされていたのが、16時には8.4に修正された。その後、17時30分に気象庁は新たにモーメントマグニチュードで8.8と発表した(最終的には3月13日(日)にモーメントマグニチュード9.0と修正された)。

また、地震発生当初に6mとされた津波警報は15時過ぎには宮城県沿岸で10m、15時30分には岩手県及び福島県沿岸でも10mの津波警報が発表されたのを確認している。

更に、時間の経過とともにテレビから、自衛隊のヘリコプターが撮影した津波の映像や各地の被災状況等が伝えられ、被災地における悲惨な状況が徐々に明らかになっていった。

このように報道により今回の地震が次第に大きな規模修正され、津波による被災状況が明らかになると、誰もが想定していた宮城沖地震よりも遙かに巨大な大規模地震であったと認識するに至ったのである。

なお、情報収集をしている最中にも庁舎内では大規模な余震が立て続けに起こり、15時30分頃までにマグニチュード7.0以上の余震が3回以上発生し、青森県沖、茨城県沖を震源とした地震も発生している。

当局としては、このような震災関連の情報を迅速に入手するためにも、東北方面総監部へのL O (以下「方面L O」という)の派遣を速やかに行うことが必要であった。まさに東北方面総監部はこのような大災害に際して自衛隊の災害派遣の最も重要な拠点となるものであり、また、県庁と併せ、災害時のL O派遣先として想定していたものである。

方面L Oについては、地震発生時に出張中で偶然にも東北方面総監部に居合わせていた地方調整課基地対策係長が元々陸上自衛隊採用の技官であり部隊業務にも精通していること等から適任であるとして、同係長をそのまま方面L Oとして常駐させることとした。これにより東北局対策本部設置とほぼ同時に情報収集が開始されることとなった。

更に15時25分には、総合調整官2名を方面L Oとして追加派遣するとともに、モバイル・パソコン、スキャナー付きプリンター及び携帯電話等の各種備品を現地に持ち込むなどして、情報収集体制の強化を図ることとした。

この方面L Oへの追加派遣に当たって、改めて窓から外の様子を見ると、道路は多くの自動車で大渋滞となっていたことから、1名は徒歩での移動とし、もう一人を車両による移動という分散して派遣せざるを得なかった。

方面L Oの体制が整うと、東北方面総監部に集まる細部の被災状況、例えば、「ヘリ映伝からの情報で名取川を3mの津波が逆流(川を遡上)」、「松島基地の建物1階が水没」等の情報が次々と東北局対策本部に伝えられることとなり、企画・運用班の職員は、それらの情報を逐一クロノロジーに反映する作業に奔走することとなった。

一方、宮城県庁へのL O (以下「宮城県L O」という)については、あらかじめ県庁内の常駐場所に係る調整を行っておらず、また、この時点の東北方面総監部の県庁への派遣状況を把握できなかったことから、県庁内のどこに職員を派遣すべきか明確な判断材料もなく、派遣の決定には時間を要していた。その間、本省地方企画室から派遣の打診が幾度とあり、速やかな対応を迫られる中、情報収集態勢の強化を急ぐ必要があるとして、16時54分、局長の指示により県庁への派遣を開始した。

宮城県L Oとして派遣する職員2名の選考に当たっては、地方調整課の職員の中で、過去の震災対応訓練を通じてL O業務を既に経験をした職員2名(連絡調整係長、企画係員)がいたものの、東北局対策本部の運営を主で担っている地方調整課から当該職員2名を派遣する場合、東北局対策本部の運営に支障を来すおそれもあると判断して、同課からは企画係員1名を派遣することとし、残り1名は以前からL O候補に挙がっていた施設補償課の職員を派遣することとした。

県庁内がどのような状況であるか全く情報が入らない中での派遣のため、県庁内でL Oとして情報収集に当たることは相当困難を極めることが予想されていたが、出発から約5時間後には、今般の地震の名称が「東北地方太平洋沖地震」と決定された等の様々な情報が宮城県L Oから対策本部内にもたらされることとなった。

また、技術支援業務については、平成20年に発生した「岩手・宮城内陸地震」における当局の対応や東北方

## Column

## 県L Oの派遣

(当時) 東北防衛局 地方調整課  
協力確保係長 尾花 勇人

バタバタしている最中、本省の担当係長から「県へもL Oを出さないのか」との連絡が入る。

方面から県へのL Oの状況も分からない状況で、果たして局から県にL Oを出せるものか、どこに行けと言えいいのか、疑問がよぎる状況で、「現在、検討中。」と回答するのが精一杯であった。方面L Oに「方面からの県L Oの状況は」と聞いてみたが、「承知していない」とのことであった。各セクションが、それぞれで動いており、自分の担当セクションの状況把握が精一杯である。当然の回答だと思った。

16時頃だと思うが、再度担当係長から「県へL Oを出せないのか」との連絡が入る。本省担当者の声も苛立ちを隠せなくなっている。こちらも「まだまだ大きな余震が続いているんだ！そんな危険な中で、県庁のどこにL Oを送るのか、誰を送るのか、現在、調整しているからもう少し時間をくれ！」と強い口調で時間を稼ぐ。

地方調整課長とこの件を相談していたら、局長から「ダメもとで行かせなさい」との指示が出た。この一声で決心する。

以前、企画調整係長とL O育成の話をしていたので思い出し、L Oに出すとすれば「市川さん・大沼さん」のコンビになるだろうと心には決めていた。地方調整課長からも同じ名前が出た。これこそ防災訓練の成果なのだなと感じながら、市川さんと大沼さんに「とりあえず、行っただけ行ってくれ。どこに行けばいいのか分からないが、場所を見つけてほしい。着いたら連絡くれ」とのみ伝えた。モバイルパソコンや各種の用品など持って行かせるかどうか迷ったが、場所さえ取れるかどうか分からない状況では荷物は少ない方が良いだろうと、備品類は企画調整係長が戻ってきてからでもいいだろうと持たせなかった。

局を出発して1時間もせず、県L Oから連絡が入る。2 Fの庁議室にいるとのこと。県の対策本部の状況などの情報もしっかり掴んでいた。邪魔者扱いされがちな防衛局L Oの場所を混乱している時に作るというのは大変な作業に違いない。ここにファインプレーをした者がいることを記録として残してほしい。

面総監部との震災対処訓練等を通じて、部隊側が承知していたこともあり、東北局対策本部の立ち上げから30分後には東北方面総監部から仙台駐屯地の建物応急危険度判定及び電力確保に係る技術支援の要請があり、16時30分に建築課の職員2名及び設備課の職員1名を現地に派遣した。

**(4) 第1回東北局対策本部会議**

地震発生から時間を追うごとに、被害の状況が逐次判明していった。東北局対策本部が得た情報でも、松島基地のほか多賀城駐屯地も冠水、各地からは災害派遣要請、また、仙台空港に近い(株)ジャムコ航空機整備カンパニー仙台整備工場の施設でも津波により被災したこと等、今回の事態の深刻さに一同戦慄を覚えた。

その他、17時32分には東京電力福島第一発電所で放射能漏れとの第1報、18時26分にはジャスコ多賀城店付近にいる人からの救助要請\*(FAX受信)があったり、更には七十七銀行から女川支店の行員の様子について情報提供依頼が入るなど、東北局対策本部では情報収集・提供及び関係部署との連絡調整が続けられた。



※ この情報については、東北方面総監部、宮城県L O経由で部隊等に連絡した。

このように東北局対策本部の立ち上げ、その後の各種L Oの派遣に一定の目途がついたことを踏まえ、局長から東北局対策本部会議を開催するよう指示があり、19時に第1回目の会議を開催し、現時点の震災対応における活動状況の報告及び今後の対応方針について協議を行った。

なお、東北局対策本部会議の場所については、「非常勤務等規則」において、原則として局長室において開催するものとしていたところ、被害状況が刻々と変化している中、必要な情報が揃っている場所での実施が適切であること等から、東北局対策本部を設置している当直室で開催した。

東北局対策本部会議には、各班の班長及び副班長を含む主要幹部が出席し、企画・運用副班長たる地方調整課



第1回東北局対策本部会議の様子

長が進行役として、現在までの状況をクロノロジーにのっとり報告した後、総務班から職員の安否確認状況、技術支援班から技術支援業務の状況を報告した。

なお、地震発生時からの混乱状況下における対応として、事実上、企画・運用班の職員が情報班の業務（情報の収集・整理・分析等）も一体として行っていたことから、情報班としての報告は行わなかった。

#### 【第1回東北局対策本部会議概要】（1900～1940）

- 報告事項
  - ・職員の安否未確認者は2名。家族の安否状況の把握は未実施のため、今後確認。
  - ・方面L Oとして3名、宮城県L Oとして2名、技術支援要員として仙台駐屯地に3名を派遣中。
  - ・施設の被害状況については確認中。
- 本部長指示事項

- ・現在の局勤務者数（本局）の確認。
- ・今後の庁舎内勤務者のシフト及びL Oのローテーションを計画。
- ・食糧の備蓄状況を確認し、足りない場合は方面への依頼を検討。

家族の安否確認については、携帯電話がつながりにくい状況の中、個々の職員が地震発生当初から連絡を始めていたが、局全体の把握は行っていなかった。

会議は40分間実施し、局長指示に基づく今後の対応については、同日21時30分に開催する第2回東北局対策本部会議で報告することとした。

#### （5）L O要員の指定

局長の指示を受け、L Oの交代要員を計画する必要があったが、「非常勤務等規則」上、第3種非常勤務が発令された場合の東北局対策本部の態勢については、「全員による対応」という漠然としたものであり、平素に各班員の業務を明確に指定していなかったため、L Oの要員を改めて指定する必要があった。

そのため、地方調整課総務・企画担当補佐が企画部各課と鋭意調整し、このような状況下においても、適切な対応が可能と思われる職員を選抜して、一週間分の勤務リストを作成した。その際、派遣先周辺の関係者に顔を覚えてもらうためにも要員数は少数の方が良いと判断し、方面L Oは3名（2班）体制とし、派遣中の3名を含め派遣要員として6名を指定した。また、宮城県L Oは2名（2班）体制とし、派遣中の2名を含め派遣要員として4名を指定し、いずれのL Oも24時間勤務の交代制とした。その後、3月15日（火）以降は、個人の負担状況や恒常業務等を考慮した上で、宮城県L O、方面L Oそれぞれの状況に応じ、改めて派遣対象者の追加人選等を行ってローテーションを組み直した。その後も、L O派遣が長期化することに伴い、派遣対象者の拡大や勤務人員及び勤務時間を縮小するなど体制を適宜見直した。

最終的には、方面L Oを10月6日（木）までに延べ211名、宮城県L Oを10月20日（木）までに延べ169名を派遣した。

なお、3月19日（土）、4月1日付けで局を退職し4月上旬から岩手県の防災危機管理監として再就職することが決まっていた郡山防衛事務所長を、東北方面総監の助言もあり、岩手県庁へのL Oとして派遣\*している。

※3月19日（土）～同月31日（木）の13日間。

地震発生日（3月11日）のLO派遣のシフト表

方面LO	勤務体制：4名（最大時）	
	勤務時間：1500～翌日1200－1名 1640～翌日1800－1名	1610～翌日0800－1名 2100～翌日1200－1名
宮城県LO	勤務体制：2名	
	勤務時間：1735～翌日1200－1名	1735～翌日1800－1名

**(6) 第2回東北局対策本部会議**

【第2回東北局対策本部会議概要】(2130～2150)

- ・局全職員の安否が確認でき、無事であることを確認。職員家族の安否については、現在確認中。
- ・方面LOのシフトは3名（総合調整官2名+職員1名）、宮城県LOのシフトは2名体制とし、24時間勤務で交代。庁舎内勤務者のシフトについては、引き続き作成中。
- ・糧食については、アルファ化米<sup>8</sup>の備蓄があるが、方面に食糧の要請が可能か調整中。
- ・現在、当局内（本局）では職員108名（帰宅不能者含む）で対応中。
- ・設備課については、本日、工事検査で職員9名が出張中のため、現在、電気の技術支援要員として対応できる職員は1名のため、今後、状況に応じて他局の応援が必要となる可能性がある。（本省を通じた支援依頼も検討）。
- ・車力通信所の被害はないという情報を得ているが、他の在日米軍施設の状況が分からない。本省からも情報を得られるか調整。

会議は20分間で終了し、第3回目の会議は明日行うこととした。

**(7) 地震発生当初の非常用糧食等**

第1回東北局対策本部会議において、局長から食糧の備蓄状況を確認するよう求められたところであるが、非常用糧食の状況については、地震発生前から、「非常勤務等規則」上、少なくとも東北局対策本部に勤務する職員のために3日分を基準として確保・備蓄に努めることが規定されており、当局は事前に米軍航空機事故対応を想定して、平成21年3月にアルファ化米を390食

分（保存食）、飲料水保存容器（20L用×11個）を調達していた。

しかしながら、地震発生の当日は平日の昼過ぎで多くの職員が勤務しており、当日夜には帰宅困難者も多くいたことから、食糧の配給については東北局対策本部勤務者のみならず在局職員全員を対象に行う必要があったことで、備蓄されている非常用糧食（アルファ化米：390食分）については、局内にいる職員1人当たり2食分しか提供することができないという厳しい現実に直面した。

職員への食糧の配給は、今後の食糧調達の目途が立たない状況であったが、職員の業務継続の観点や健康等への配慮から、23時頃、会計課職員が非常用糧食の数量を確認して、1食を2名分として配布した。職員は、震災対応に追われる中、ようやく夕食を摂ることができたものの、アルファ化米1食のみを2人で半分ずつ食するという厳しい状況であった。

他方、地震発生前から、防衛補佐官は局が被災し備蓄する糧食等が不足する等の万が一の事態に備え、東北方面総監部需品課と調整し、糧食等の支援について了解を得ていた。

そのことから、第1回東北局対策本部会議終了後、地方調整課長は、方面LOに派遣された基地対策係長に連絡し、毛布と併せて戦闘食<sup>9</sup>300袋（戦闘食は1袋で2食分の量のため600食相当、これは職員200名が朝昼晩3食分に相当）を提供してもらうよう指示した。これを受け、同係長が東北方面総監部の了解の下で備蓄状況を確認させてもらったところ、災害派遣の隊員用糧食として持ち出していることもあり、備蓄している量は500袋程度で、東北方面総監部としても他基地からの追送を待っているとのことであった。そのため、300

<sup>8</sup> アルファ化米とは、精白米を炊飯し、急速的な乾燥処理を行った加工食品。  
<sup>9</sup> 戦闘食とは、軍隊において、軍事行動中に配給される食糧。「レーション」と言われることもある。

袋の提供は難しいと判断し、取り急ぎ100袋の提供を依頼し、その日の内に受領した糧食（戦闘食100袋）を局に搬入した。

なお、同係長は、東北方面総監部との間で、この戦闘食100袋の他、14日以降に改めて追加提供をしてもらうことで調整していた。

さらに、3月12日（土）、平成22年度の104移転訓練<sup>10</sup>の際に支援部隊から提供され、王城寺原演習場（SACO管理棟）に保管していた戦闘食150袋が、同係長によって局に搬入された。

これら追加の戦闘食（250袋＝500食分）が提供、搬入されたことにより、12日（土）の夕食以降から13日（日）までは、2人で1つの戦闘食（2食分）を食するまでに改善された。

週明け（14日）以降には、東北方面総監部から糧食の提供の見通しが立たない状況（結果として、東北方面総監部から追加200袋の提供を断られた）となり、このままでは局職員の糧食が尽きることを踏まえ、自力の調達を試みることとなり、会計課の職員が近隣の山形県まで買い出しに行き、カップ麺、精米等を調達した。その後、本省に緊急調達を依頼するなどの対応により、食糧の確保が図られることとなった。

なお、食糧の配給は、当初1日3食を想定したものの、自然と、昼食、夕食の1日2回のみとなっていった。これは、初日の配給が、局全体が多忙を極め、食事まで手が回らなかったこともあって深夜にずれ込んだこと、翌朝は徹夜明けで休息する職員も多く、この日の配給も昼頃になったこと、更には、3月15日（火）、ヤマザキ製パン（株）のご好意によりパン数百個が提供され、3月15日と16日の2日間はこれを朝食に充てることができたこともあり、そのような流れになったものと思われるが、局内ではこのような緊急事態の最中、1日2食の配給でも十分という雰囲気であり、1日3食を求める者はいなかった。

## （8）国有財産の被害報告

国有財産の被害については、第2回東北局対策本部会議において、「米軍車力通信所」の被害状況の報告が行われたのに続き、逐次、被害情報を入手次第、本部会議及び本省へ報告された。

自衛隊施設の被害については、地震発生当初から各部

隊に確認を行っていたものの、停電の影響や震災の混乱状況から基地被害の実態把握は難しい状況となっていた。そのため、各部隊の被害状況は、部隊等がそれぞれの状況下において被害状況が確認できた時点で順次当局に連絡があったり、また、技術支援班の現地報告から情報を得る場合も生じた。

米軍施設の被害については、三沢防衛事務所や関係米軍等に照会したところであるが、結果として主に三沢防衛事務所からの現地確認の報告により状況を把握した。

周辺財産<sup>11</sup>の被害については、局職員が直接現地で確認する必要があったが、地震発生後は現地への移動手段がないこと等から、報道による被害情報の収集にとどまった。三沢飛行場周辺地区、三沢対地射爆撃場周辺地区及び八戸飛行場周辺地区については、3月13日（日）に三沢防衛事務所が現地確認を行い、被害状況の報告を受けた。松島飛行場周辺地区は、余震の沈静化及び三陸自動車道が緊急車両の通行が可能となった3月15日（火）に現地確認を実施した。

## （9）防衛補佐官及び事態対処担当者の対応（指揮システムの活用等）

3月11日（金）、防衛補佐官以下3名の事態対処担当者は、青森県・岩手県国民保護共同訓練セミナーに参加していたため、同セミナーの開催地である八戸市内に在る際に地震に遭遇していた。

地震により同セミナーが中止と決まり、防衛補佐官以下3名は八戸駐屯地へ移動し、内線電話を使って当局に「八戸の局職員3名は異状なし」の旨を報告するとともに、局の対応状況を確認した。

その後、この場でできることを模索していた時、八戸駐屯地の指揮所で隊員が指揮システムの端末を利用して様々な資料等を見て状況把握をしているのに気が付き、当端末へのアクセス方法を確認した（陸上自衛隊の指揮システムの端末では各部や大きなイベントごとにフォルダーを作成して平素から情報や資料を共有している）。

この措置により、東北局対策本部は、防衛補佐官の部屋にあるパソコンから部隊が把握しているものと同様の詳細な情報を迅速に入手できるようになり、情報収集力が飛躍的に向上することになった。また、後に当該情報（電子データ）を個々の職員も閲覧できるよう、局の共有フォルダに掲載する等の措置を講じた。

10 104移転訓練とは、在沖米海兵隊がキャンプ・ハンセン演習場において実施していた県道104号線越え実弾射撃訓練を、平成8年12月の日米特別行動委員会（SACO）の最終報告に基づき、沖縄県の負担の軽減のため、平成9年7月から本土の5演習場で分散・実施している訓練をいう。

11 周辺財産とは、飛行場等の周辺において、建物等の移転等により国が買収した土地等のこと。

Column

周辺財産の確認

(当時) 東北防衛局 施設管理課長

五十嵐 昭紀

東北防衛局は周辺財産を松島飛行場、三沢飛行場周辺などの航空機騒音の著しい地域に保有している。各地区の周辺財産は部隊や米軍が管理するものではなく、東北防衛局がすべて管理を行っている。このような緊急事態において、遠方の状況を把握するのは大変困難な事態となる。

3月15日、津波に襲われた松島基地周辺財産の現地確認を決心し、同じく補助施設等の現地確認を計画していた周辺環境整備課と防音対策課で調整を行い、施設管理課からは齋藤緑化担当補佐が現場へ向かうこととなった。コースは東松島市役所に立ち寄り被災状況を聴取し、石巻地区に進出。帰路、王城寺原演習場を経由するコースで被災状況を確認する計画である。すっかり暗くなった18時過ぎ、現地確認班が無事現地から帰局した。

早速、状況を問い合わせると、「周辺財産は津波後、水が引かず海と化している。また、ある地域ではがれきが車両の進入を妨げ、あるはずのない船や巨大パイが転がっている。そこにあったであろう周辺財産を含め、どこに何があったのかわからない状況。」とのことだった。

私自身が現地に入ったのは3月28日になってからだったが、齋藤補佐が体験した被災地はそのまま残っていた。かつて周辺財産であったであろう場所には家の屋根部分が漂着し、ダンプカーが転がっていた。基地滑走路東側に所在する周辺財産は未だ水没しており、石巻市に向かって広大な海ができていた。



滑走路東側の状況



海水が引かず海と化した周辺財産

なお、東北方面総監部作成の資料であったことから、資料の取扱いは慎重に行いつつ、必要に応じて本省に情報提供を行った。

このように、防衛補佐官以下3名は八戸駐屯地にいる間、可能な限りの震災対応に従事した後、東北自動車

道の緊急車両通行の許可が下りたことから、11日の23時頃、東北方面総監部の防衛課長が搭乗した車両の先導により、八戸駐屯地を出発、仙台へ移動することとなった。

翌12日(土)の午前3時頃、無事、防衛補佐官及び

事態対処担当は、レンタカーにより八戸駐屯地から帰局した。防衛補佐官は帰局する前に宮城県庁に立ち寄り、県庁に詰めていた東北方面総監部の隊員と調整の上、当局職員の常駐場所を県庁内の自衛隊調整所に確保するとともに、局職員への糧食や水の提供及び仮眠室の調整をしたとのことであった。

その後、防衛補佐官の主導により、東北局対策本部内に現在の部隊の展開状況を記載した東北管内の地図を立てかける作業を行った。

## Column

### 八戸駐屯地における初動対応確認

(当時) 東北防衛局 防衛補佐官  
山口 芳正

宮城県で震度7の地震が発災したとの第一報を聞き、新幹線で仙台には帰れないと判断し、近傍の八戸駐屯地に前進することが最善と判断、東北方面総監部の防衛課長を誘って、八戸駐屯地へ移動した。移動中も相当激しい余震に見舞われ、しばしば路肩へ車を止めなければならなかった。

八戸駐屯地では内線電話の使用が可能で、局と連絡を取ることができた。

局は早速対策本部を立ち上げるとともに、東北方面総監部へ連絡員を派遣するなどして平素実施した訓練通りに業務を実施している様が見え、一安心した。

駐屯地内は停電であったが、発電機で稼働するテレビを観ることができた。NHKの報道を観ていると、事態の深刻さが刻一刻と判明してきた。

仙台へ帰るタイミングを図っていたところ、東北方面総監部が高速道路公団と調整し、緊急車両通行の許可が下りた。八戸駐屯地で準備されたパジェロに東北方面総監部防衛課長が乗車し、この車の後を付いていく形で我々局職員も仙台に帰ることができ、駐屯地は災害に強いことを改めて認識した。また、夜通し車を運転した浜崎調整係長(当時)の労を多としたい。



出張先で電話連絡をする防衛補佐官

Column

宮城県庁LOとしての派遣（その一）

（当時）東北防衛局 施設補償課

漁業補償第2係長 大沼 一成

時計を見たら深夜0時を回っている。局を出発する際に手渡されたペットのお茶があることに気づき、渴いた喉を潤した。この時点で、市川さんは今日の1200まで、私は1800までと知らされていたので、「このまま24時間以上ペットのお茶だけだと、体重は何キロくらい落ちるのだろうか」などとつまらないことを考えたりもした。

講堂内は、状況の把握と人命救助最優先で緊迫感を増していた。我々は、講堂内に設置してあるテレビの映像で現状把握に努めながら、飛び交う情報に耳を傾けた。とりあえず、0500から次の県災害対策本部会議ということなので、至急局本部に伝えなければならないような情報以外は、その際にまとめ局に伝えることにして、頻繁に続く余震に身構えながら我々が陣取った講堂後方中央でしばらく状況を見守った。

ふと後ろに人の気配を感じた。振り向くと山口防衛補佐官が立っておられた。「お、お疲れ様です！」と挨拶をした後に、これまでの状況を簡単に説明したところ、山口防衛補佐官は「君たちはここにいるんじゃないかと・・・」とおっしゃったので、思わず「えっ??」と声を発してしまった。そして、我々は同じフロアの別室、自衛隊連絡調整所（入札室）に引っ張られて行くことになる。そこは、当然のことながら各部隊から集まってきた迷彩服の自衛隊員でいっぱいだった。専門用語がビシバシ飛び交う初めての環境なので、私はかなり圧倒された。「ここで何をすればいいのか・・・」という思いが、私の顔に出ていたのだろう。山口防衛補佐官はやさしく「何か筆記用具ある？」とおっしゃったので私の手帳とボールペンを手渡した。すると「今の段階は状況把握と人命救助が優先なので、もう少し後の段階になると思うが・・・」と前置きしながら、東北防衛局としての主な調整内容を私の手帳に以下の事項を書き記しながら説明してくださった。

- 応急危険度判定士の派遣
- 駐屯地の庁舎の判定
- 倒壊家屋の判定
- 米軍と自治体との調整
- 通訳要員の派遣
- 周辺財産の使用
- 陸海空自の施設の被害状況把握
- 工事の状況把握
- 補助事業対象施設の把握

（山口防衛補佐官直筆の手帳は私の宝物である。）



県LOに調整事項を書き記す防衛補佐官

また、このような混乱した状況の中で、山口防衛補佐官は東北防衛局のスペースを確保すると同時に、県LOのための食事や仮眠室についても部隊の方に話をつけてくださった。食事の場所へは東北方面総監部の佐藤事務官から案内していただき、食べ物や水が手に入らない状況下で、とても貴重な戦闘糧食（乾パン、惣菜缶詰）や水などを頂いた。後に温飯（食）に切り替わるが、「食」は戦力回復のためにも大変重要であると認識させられた。また、仮眠室については食事の場所と隣接していたため同時に案内されたが、私は利用せず自衛隊連絡調整所（入札室）で過ごした。（後に、仮眠室は防衛局のための「個室」を確保していただくことになる。）

とにかく山口防衛補佐官が県庁にいらっしゃってからは、県LOの環境が劇的に変わり整った。やはり、山口防衛補佐官は偉大であると痛感している。

## ●3月12日（土）

震災初日の真夜中は、窓の外の渋滞がいつの間にか解消され意外と静けさを取り戻していたが、海の方角に目を向けると、約10km離れた多賀城市の石油ガスタンクが炎上している様子や、若林区などの海岸方向で発生した火災の炎が地平線に沿ってチラチラする様子を目視することができるなど、非日常的な光景が広がっていた。

深夜になって気温が低下したが、ライフラインが止まり暖房もない中、職員は派遣要員用に準備していた防寒着を着用するなどして寒さを凌いだ。勤務が長時間に及び、その場で仮眠する者もいたが、夜通し東北局対策本部に張り付いて業務を継続した者も多く、当直室の東北局対策本部は終夜稼働していた。

早朝6時頃、本省より「福島第一原発で放射能漏れ」との情報が入り、事態が更に深刻化し危機感もつものっていったが、東北局対策本部としても原発関連の情報収集に努めることとなり、後に部隊から入手した放射線量の情報をボードに貼り付けるなどの対応を開始した。

なお、緊急事態担当者が帰局したこともあり、東北局対策本部内で管理していた物品等以外に通常時に会計課が管理していた防寒具、長靴、雨具等については、活動現場における所要を見据え、東北局対策本部内で一括管理することが適当であるとし、会計課の倉庫から東北局対策本部（当直室）へ移動することとした。



防寒具等の物品を東北局対策本部へ移動

### （1）クロノロジー・東北局対策本部会議議事録の作成及び組織体制の変更

この日の深夜0時を過ぎた頃、本省から防衛省対策本部会議資料等の重複したメールが大量に届くこととなった。

これらは、「本省は局の情報を吸い上げるのに、本省からの情報提供がない」旨の局長指示を受け、本省が

持っている情報を局に送信してほしいと何度も連絡していたが、サーバの機能復旧作業で本省からメールが届かず、サーバ機能が回復して一斉にそして大量にメールの受信が始まったためである。これらの重複メールを除外しても、溜まったメールの資料は相当のボリューム数があり、これを印刷し、本部内に回覧する作業は非常に時間を要するものであった。

本来、このような情報収集にかかる作業は、情報班が行う業務であるが、初日から引き続き、企画・運用班の職員が分担して作業を行い、情報班の業務も一体として行う体制が恒常的なものとなっていた。

地震発生以降から翌日にかけては、各LOから被災状況や部隊の状況等の情報が東北局対策本部内へ次々と伝達されたため、この時期、企画・運用班の職員は膨大な量の情報を紙に書き込みクロノロジーを作成する作業に奔走した。



クロノロジーに情報を書き込む職員

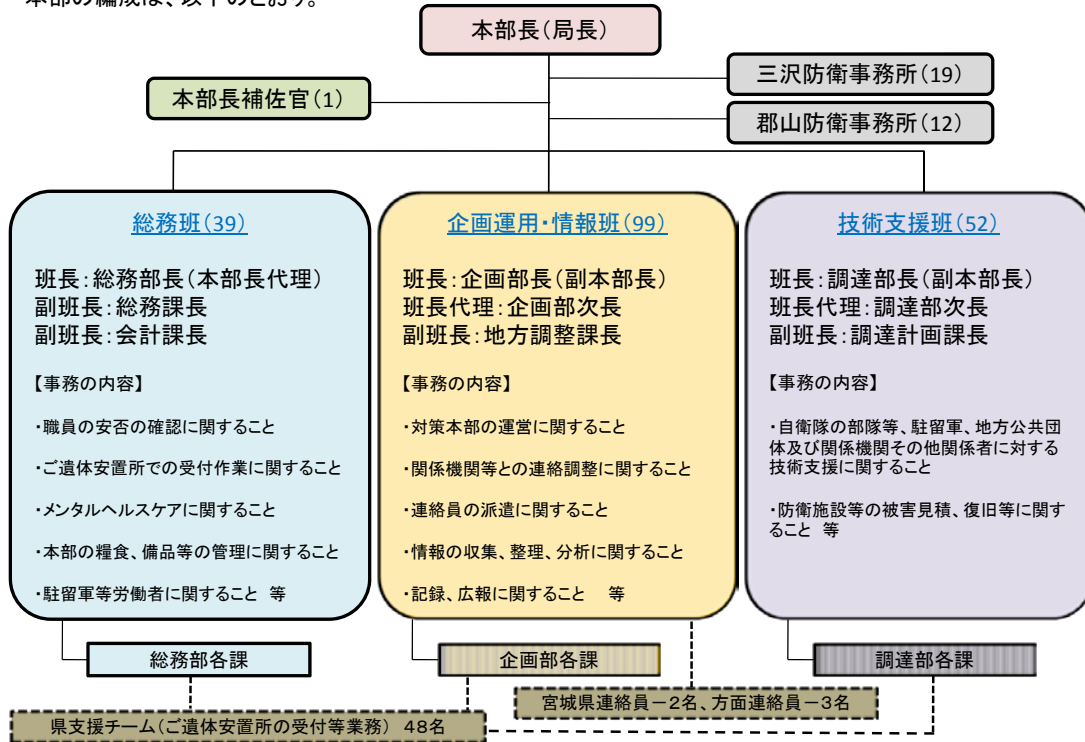
クロノロジーへの記載は情報を入手次第、その都度行ったものの、徐々に書き込みが追いつかなくなり手元にメモが溜まっていく状況も多々あった。疲れから書き込みの順番が前後すること、さらには、30分前の情報が書かれたメモが出てくるようなこともあったが、企画・運用班の職員は相互に協力し合い、書き込みをする職員を適宜交代しつつ、これら情報を黙々と書き続けた。

企画・運用班の職員は、クロノロジー以外にも、東北局対策本部会議における議事要旨を作成するとともに、本省災害対策本部会議資料や宮城県LOが収集した会議資料等については、入手したその都度、東北局対策本部内の幹部に回覧するとともに共有フォルダへの保存を行った。

特に宮城県LOがFAXにより送付する資料、或いは

東北局対策本部の組織の変更（第1回目）

- 3月11日 14:46、東北地方太平洋沖地震(M9.0)が発生。
- 3月11日 15:00、第3種非常勤務を発令、局長を本部長とする緊急事態等対策本部を設置。本部の編成は、以下のとおり。



( ) 書きは、平成23年3月11日時点の要員数(計223名)

クロノロジー

時間	内容
平成23年3月11日	
東北地方太平洋沖地震について	
3/11(金) 14:46	地震発生
15:00	第3種非常勤務を発令 緊急事態等対策本部を設置 L O方面に派遣(佐々木)
15:12	本省企画室に連絡 ・第3種の発令、対策本部の設置 ・安否確認中、被災確認中
15:15	八戸からP3C、霞目からヘリ離陸(被害状況把握)
15:25	L O 2名追加(方面へ) (安達一尉、千葉一尉)
15:29	方面施設課長より技術支援要員の派遣要請
15:54	15:25 横須賀より全艦発進 15:35 宮城県知事より災害派遣要請(方面総監へ)
16:00	18:00政府調査団が宮城県庁にヘリにて移動 (市ヶ谷発:チヌーク)
16:05	名取川を津波が逆流(高さ3m) 仙台空港麻痺(方面L Oから)
16:10	建築(相馬、赤松)技術支援要員を方面に派遣 千葉一尉方面到着

東北局対策本部会議の議事録

日時	内容
平成23年3月22日	
緊急事態等対策本部会議(第28回) (東北地方太平洋沖地震)	
日時: 3月22日 10:00~10:10	場所: 当直室
出席者: 局長、総務部長、企画部長、調達部長、防衛補佐官、企画部次長、調達部次長、総務課長、地方調整課長、調達計画課長、報道官、会計課長、施設管理課長、重村医官	
概要: 地方調整課長より前回会議からの進捗状況を説明後、防衛補佐官から部隊の展開状況等、各課長等から各種業務状況を報告。会議における主な内容は以下のとおり。	
<b>技 術 支 援</b>	
○ 松島基地関係	・浴場の応急復旧について、建物の整備を本日で終了予定。給水設備については、本日1400揚水ポンプが到着予定のため、その後設置工事を予定。 ・航空灯火については、本日1530到着予定の技術者と整備に係る打ち合わせを予定。
○ 方面から要望のあった建物危険度判定等の技術支援について、23日に船岡駐屯地、24日に大和駐屯地を実施予定。	
○ 本日以降、松島基地内の状況等について、マスコミ(テレ朝)による取材が入ることとなり、技術支援チームの活動状況もPRできるよう基地側に依頼している。	
<b>ご遺体の身元確認支援</b>	
○ 昨日と同じく6箇所に6班(24名)を派遣。現在、作業を行っている職員の負担を軽減するため、交代要員として各班の増員(2名~4名程度)を検討中。	
<b>JTF(MR・ER)発言</b>	
○ 隊員の遺体捜索について、極めて慎重に作業を行っていることから、進捗状況が遅いとのこと。隊員の中から、本活動の将来が見えないという声も出てきている。業務が長期化することを踏まえ、隊員及びその家族のケアが重要とのこと。	
○ 6師団より、米軍との意思疎通が不十分とのこと、通訳支援がほしいとの意見あり。	
<b>局 長 発 言</b>	
○ ご遺体の身元確認支援について、現在、6箇所24人でやっているが、職員の負担軽減のため、2日、3日休養できるような体制を検討してほしい。 JTFの会議での発言にもあるように、心身の疲労が蓄積しているため、職員及び家族のケアが必要。 屋外で作業する場合には、職員の放射能に対する不安を取り除くため、マスクの着用や一人の職員に長時間作業させないことが必要。	
※今回の会議は19.0.0を予定	



持参する資料については、1回当たり約70ページに渡る膨大な量となっており、記録保存及び各職員への閲覧のために行うスキャナーによるデータ保存は時間を要する作業であった。

議事要旨については、発災当初は単に発言内容を羅列する形式で記載していたが、各種支援業務が恒常化することに伴い、3月22日(火)から「技術支援」、「ご遺体の身元確認支援」、「J T F<sup>1</sup> (MR・ER) 発言」、「局長発言」の項目ごとに見やすいように記載した。

また、クロノロジーについては、局職員の震災対応活動に係る出発及び到着時間の記載や東北局本部会議の開催時間等の定期的な情報の記載を始め、方面LO及び宮城県LOからの情報があつた際は、速やかに内容の記載を行った。

なお、パソコンが復旧した3月11日(金)の夕刻以降から、手書きによる記載と併行してパソコンへの入力を行った。

これら資料については、会議終了後には方面LO及び宮城県LO、さらには本省に対し、情報提供として送付した。特に3月下旬から宮城県庁内の自衛隊連絡調整所ミーティングに参加することとなった宮城県LOにおいては、本資料を有効に活用して当局の活動状況を報告しており、部隊との情報共有の資料としても機能していた。

企画・運用班の職員は、東北局対策本部の設置から8月31日(水)の解散に至るまで、113回の議事要旨を作成し、158ページ(A4用紙)にのぼる膨大な量のクロノロジーの更新等作業に従事したのである。

## (2) 第3回東北局対策本部会議

第3回目の東北局対策本部会議から、会議の進行については、最初に地方調整課長がクロノロジーののっとり報告した後で、防衛補佐官から部隊の展開状況を記載し



山口防衛補佐官が部隊等の展開状況を説明する様子

た地図を基に、部隊の活動等に関する報告がなされた。会議概要は以下のとおりである。

### 【第3回東北局対策本部会議概要】(0800～0820)

- ・ 糧食について、昨晚、方面から100食を受領し、追加として300食を依頼中。
- ・ 局職員の体制については、108名をローテーションとし、約50名体制とするよう検討中。
- ・ 家族の安否状況について引き続き確認。(職員家族20名未確認)
- ・ 方面総監部より機械職の技術支援依頼があり、1名を派遣予定。(技術支援要員：計4名)
- ・ 今後、在日米軍との調整が必要となる可能性があるが、語学職員として当局職員は2名のため、状況に応じて本省へ支援依頼を予定。
- ・ 局使用車両(3台：官用車2台、レンタカー1台)について、仙台駐屯地におけるガソリンの補給が可能かどうか確認。
- ・ 本省厚生課より多賀城宿舎の入居状況の確認依頼(被災者用の使用の可能性を判断するため)があり、現在調査中。

### (3) 青森県からの要望(米軍の重油等の提供)に係る調整

3月12日(土)11時45分、三沢防衛事務所より、青森県消防防災課が米軍の重油等を分けてほしい旨要望しているとの連絡が入り、その10分後、同県から直接当局にも連絡があつた。

青森県消防防災課の話によれば、重油等の不足により、このままでは避難所や病院の発電に必要な燃料がなくなったり、或いは緊急車両の稼働に影響を与えとの状況から早急な対応をお願いしたいとのことであった。

この時、米空軍三沢基地との連絡がつかない状況下であり、現地間での調整は困難となることが予想されたことから、当局は本省を通じた米側との調整が適当と判断し、本省地方企画室に本件が緊急性の高い要望である旨説明を行い速やかな対応を依頼した。

本省担当者は直ちに在日米軍司令部との調整を図るとし、じ後、当局は青森県の担当者の氏名や連絡先、重油の種類や量及びその用途、受渡しの時期や場所などを記載した英訳を作成の上、本省に送付した。

翌日、8時55分及び19時10分に青森県から当局に対し、再度本件に係る問い合わせがあつた。当局とし

<sup>1</sup> J T F (J T F - T H) とは、今回の大震災に伴い新たに東北方面総監部内に設置・編成された災統合任務部隊—東北 (Joint Task Force - Tohoku) をいう。

ては、現在本省において鋭意調整している旨回答するとともに、参考情報として、その日、三沢市長と在日米軍司令官が面談した際、同司令官から何かお手伝いすることがないかとの発言（三沢防衛事務所情報）があったことを伝え、同市長を通じた在日米軍との調整も検討されるよう説明した。

重油等については、米側のオペレーションにおける優先順位の関係もあり、本省が最大限努力したものの、結果として、米側からの提供は実現しなかった。

なお、これ以降、同県から、本件に係る当局への問い合わせはない（別のルートにより確保されたものと理解）。

#### （４）宮城県災害対策本部会議資料

3月12日（土）、宮城県L Oから第6回宮城県災害対策本部会議が10時30分に開催されるとの連絡があった際、局長から、当該会議に宮城県L Oの出席が可能か確認するよう指示があった。

宮城県L Oにおいては、これまで閲覧に供されている宮城県災害対策本部会議資料をF A Xにより当局の東北局対策本部に情報提供等を行っていたところであり、自衛隊調整所の代表者が県災害対策本部会議を傍聴していることから、当会議への参加については見合わせていた。



宮城県庁内の自衛隊連絡所

しかし、当局の東北局対策本部としては、宮城県L Oに対して、局長の意向を伝え同会議の傍聴を追求するよう指示を行い、その結果、宮城県L Oは第6回目の県災害対策本部会議以降、オブザーバーとして参観することとなった。

これにより、東北局対策本部内に、県災害対策本部会議における県知事等からのコメントが新たに報告されるとともに、当会議で配布される資料を局用として入手できたことから、迅速に東北局対策本部へ情報が送付され

ることとなった。また、同日12時00分にモバイル・パソコン、スキャナー付きプリンター等を宮城県L Oの常駐場所に整備したことに伴い、県知事等からのコメントが電子データで東北局対策本部に送付されることとなった。（会議資料は容量の関係上、F A Xで送付）

その後、会議資料の送付については、当会議が意見交換の場から情報提供の場に移行したとして3月23日（水）から1日1回（これまでは1日2回）の開催に縮小したこと、また、本資料が70ページ以上にわたる膨大な量であり、時点修正が主となっていた状況も踏まえ、4月1日（金）10時に開催した第39回目の会議資料から、F A Xによる送付は取りやめ、宮城県L Oの交代時に直接当局に持参する方式に変更となった。

#### （５）第4回、第5回東北局対策本部会議

第4回及び第5回の東北局対策本部会議の概要については以下のとおりである。

なお、3月12日（土）から当面の間、東北局対策本部会議については、午前、午後及び夕刻の1日3回行うこととした。

##### 【第4回東北局対策本部会議概要】（1330～1350）

- ・ 青森県防災消防課長より米軍の重油の提供要望。現在、米側依頼の内容について本省への提出資料を作成中。
- ・ 語学職の局職員2名のうち1人は青森にいる状況。米軍対応事案が生じた場合に、本省へ所要に応じた増援依頼を予定。
- ・ 局車両に係るガソリンの問題については、レンタカーの追加配備及び方面隊でのガソリンの補給で対応。
- ・ 家族の安否状況について引き続き確認。（職員家族6名未確認）
- ・ 糧食については、日曜日までは確保しており、その後の状況を踏まえ方に要望。
- ・ 八戸貯油施設は、浸水していたが原形はとどめている。第2ポンプ場については浸水、第3ポンプ場は被害なし。パイプラインの露出箇所は泥水被害。
- ・ 三沢市漁協関係の補助事業施設については、軒並み壊滅状況。製氷貯蔵施設は、躯体のみの状況。他の補助事業施設については、自治体の対応が可能かを踏まえ、情報を入手する予定。

【第5回東北局対策本部会議概要】(2000～2020)

- ・ 内閣府副大臣の現地視察について、当初、当局に車両支援の依頼があったが、相手方における調整の結果、部隊対応となった。今後、当局に何か依頼があった場合、前向きに検討する方針。
- ・ 米軍の重油の提供については、県が優先順位を付し、明日以降でも引き続きお願いしたいとの意向を示していることから、引き続き、本省と米側担当者間での調整を依頼。
- ・ 家族の安否状況について引き続き確認。(2000現在、職員家族3名未確認)
- ・ 厚労省青森検疫事務所から米軍の緊急援助隊が三沢基地へ到着するとの情報提供があり、本日1800の会議(財務省・防衛省・米軍)において決定する予

定。現在、米軍のニーズに対応できるよう情報収集中。

- ・ 三沢防衛事務所からの連絡によると、本日1450～1515の間、三沢市長と三沢米空軍司令官が面談。司令官からの「何かお手伝いすることはないか」との厚意に対し、三沢市長は「現在、情報収集中であり何かあればお願いしたい」旨回答。
- ・ 施設の現状が不明であった下北試験場については、上級機関から、津波警報発令と同時に全ての隊員が避難するよう指示されていたことから、被災状況の確認ができない状況である。
- ・ 当局の多賀城宿舎(省庁別宿舎)は、地震による被害はない。



八戸貯油施設の津波による泥水被害



三沢市漁業関係補助事業施設の津波被害

● 3月13日(日)

(1) 電気の復旧に伴うサーバ復旧作業

3月13日(日)8時20分、合同庁舎管理係より、「本日の午前中には電気が復旧する見込みとの東北電力からの内々の情報がある。」旨の情報があり、10時には「11時30分に電気が復旧することから、現に使用する電気機器の使用に注意されたい。」旨の館内放送があった。合同庁舎の予備電源が使用可能な期間は約5日間と聞いていた(もっとも、これには東北局対策本部の使用量は含まれていなかったが)ため、停電が長引いて発電機用の重油が枯渇した場合の対応<sup>\*</sup>も検討しなければならなかったが、その前に事態が解決したことになり、非常に有益な情報であった。

<sup>\*</sup> 基本的には合同庁舎管理官庁である仙台管区気象台の責任であるが、同気象台としても市中での手配の目途がつかないため、当局が東北方面総監部に方面LO経由で事前に相談を行い、枯渇した場合は提供可能との回答は得ていた。

電気復旧に伴い、これまでの予備電源から商用電源への切替えのため、東北局対策本部内のサーバの再起動が必要となり、11時に一度サーバを止め、再起動するまでの間はメール・インターネット等の使用を停止した。

電気復旧の時間については12時、その後、12時15分にずれ込んだこともあり、SE及び総務班の職員によるサーバ停止作業、電気復旧に向けた配線作業等、サーバ起動作業の一連の作業を経て、12時44分に局OAの全ての端末の通信機能が復旧した。

なお、この復旧作業に当たり、心配されていたNASのデータ及びメールサーバのデータに破損はなかった。

また、約2日間にわたる停電が終了し、電気が復旧したことにより、各課のPC端末も復旧したため、各課への情報提供として、県災害対策本部会議資料を東北局対策本部会議の出席者及び各課庶務へ転送した。しかしながら、これらのデータ転送は、1度のメールで5メガバ

イト程度の容量となることから、各端末の許容量を超えてしまい、数日後、各種会議資料（東北局対策本部会議、県災害対策本部会議、JTF-TTH会議（MR、ER）、本省災害対策本部会議資料等）については、「データ転送」から「共有フォルダで閲覧」に方法を変更した。

共通フォルダについては、閲覧した際に見やすいよう、項目ごと（①東北局対策本部会議、②本省情報、③LO情報（方面）、LO情報（県庁）等）にフォルダを作成するとともに、その日の情報を一つのフォルダにまとめて掲載するなどの対応を行い、できる限り各職員への情報共有に努めた。

## （2）周辺財産の使用

3月13日（日）10時25分、三沢防衛事務所より、三沢市から三沢飛行場周辺財産の一部を瓦礫一時集積所として使用したい旨の要請を受けたとの連絡が入った。当局は状況にかんがみて直ちに使用を許可することとし、施設管理課において東北財務局との調整を行い、即日中に許可をした。



瓦礫一時集積所として使用許可  
（三沢飛行場周辺財産の一部）

その後、3月24日（木）には、東松島市からの要請を受け、松島飛行場周辺財産の一部を被災車両の一時保管場所として使用を許可した。

なお、3月15日（火）には宮城県から被災地に放置されているLPガスボンベの一時保管場所として、王城寺原演習場周辺財産の一部の使用を検討している旨の連絡が入り、関係機関等との鋭意調整を行った（その後、7月に同県から当用地を使用しない旨の連絡を受けた）。

これまでの経験を踏まえ、周辺財産の使用については、平素から積極的にPRしていたこともあり、自治体からも早期に要請があり、また、東北財務局の協力もあって、円滑な許可が可能となり、震災対処に一定の貢献ができたものである。

## （3）東北局対策本部会議（第6回、第7回、第8回）

3月13日（日）に実施された東北局対策本部会議の概要については、以下のとおりである。

### 【第6回東北局対策本部会議概要】（1000～1020）

- ・ 月曜日以降の糧食について、東北方面総監部に確認したところ、支援は困難である旨回答あったため、今後の調達方法を検討。
- ・ 家族の安否状況について引き続き確認。（1000現在、職員家族3名未確認）
- ・ 多賀城宿舎の被害がないため、震災により家屋を喪失した者に対して、宿舎の貸与支援が可能。
- ・ 下北試験場の現状について、本日、現地にいる守衛から聞き取り。津波による被害は建物の外観上、認められない旨報告あり。
- ・ 宮城県災害対策本部会議において、王城寺原演習場関係の情報としてため池にクラックが発生している旨報告されたところ、当局の補助事業で整備したため池かどうかは引き続き確認。
- ・ 松島基地については、津波による被害が甚大であるため、技術支援を要請する可能性が大きいことから、対応できるよう支援体制を検討。

### 【第7回東北局対策本部会議概要】（1500～1515）

- ・ 三沢市から要請のあった周辺財産（馬力大会の会場北側部分：約6,900㎡）を瓦礫一時集積場所として使用する件については、既使用許可地の範囲内のため、部局長限りで対応。
- ・ 月曜日以降の糧食については、内局から経費を緊急示達してもらって対応。仙台市内での調達は困難とも考えられ、隣県での調達も考えている。
- ・ 松島基地の被害が甚大のため、ランウェイ<sup>1</sup>の確認業務のニーズはあるものの、技術支援全体のニーズが不明。そのため、要請前に松島基地に入り現場調査を検討。  
今後、当局の調達部職員だけでは、十分な対応ができなくなる可能性があり、他局からの支援要請も検討。
- ・ 当局にとって、技術支援活動は重要なものであり、今後でもできる限りの対応が必要。

<sup>1</sup> ランウェイとは、飛行場の滑走路のこと。

## 【第8回東北局対策本部会議概要】(2000～2020)

- ・ 多賀城駐屯地の27棟について危険度判定調査<sup>2</sup>を行った結果、9棟は危険、6棟は要注意、12棟は問題なし。
- ・ 空幕施設課が空幕長の指示を受け、明日の午前中、松島基地においてC-130及びC-1の離着陸を行いたい旨依頼があったことから、技術支援チーム(土木4名、設備3名、建築2名)を松島基地に派遣予定。松島基地までの移動は、局車両により行う予定であり、経路については検討。
- ・ 糧食については、明日の昼に間に合うように会計課で調達方法を検討の上、対応予定。
- ・ 明日1030～1130の間、防衛大臣が東北方面総監部及び被災地を視察。方面視察時に局長が列席できるように、方面総務部長を通じ調整中。



多賀城駐屯地の建物応急危険度判定調査

**(4) 松島基地における技術支援**

3月13日(日)、13時10分に航空幕僚監部(以下「空幕」という)から、そして、15時30分に浜松基地の教育集団司令部からそれぞれ、松島基地への固定翼機の着陸に際し、事前に滑走路健全性調査に係る技術支援を依頼したいとの連絡があった。

このことから、当局は直ちに本依頼に係るロジスティック面の調整を開始したところ、空幕からは食事の提供や宿泊施設等、さらには移動手段について、当局に対し大きな支援はできないとのことであった。

このため、局内では、松島基地が水没したとの情報がある中、さらには同基地に電話すらかからない状況であって、途中、通行止めの道路が多い中、局車両が単独で移動して無事に松島基地までたどり着けるか懸念を抱いていた。

当局の事前の想定では、緊急事態時における車両移動については、部隊車両の先導により行うこととしていたため、平素に緊急通行車両の登録はしていなかった。そのため、せめて「部隊車両」又は「ヘリコプター」で迎えに来てもらうよう、夕刻から夜にかけて、空幕に何度も連絡を繰り返すなどして調整を行った。

東北局対策本部会議(第8回)が終了した頃、空幕から連絡が入り、「移動に係る支援は困難であるが、本日中に局の技術支援者を派遣してもらいたい」旨の依頼があった。

これに対し、当局は夜間における調査は困難であり、局単独で同基地への移動することは危険を伴う旨の説明をしたものの、航空幕僚長からの強い意向とのことで、当局の対応を強く要請された。そのため、局内において慎重に議論が行われた結果、技術支援班長たる調達部長が派遣を決断して、東北局対策本部長である局長の了解を得て、22時15分に第一陣の職員を派遣することとした。

このように、当局は被害が甚大な松島基地を輸送拠点として機能させるために早急な復旧が重要とする航空自衛隊の強い要請に応え、道路状況が不明な段階から、夜間作業を含め、また余震に伴う津波の危険も顧みず最大限の支援を行い、3月15日(火)の朝までに本滑走路への輸送機着陸を可能な状態に復旧する作業に従事したのである。

その後も同基地の復旧に当たっては、給油設備使用の技術支援等、様々な活動を実施した。

<sup>2</sup> 応急危険度判定調査とは、大規模な地震などが発生した際に、二次的災害を防止するため、被害を受けた建築物を調査し、倒壊の危険性や外壁、窓ガラス等の落下、付属設備の転倒等の危険性を判定すること。

松島基地における技術支援の様子



段差部の確認



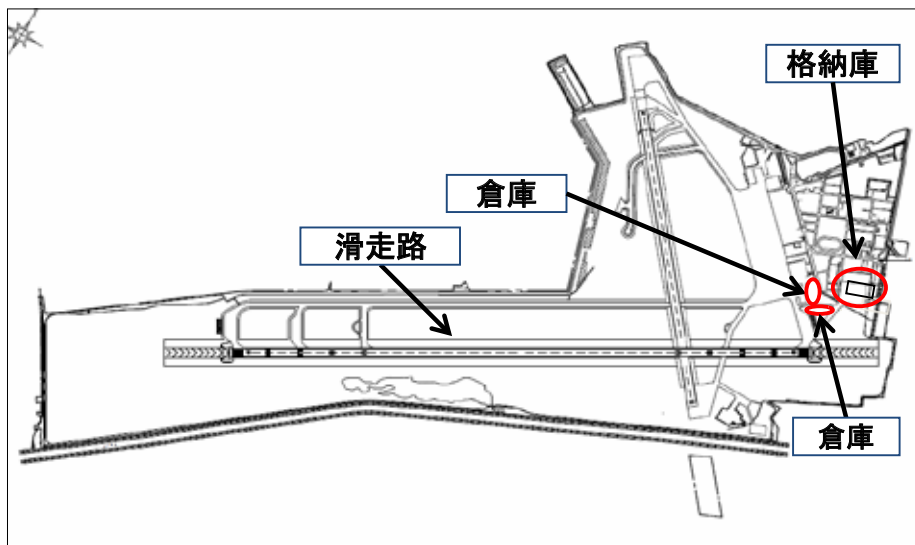
たわみ等の確認



補修完了確認



C-130の着陸



松島基地の主な被災箇所

### (5) 緊急車両の指定

当局は、この大震災により車両通行規制がかかる道路事情において、局職員の移動手段をより円滑にしなければならぬ場面に直面していた。そのため、企画・運用班の地方協力確保係長は、局官用車についても緊急車両の指定を行う必要があると考え、インターネットを活用して緊急車両の指定要領を検索した。

その結果、同要領については、①各県において定められていること、②事前登録をしておくこと、円滑な許可が下りること、③様式は各県で様々であるが、事前登録がなくても許可は可能であること、④所轄警察署に申請すること等々が判明し、これを踏まえ、徹夜により申請書の作成を行った。

14日(月)、企画・運用班の地方協力確保係長は地方調整課基地対策室長とともに8時前に局を出発し、仙台東警察署へ相談に向かった。同署警備課長から紹介された担当窓口で説明したところ、後で申請書及び車検証写(2部)を提出することを前提として、先に緊急車両ステッカーの発行が行われることとなり、同日9時に開催される東北局対策本部会議前には全ての官用車とレンタカー計15台分の緊急車両指定の手続きを終えた。

本ステッカーの許可期間は1ヶ月間であったが、技術



緊急車両ステッカー



緊急車両ステッカーを貼ったレンタカー

支援、遺族対応或いは米軍支援業務等、局職員の車両移動が頻繁にあったことから、一般車両が通行禁止となっていた高速道路の通行が可能となったことで、局と活動現場間の移動経路の確保が容易となり、移動時間の短縮にも繋がることとなった。

### (6) 局車両へのガソリン給油

緊急車両の指定により、局の震災活動が地理的に広範囲にわたることが可能となったものの、局車両(官用車2台、レンタカー1台)へのガソリン供給については、あらかじめ検討されていなかっただけでなく、加えて地震発生直後から石油精製施設の火災、流通の混乱により、ガソリンスタンドなどの給油所に燃料が入荷されない事態となったことで、早急に対応を検討する必要があった。

そのため、3月12日(土)の第3回東北局対策本部会議において、仙台駐屯地内での給油を東北方面総監部と調整することとし、3月13日(日)、防衛補佐官が東北方面総監部需品課長と調整したところ、仙台駐屯地におけるガソリンの保有状況は極めて厳しい中ではあったが、好意的に協力を得られ、仙台駐屯地内の給油所の使用が可能となった。

## ● 3月14日(月)

### (1) 東北局対策本部要員のシフト表

局勤務者のシフトについては、第1回東北局対策本部会議(3月11日)において局長から本部要員及びLOのシフトを含め計画するよう指示があり、第3回東北局対策本部会議(3月12日)において、108名の体制を半分の約50名体制とするよう検討中である旨報告した。

その際、情報収集体制の確立に万全を期す必要性から、LOのシフトの方を優先して作成したため、局勤務

者のシフト作成には時間を要していた。

このような中、東北局対策本部運営の要となる企画・運用班の地方調整課職員の勤務については、企画部長から当職員の疲労蓄積を軽減するよう、特段の指示を受け、3月14日(月)より、次ページとおりのローテーション表に基づき、計画的に業務に従事している(結果的に局勤務者のシフトについては、各課の判断で対応)。

緊急事態対処勤務体系(本部3/14~20)【地方調整課の例】

	月日	3/14(月)		3/15(火)		3/16(水)		3/17(木)		3/18(金)		3/19(土)		3/20(日)		備考
		氏名/時間	900	2100	900	2100	900	2100	900	2000	900	2000	900	2000	900	
1	岩田部長									←→						2 3
2	平松次長		←→					←→								2 3
3	藤井課長					←→										2 3
4	小林室長					←→						←→				2 3
5	松田調整官	TEL				←→				←TEL						1 1
6	佐藤補佐		←→	TEL				←TEL		←→				糧食		3 3
7	安齋補佐	TEL				←TEL		TEL		←→						2 1
8	西平補佐		←→				TEL	←→		←→				TEL		2 1
9	鈴木補佐		←→	TEL				←TEL						TEL		3 3
10	沼山係長					←→				←→						1 1
11	大江係長		←→				TEL			TEL						2 3
12	尾花係長		TEL				TEL			TEL				TEL		1 2
13	浜崎係長		←→					←TEL						TEL		1 2
14	渡辺係長		←→			←→		←→		←→						2 3
15	加賀谷事務官			←→		←→		←→		←→				糧食		1 2
<b>・・東北地方太平洋沖地震 第3種勤務発令中</b>																
						日直 TEL		←→								
						夜勤指定		←→								

(2) 応援要員（通訳支援要員）の受け入れ

地震発生の翌日以降、東北局対策本部に、防衛本省や方面LOから、仙台空港や山形空港で米軍が活動するとの情報や東北方面総監部内に日米調整所が設置されるとの情報や逐次入ってきたため、何らかの形で当局の語学職員により米軍への通訳支援を行うことができないか検討が行われた。

当局としては元々、米軍の支援活動時には通訳支援要員の派遣を想定しており、局内にその候補者として語学職員（本局2名、三沢防衛事務所2名）が在籍していた。

しかしながら、本局語学職員2名のうち地方調整課の企画調整係長は、地震発生時にいた八戸市から帰局後、震災対応担当として東北局対策本部内勤務に必要不可欠となっており、現場での調整業務を行うことは困難であった。また、もう1名（業務課の職員）は休暇中に青森県で地震に遭い、以後、交通手段が停止していたことにより、三沢防衛事務所の語学職員を含め、仙台へ到着するまでに多くの時間・日数を要する状態となっていた。

このような状況を踏まえ、具体的に実施する通訳支援業務が定まっていらないものの、当局に米軍への支援を求められた際に速やかな対応が可能となるよう、今後の所要を見据えた体制を構築する必要がある。

そのため、3月14日（月）、本省に対し支援職員（語

学職員）の派遣を依頼したところ、本省も同様に派遣を念頭に準備を進めていたとのことで、翌日（15日）には局へ到着するよう手配する旨の回答を得られた。

支援要員の受入れに当たっては、局内の体制面・業務面・生活面・周辺環境面などの情報を取りまとめて本省に連絡するとともに、未だ市内のホテルは営業している状況にはないことから、庁舎内の地下1階にある健康相談室を仮の宿泊所とした。

この部屋は、一部を事態対処用の物品庫として使用することになっており、年度末までにロッカー等が設置されることになっていたが、地震発生当日までに工事が開始されていなかったことから、空きスペースとなっており、その部屋に簡易ベッド、寝具、コート掛等を搬入し



健康相談室を仮宿泊所として利用（地下1階）



た。また、支援要員に必要となる作業服、安全靴、帽子などの必要な備品や東北方面総監部への送迎に必要な車両の準備をしたり、寒さが厳しく地下は更に冷え込むことから小型の電気ストーブも用意した。(関東地方から来る職員は寒さで眠れないのではないかと思い準備したが、支援要員はほとんど使用しなかった模様。)

3月15日(火)17時35分に本省の語学専門職員2名が支援物資とともに南関東防衛局の車両により来局し、局内においてブリーフィングを行った後、既に米軍の連絡員が常駐していた東北方面総監部へ派遣した。

支援要員の食事については、昼食を東北方面総監部等において用意してもらえるよう調整し、夕食は東北局対策本部内の勤務者用として調理した食事を提供した。

この日以降、4月28日(木)までの間、通訳支援要員として総勢13名が派遣されることとなり、これら支援者は、「被災した東松島市及び石巻市の学校における瓦礫泥土除去活動支援」や「JR東日本仙石線復旧支援(ソウルトレイン作戦)」など米軍の主要な活動に携わるなど、当局の米軍支援活動として重要な業務に従事した。

### (3) 東北局対策本部会議(第9回、第10回、第11回)

3月14日(月)に実施された東北局対策本部会議の概要については、以下のとおりである。

#### 【第9回東北局対策本部会議概要】(0900～0910)

- ・ 仙台東警察署から局車両(官用車、レンタカー)に対する緊急通行車両確認証明書を受領。
- ・ 災統合任務部隊(JTF-TH)の編成に伴い方面総監部を訪れた北澤防衛大臣は東北方面総監へ災統合任務部隊指揮官を命じたが、この際、局長も、これに係る行事(1030～1100)へ参加することとなった。
- ・ 部隊からの支援依頼は来ていないが、仙台駐屯地については、指揮所機能の維持を図るためにも、既調査以外の建物についても調査が必要と考えていることから、同駐屯地に技術支援チームを自主的に派遣することを計画している。
- ・ 防衛施設の被害状況を確認した結果、早急な復旧が必要な場所については、本省へ報告し、併せて必要な経費の見積りについて検討。
- ・ 家族の安否状況について引き続き確認。(0900現在、職員家族3名未確認)

なお、この日11時過ぎ、太平洋岸で引き潮が発生しているとの情報が入り、また津波が来るのかとの緊張が走った。松島基地に派遣している技術支援班は、十分な情報を受けられる体制にないまま、海に近い滑走路上で作業しているところであり、二次災害を避けるため、空幕に避難させるよう連絡するなどしたが、幸いにもこの時間帯に大きな地震はなく、津波の発生も認められなかった。

#### 【第10回東北局対策本部会議概要】(1500～1510)

- ・ 本日、防衛大臣等への災害状況報告に係るブリーフィングにおいて、在日米軍司令官から協力する旨発言があった。今後、米軍が続々現地に入ってくる事が予想されることから、早めに通訳要員を準備しておく必要がある。現在、本省と支援要員の確保について調整中であるが、一方で通訳要員の受け入れ体制の準備が必要と考えられる。
- ・ 今般の震災に係る予算の繰越し手続については、本省において一元的に行う予定。
- ・ 糧食については、他県で買い出しをしたが、必要な数量の確保は困難であったため、炊き出しでの対応も必要と考えている。
- ・ 松島基地の滑走路の調査について、副滑走路には2箇所の段差を確認。また、主滑走路については現在調査中。最終的な確認として大型車両での走行試験を行う必要がある。

#### 【第11回東北局対策本部会議概要】(2000～2010)

- ・ 糧食については、米170kg・缶詰約160個を購入したことから、現在、地方協力局経由で本省に調達依頼しているものが到着するまでの間のつなぎとして、当面各課において炊き出しを行う。(レトルト米がほとんどなく、精米を調達したため、おにぎりなどにする必要がある。)
- ・ 松島基地の副滑走路について、大型車両での走行試験の結果は良好。主滑走路については、明日6名体制で調査を行うが、明日中の終了は厳しいと思われる。
- ・ 仙台駐屯地において調査したところ、補給倉庫等の吊り式の蛍光灯の破損や設備の損傷などが見受けられることから、各駐屯地においても表面に出てこない被害が発生していると思われる。

## Column

## 米軍活動支援に従事して

(当時) 防衛省 地方協力局 地方協力企画課

(兼) 沖縄調整官付再編推進室 花房 哲也

3月16日、0800仙台駐屯地に到着。オペレーション棟に入ると多くの自衛隊員や米軍関係者でごった返していた。「日米調整所」という組織が立ち上がっており、何かが確実に少しずつ動き出しているように思えた。意気込んで迎えた初日、結果的に通訳支援は無かった。何かやりたい、何かやらなければ、という気持ちだけが先に先に進んで、実態は追いついていなかった。防衛局として何ができるのかを考える時間が増えた。

3月17日、通訳業務は始まっていないが、自衛隊や米軍との関係構築を進めるため、庁舎内を歩き回った。ようやく、先遣隊の取りまとめ役でもあるエルドリッチ氏(米国海兵隊在日海兵隊基地外交政策部(G-5)次長)と会うことができた。東北防衛局について説明し、何か支援できることがあれば、連絡をして欲しいと伝え、名刺交換。

3月18日、まだ、通訳業務は始まっていないため、焦燥感に駆られる。何も支援ができないなか、津波の被害のあった現場に向かい、瓦礫等の撤去ができないものか申し出てみようかと落合事務官(通訳支援要員)とよく話していた。そんな葛藤を抱くなか、局LOの方々からは「焦らなくてよい。語学支援が必要になるときは必ずやってくるし、その時に迅速に対応できるよう備えておけば良い」と励ましを受けた。

次第に、今後、通訳支援要員が次々と東北局に派遣されて来た際の基盤作りをしっかりとしておくことが必要だと、その方向性を自分たちなりに考えた。在日米軍による救援物資の輸送業務が進捗する中、幸いにもこれまで米軍による事件・事故の発生は無かったが、今後、海上で待機している海兵隊員が上陸し、陸上輸送が活発化すれば、事故対応が出てくることも十分考えられたため、今後の通訳支援要員の方々のためにも業務課関係のマニュアルを整備した。

3月19日、この日も具体的に通訳支援の業務は無かった。今後のためにもと考え、「東北局LO詰所」を日英併記のものと差し替えた。これで廊下を通る米軍関係者も少しは気にとめてくれるだろう。

3月20日、エルドリッチ氏が局LO詰所に来た。(日英併記にしておいて正解だった?!)今回の米側オペレーションの指揮をとる大佐が米軍隊員宛てへのメッセージを発するに当たり、その文面チェック依頼があった。落合事務官、工藤事務官と3人で手分けして翻訳し、東北局へ報告。(文面そのものは東北局に今でも残っていると思いますが)、「日本の文化(最後の最後まで家族や友人を捜そうとするその姿勢)を尊重するように。(米側が)準備万端であっても、先へ先へと行き過ぎるべきではない」といった内容だった。米側の日本に対する思いや配慮が述べられていた文書だった。

午後、米側が活動拠点(給油関係)の一つとしている山形空港に佐々木係長と視察に行き、現在の状況について聞き取りを行った。初めての通訳業務だった。米側担当者は米側は準備万端であり、あとは陸自のニーズに合わせて動くだけと強調していた。

3月22日、日米共同調整所の陸幕豊田2佐に対し、「今後、日米共同調整所でのMR・ERに東北防衛局も参加させて欲しい」旨伝達。すると、豊田2佐より「米側からも日本側関係者も日米共同調整所におけるMR・ERに参加してもらった方が良いのではという意見もあったところであり、今日のERから参加してもらいたい」との回答を得た。(その後、工藤事務官より、毎回、MR・ERに出席している旨の連絡を受け、安堵)。

帰京後、局内挨拶をしていると、米軍ヘリのダウンウォッシュによる補償の案件が出てきたとのこと、早速東北局担当者において調整を実施されていることを知った。いよいよ動き出したんだなど実感した。

※MR・・・Morning Report, ER・・・Evening Report

- ・ 支援時期は調整中であるが、本省からは2名の通訳支援を受けることで調整済。
- ・ 明日、第3海兵機動展開部隊司令官グラック中将が方面総監を表敬するとともに、指揮所の見学を予定
- ・ 仙台駐屯地におけるガソリン給油については、給油量の制限があるとのことであるが、その点については確認することとしたい。

## ● 3月15日（火）

### （1）東北局対策本部の拡張（1回目）

地震発生直後の当直室については、平素に当直用として使用していたスペースが残置されている中で、パソコンの設置等を応急的に行ったため、総務班及び技術支援班のスペースを確保できないなど、「非常勤務等規則」で定めた東北局対策本部の配置とは異なる配置となっていた。

その後、初期の対応が一段落したことを踏まえ、東北局対策本部として更に有効に機能させるためには、各班の要員を常駐させ、東北局対策本部機能を当直室に集約一元化するとともに、相互間の連絡体制及び情報共有を図ることが必要と判断し、3月15日（火）、当直用物品やその他不要な物品の室外への移動や各班用のテーブル設置等、東北局対策本部の拡張を行った。

東北局対策本部で各班が使用するパソコンについては、地震発生前に確保されていた5台を使用し、各班が使用するパソコンの端末、班用のメールアドレスを事前に決めて表示していたため、設置後の運用に大きな混乱はなかった。

各班の電話については、当直室の常設の電話が2機2回線しかないことから、地方調整課の執務室から2回線を分岐して東北局対策本部室に引き込んだ。これら局内の課室から電話線を引き込むことは事前に計画していたことであり、そのための延長用のケーブルやコネクタを準備していた。また、過去の訓練において、実際に地方調整課の執務室から当直室への引込みを実施していたこともあり、これら作業は円滑に行われた。

なお、電話回線増設の必要性は地震発生前から認識し、各班用及び専用線FAX通信用の5回線の増設を会計課に依頼していたが、工事前に地震が発生したため、間に合わなかった。

また、基地対策室長補佐は、総務班及び技術支援班が東北局対策本部内に常駐し、ようやく東北局対策本部内の配置が整ったことを契機として、職員の士気高揚を図る観点から、コピー用紙（A4）に文字を印刷し貼り合わせた、「東北防衛局緊急事態等対策本部（東北地方太

平洋沖地震）」と明記した張り紙を当直室の前に標示することとした。

なお、スペース及び器材を設置し班員が常駐するようになったものの、総務班及び技術支援班の主要な活動は、引き続き総務課及び会計課、或いは調達計画課等のそれぞれの執務室で行われていたため、当直室に常駐する両班要員は、自らの課と企画・運用班との間の連絡要員の役割を果たすこととなった。



東北局対策本部の張り紙（当直室入口）

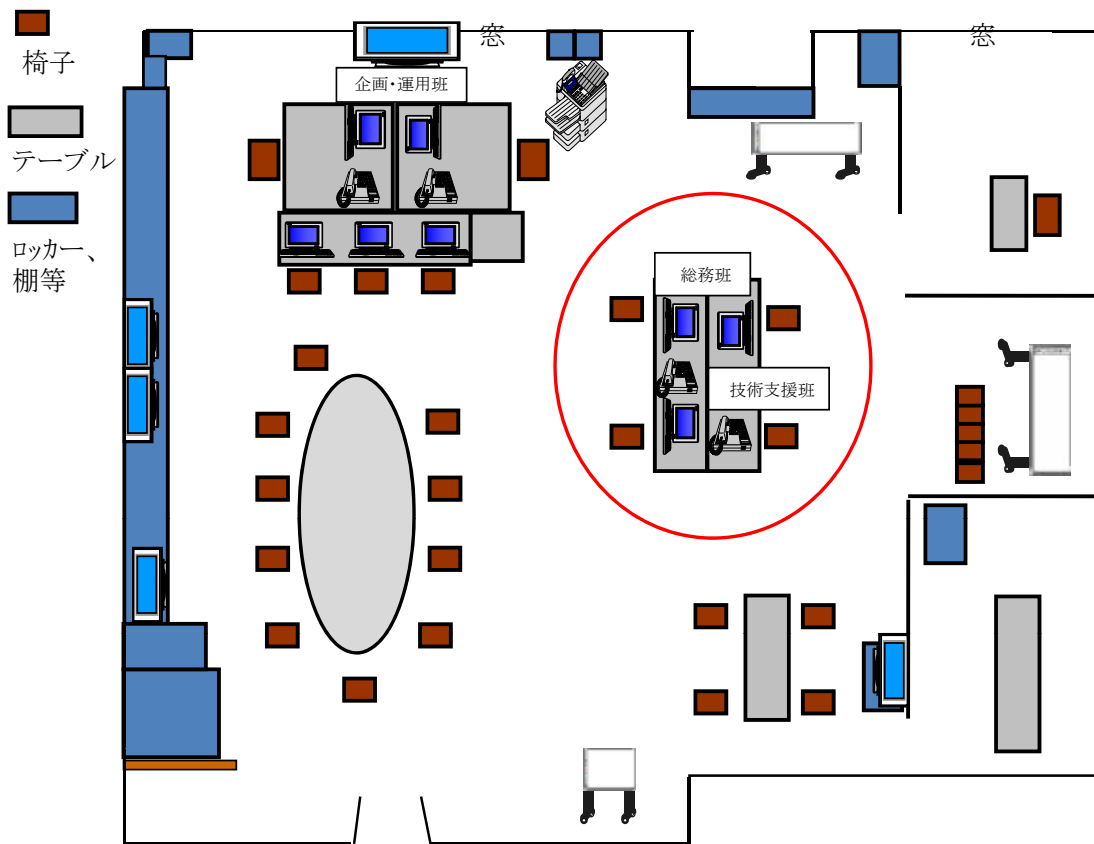
### （2）東北局対策本部会議（第12回、第13回、第14回）

3月15日（火）に実施された東北局対策本部会議の概要については、以下のとおりである。

#### 【第12回東北局対策本部会議概要】（1000～1020）

- ・ 福島原発事故に関連し、放射能が飛散しているのではないかとの報道があり、現在、松島基地等で技術支援活動を行っているが、安全性確保の必要性から、調査に当たっては、部隊から放射能測定器を借用す

東北局対策本部（当直室）の配置  
【拡張後】



る等の対応を図る必要がある。

- ・ 松島基地の主滑走路調査については、本日 0600 から開始し、0740 に終了。調査の結果、滑走路の運用に支障はない。  
1220 には C-130 が着陸する計画であり、技術支援活動については、着陸後の滑走路に支障が生じてないことを確認した後、撤収する。  
また、同基地の燃料タンクが損傷していることから、タンクから燃料を抜き取り、別の容器に移す必要がある。作業は危険を伴うため、実施に当たっては、調達部にいる資格者（1名）が細心の注意を払って行うが、松島基地の隊員にも教育をする必要があり、今後の進め方について装本及び空幕と調整する（ちなみに、このノウハウを保有している者は松島基地には存在せず、極めて貴重な能力を持った職員であった）。
- ・ 技術支援活動の報告に当たっては、部隊の運用に

どのように貢献するのかという点についてよく分かるよう、活動写真等を用いて報告すること。

- ・ 職員の勤務状況及び糧食の備蓄状況を確認し、局長まで報告すること。

会議中の 10 時 10 分頃、山形県災害対策本部より、福島県の住民が避難してきており、放射線測定器を自衛隊又は米軍から借用できないかとの要請があった。（方面総監部に照会）

【第 13 回東北局対策本部会議概要】（1500～1520）

- ・ 三沢防衛事務所からの情報として、米空母「ロナルド・レーガン」への物資補給のため、三沢米海軍が三沢漁港を使用したいと要望している件については、管理者の青森県から、非常時のため米軍・市・漁協との間で調整の上、実施されたいとの回答があった。今後、協議の上決定されることとなるが、

米軍による円滑な使用に向け、三沢防衛事務所は米海軍と地元の間立ち調整することとしている。

- ・ 本日到着予定の通訳支援要員については、局到着後にブリーフィングを行い、じ後、米軍の連絡員が常駐する方面で勤務してもらう予定。
- ・ 仙台病院で水を使用する場合は、仮設ポンプにより井戸水を受水槽から高架水槽にくみ上げれば使用可能であるが、井戸水を病院で使えるのかは使用者の判断による。
- ・ 10時及び20時の東北局対策本部会議において局職員の出勤等状況について報告。
- ・ 東北局対策本部は、緊急運用ということで暫定配置としていたが、本日より、技術支援チーム員及び総務班の人員を東北局対策本部に常駐させ、本来の体制に移行。
- ・ 調達部職員の技術支援活動は、過酷な状況下で行っており、今回の災害対応について、地方防衛局としても大きく貢献していることをアピールすることが必要。本省に対しても、写真等を交え局の活動状況を報告すること。

【第14回東北局対策本部会議概要】(2000～2015)

- ・ 松島飛行場周辺財産の被害状況について報告
- ・ 松島基地における航空機用燃料の給油については、燃料タンクに付随している給油ポンプの一部が故障

したことにより、従来の給油方法が行えなくなったため、調達部職員及び燃料の取扱いの専門家による応急的な方法（重力給油方式）による給油要領のOJT<sup>1</sup>を松島基地の隊員に対して、17日に実施予定。今後、応急的な給油が困難となった場合の対応として、故障中の燃料ポンプの代替が必要であることから、現在、調達について装本と調整中。

- ・ 糧食については、本省からの支援により、パン200個程度、カップ麺230個程度、トイレットペーパー300ロール、ミネラルウォーター470本程度が到着。本省に調達依頼中の糧食については、内局の迅速な手配により、早ければ明日青森に到着予定。現在保有している分量と合わせれば、糧食については当面間に合う予定。



本省等から到着した支援物資（食糧や生活用品等）

●3月16日（水）

（1）東北局対策本部会議（第15回、第16回、第17回）

3月16日（水）に開催された東北局対策本部会議の概要については、以下のとおりである。

【第15回東北局対策本部会議概要】(1000～1015)

- ・ 昨日、被災状況の確認のため、補助事業施設及び周辺財産に係る現地調査を実施するとともに、東松島市役所で周辺状況を聞き取った際、地震の被害状況を把握したいので、航空写真を撮ってもらえないかとの要望がなされたことから、国土地理院のHPに掲載されている、地震発生時の航空写真を印刷して貼り合わせたものを、本日、東松島市へ持参する予定。
- ・ 松島基地隊から、米軍のC-130が0543に松島基地へ着陸し、同日0605に出発したとの情報あり

（要確認）。（昨日、自衛隊のC-130は天候不良のために着陸を断念。）

- ・ 仙台駐屯地で破損した地上変電設備（電気）の修復については、本日、天候状況を見て実施の可否を決定。
- ・ 本日0800、方面において行われたMR（モーニングレポート）において、松島基地から、基地のタンクに残存している燃料は使用可能との報告があったことから、じ後、当局に技術支援依頼をすること。（明日、技術支援チームによるOJTを実施予定）
- ・ 東北方面総監部の厚意により、本日1200～1400の間、仙台駐屯地の浴場を局職員が利用可能。明日以降の利用については、再度調整予定。
- ・ 今後の本省への情報はステージが変わっていく状況

1 OJTとは、On the Job Trainingの略。職場での実務を通じて行う教育訓練。

を踏まえ、当局が収集しなければならない情報が何かをよく考え、画像等を交えて本省に報告すること。

【第16回東北局対策本部会議概要】(1500～1515)

- ・ 本省より通知があった、本地震による被災地域への各種救援物資のより迅速・的確な輸送に資するために構築した、救援物資の輸送(受付)スキーム(「地方公共団体及び民間からの救援物資の自衛隊による輸送スキーム」)について説明。
- ・ 糧食の調達については、本日、北海道からの貨物船が出港しないとの情報があり、青森での受け取りは困難となり、本日は中止し、改めて日時を調整することとなった。
- ・ 本省から応援で来ている語学職員については、指揮命令系統を明確にするため、当局に兼務発令となる予定。
- ・ 当局対策本部については、その体制について初動の段階が終わり次のステージに移行してきている。そのような状況において、職員の疲労も蓄積していると思うので、災害対応業務を交代で行うなど職員の健康管理に留意されたい。

【第17回東北局対策本部会議概要】(1900～1915)

- ・ 本日、仙台駐屯地の技術支援として、受水槽の水漏れ点検及び変電設備の修繕を実施。受水槽については、明日も引き続き、水張りをを行いモニタリングを実施。変電設備の修繕については完了。なお、変電設備の修繕が完了し、駐屯地業務隊から当局に対して感謝の電話があったところ。
- ・ 明日、松島基地に対する技術支援の一環として、航空機用燃料における応急的な給油に係るOJTを松島基地の隊員に対して実施。また、調達部次長以下8名が松島基地の現地確認及び調査を実施する予定。  
なお、空幕としては、松島基地の早期復旧を目指し

ていることから、空自の2カ年国債工事<sup>1</sup>事業の残額を活用し、復旧工事に充当して早期に実施する考え。

- ・ 糧食の調達については品物が品薄状態で、業者が納入できない状況から、予定どおりの調達が困難。現在の食糧備蓄状態から判断すると1週間程度の余裕はあるが、どうなるか不透明。早期に対応したいことから、引き続き調整したい。

(2) 仙台駐屯地の浴場利用

地震発生以降、仙台市内のガスは供給停止の状況が続いていたため、一部の職員が水道(冷水)で洗髪等していたが、ほとんどの職員は震災から5日間、入浴をしていない状況となっており、非常に不衛生な環境にあった。そのため、防衛補佐官が東北方面総監部と調整し、仙台駐屯地におけるシャワー(浴場)の利用が可能となったことは非常に有り難いことであった。

この16日(水)は、特別に当局職員のための時間が設定され、多くの職員が利用した。その後、仙台駐屯地の内勤職員が利用する時間(19時～21時までの間)に合わせて、当局職員も一緒に利用できるようになり、適宜、車両に分乗して交代で同駐屯地まで移動し、入浴を行った。



仙台駐屯地のシャワーを利用(5日ぶりに入浴)

●3月17日(木)

(1) ご遺体安置所におけるご遺族対応業務

3月17日(木)9時30分頃、急きよ、東北方面総監部の行政副長が局長室を訪れた。

当該行政副長の話は、大津波により宮城県沿岸部で約1万人もの大勢の方がお亡くなりになったと見込まれ、

宮城県内に約20箇所のご遺体安置所が設置されているが、宮城県がご遺体安置所において人手が少なくご遺族の対応に苦慮している状況にあるため、村井宮城県知事から打診を受けた東北方面総監の意向もあり、当局職員による支援ができないかというものであった。

<sup>1</sup> 2カ年国債工事(国庫債務負担行為による工事)とは、国が翌年度以降における金銭給付を内容とする契約を結んだ2カ年に渡る工事。

宮城県としては、ご遺族対応ということで、丁寧な対応が必要なことから、身分のしっかりした者がよいと考え、まず東北方面総監部に打診があったところ、東北方面総監部では、部隊で実施する場合、迷彩服姿の自衛官が対応することになり、ご遺族の心情を考慮すれば避けた方がよいとの考えがあって、当局に持ち込まれたものである。

局長室において、局長及び局幹部の間において議論が行われた結果、本依頼が切迫したものということもあり、局職員で可能な範囲であれば受けざるを得ないという結論に達した。その後、東北局対策本部において地図を広げ、具体的な対応（場所・人数等）を検討することとなった。

なお、当局として本件業務を実施する根拠としては、地方協力確保事務<sup>1</sup>の一環として行うこととなった。本件業務が地方協力確保事務に該当するかどうかについては様々な考え方が有り得るところであり、例えば、官庁間協力として、県からの依頼を受けて実施するという整理も有り得たところであるが、この時点で深く検討する余裕や時間もなく、実施の準備を第一優先とした。

派遣場所を検討した結果、車両で向かうことを踏まえれば、なるべく近距離の方が望ましいこと<sup>\*</sup>を踏まえ、片道1時間程度の近場主体であれば、1箇所に4人として6箇所（計24人程度）の派遣が可能という当たりをつけ、これを宮城県警に伝える方針を決めた。

※ 県内に設置されている安置所のうち、例えば気仙沼地域は移動に片道3時間かかる距離にあり、出発が極めて朝早い時間になるため派遣困難と考えられた。

早速、各部課に対して支援要員を何人確保できるのか、ご遺族対応ということで、ある程度人選も必要であり早急に検討してもらうよう依頼し、15時には局長に対して、24名の要員の確保及び6箇所に派遣可能である旨を報告<sup>\*</sup>した。

※ その後、ローテーションも考慮し、要員としては35人を選定した。したがって、ご遺体安置所への派遣はほぼ2勤1休ということになる。

16時28分、宮城県知事から局長に対し、電話により正式に要請があり、局長から24人の支援が可能である旨を回答したことで、これまでに経験のないご遺体安置所におけるご遺族対応業務の支援が正式に決定した。

17時に、総務課長がご遺体安置所業務の具体的な支援内容等を調整するため、担当する宮城県警警務課犯罪被害者支援室長を訪ねた。宮城県警側から支援に謝意が

述べられた後に最初にあった言葉は、「特に人手が足りない県北部の気仙沼市、南三陸町方面に行っていただきたい、現地間の移動のための車両・燃料、支援者の食糧、水などは独自に確保願いたい。」というものであった。

当局としては、車で片道1時間程度で、中でも松島基地周辺の住宅防音工事などの業務を通じてある程度の地理を把握している石巻市や東松島市に所在するご遺体安置所を想定していた。

そのため、当局は宮城県警に対し、気仙沼市となると片道3時間以上、往復では6時間以上を覚悟しなければならず、しかも高速道路や一般道路も通常のルートが通行可能かどうか分からないため、とても毎日日帰することは困難であり、また、宿泊場所を探そうにも、電気、水道、ガスなどのライフラインが復旧していない現状では、ビジネスホテルなどは確保できないことを鋭意説明した。それに対し、宮城県警は、道路は一部う回する箇所はあるが、担当警察官は毎日、仙台から気仙沼まで片道3時間をかけて日帰りしているのではとかなるとのことであった。

現地での作業時間は概ね9時から18時までとのことであり、局職員は朝6時に出発して21時に戻ることになる。更に戻った後のミーティング時間を合わせると非常に過酷な勤務になり、連続しての勤務は難しく、居眠り運転による事故も心配であることから、支援場所の件はいったん持ち帰り検討することとなった。

また、支援内容は、「安否不明者届出表」の作成補助業務が中心であるが、ご遺体を確認できたご遺族が、帰る家を消失してご遺体を引き取れないなどの事情がある場合もあり、これに対する説明、説得などの難しい業務があることについても説明があった。しかし、ご遺体の写真の提示・照合やご遺体へのご遺族の案内・確認、ご遺体の引き渡しなどは警察官の仕事であり、局職員がご遺体に直接接するような業務とならないことを約束し



ご遺族対応業務の要員に対する局長訓示

<sup>1</sup> 地方協力確保事務とは、自衛隊等の行動や部隊改編、訓練、施設整備等を円滑かつ効果的に実施するため、地方公共団体及び地域住民の理解及び協力を確保するための事務。災害等各種事態発生時には、自衛隊、地方公共団体等との連絡調整等を実施。

てもらった。

総務課長は当局に戻り、東北局対策本部で報告の上、局幹部と相談したものの、やはり県北部までの移動では局職員の負担が大きいとの結論になり、再度、宮城県警と調整することとし、その調整の結果、当局から比較的近い北は石巻市から南は角田市までの計6箇所のご遺体安置所に行くこととなり、翌3月18日（金）から本支援業務が開始された。

## （2）東北局対策本部会議（第18回、第19回）

3月17日（木）に実施された東北局対策本部会議の概要については以下のとおりである。

### 【第18回東北局対策本部会議概要】（1000～1015）

- 松島基地においては、滑走路が復旧したことにより、物資輸送が可能。物資の集積所としては、格納庫が利用可能であるが、扉が破損しているところもあるため、現況調査を行った上で明日には修復に取りかかりたいと考えている。  
また、現状確認及び復旧工事の優先順位をつけるため、装備施設本部の職員9名が入間基地からC-1に乗り、本日松島基地に到着予定。
- 松島基地を復旧するためには、飲料水の確保が不可欠であるため、同基地の水源地から井戸を使用する方法も考えられるところ。（会議後に確認したところ、水源地（水道水源地、浄水場）については、用途廃止の上財務省に引継ぎ（一部引継未了）を行い、更地の状態であるため、水源地としての機能は有していない。）
- 本省を通じて調達依頼していた糧食については、青森での調達（受領）が可能か不透明な状況。本省において、ある程度備蓄している糧食が提供可能とのことから、これを受け取りに行く予定。
- 当局に対して今後いろいろとニーズが出されると思うが、シビリアンでなければできないものもあると思うので、要望に対してはできる限り対応してもらいたい。

### 【第19回東北局対策本部会議概要】（1900～2000）

- 明日、仙台駐屯地において、追加の建物危険度判定（9棟）を実施予定。
- 松島基地において、自衛隊のC-130が本日、1530に着陸。その後、1650に装備施設本部の技術職員9名が搭乗したC-1が着陸。

- 松島基地の破損した格納庫（扉）については、このまま放置しておく危険なことから、明日、専門業者とともに修復を行う予定。
- 松島基地の燃料タンクからローリー車に應急的な給油をするためのOJTは、無事完了した。本日、可搬式ポンプが到着したことから、今後はこれを使用した給油について、技術支援（OJT）を行う予定。
- 本日の宮城県防災対策本部会議において、県知事から、「東北防衛局の職員が、ご遺体収容所の支援をしていただけることになり感謝している。」との発言があり、併せて当局長へもお礼の電話があったところ。

ご遺体の確認案内に係る支援については、局職員が1班につき4名で構成する6班体制により、6箇所のご遺体収容所で勤務。県警から、支援内容は、安否不明者のご家族等が持参する届出表について、行方不明者の特徴を聞き取り記載するなどのサポート及び家屋等の消滅により、ご遺体の引取りが困難なご遺族に対して鋭意説明し、ご遺体を引き取ってもらう作業と聞いている。

当職員の負担は大きいことから、他の職員がしっかりとサポートをして、本業務については無理なものは無理をせず、できることをしっかりとやるのが重要。

この日から3月25日（金）までの間、東北局対策本部会議は1日2回開催することとし、その後は、宮城県災害対策本部会議やJTTF-THのMR<sup>1</sup>/ER<sup>2</sup>等の開催状況も参考にしつつ、当局の活動状況に合わせて、段階的に開催頻度が見直された。

会議の開催状況は次ページのとおりである。



應急的給油方法を技術支援（松島基地）

<sup>1</sup> MRとは、Morning Report（モーニングレポート）の略。

<sup>2</sup> ERとは、Evening Report（イブニングレポート）の略。



## 東北局対策本部会議の開催状況

開催日等	会議の回数	開始時刻	備考
3月11日(金)	2回	1900、2130	
3月12日(土)	3回	0800、1330、2000	
3月13日(日)～16日(水)	3回/日	1000、1500、2000	
3月17日(木)～25日(金)	2回/日	1000、1900	
3月26日(土)～4月7日(木)	1回/日	1900	
4月8日(金)	3回	0056、1000、1900	余震による臨時開催を含む
4月9日(土)～5月13日(金)	1回/日	1900	
5月14日(土)～25日(水)	1回/平日	1700	平日のみの開催※
5月26日(木)～6月23日(木)	2日/週	1700	
6月30日(木)～9月1日(木)	1回/週	1700	

※5月16日(月)以降は、局長室(非常勤務等規則に基づく会議場所)において開催

**(3) 山形県庄内空港への米軍ヘリコプターの着陸**

3月17日(木)22時頃、山形県庄内空港の担当者から、明日、米軍のヘリコプターが同空港に着陸するとの情報が提供されるとともに、本件に係る使用手続等について問い合わせがあった。

当局は本省地方企画室と連絡を取るなどして確認し、今回の米軍による空港等の使用については、本行為が災害対応になるとして、国土交通省から申請不要、損失料

免除等の措置が山形県に通知されているとの情報を得たので、その旨を同県庄内空港の担当者へ回答した。

その後も同空港以外の施設(山形空港、秋田港、花巻空港)から、本件と同様の相談が寄せられたため、施設取得課において所要の情報提供を行った。

**●3月18日(金)****(1) 医官によるメンタルヘルス支援**

3月17日(木)、本省地方企画室からメンタルヘルス担当者の派遣を検討したいと考えている旨の連絡があり、更に深夜、地方協力企画課の先任部員から当局の企画部長に連絡があり、ご遺族支援業務に従事している職員に対するメンタルヘルスとして、本省において医官の派遣を検討しており、必要であれば衛生官に依頼するなど所要の調整を行う旨の提案がなされた。当局の企画部長は、当局側の受入れ体制が整っていない点(ホテルが稼働していないことなど)は本省側が承知済みとのことであり、今後、職員の精神的な負担を軽減する必要性が予測されるものと判断し、医官の派遣を依頼した。

この後、本省内部での調整の結果、防衛医科大学校(以下「防衛医科大」という)の医官が当局に派遣されることとなり、日程等の具体的な内容の調整相手先は防衛医科大幹事となった。

3月18日(金)、12時過ぎに防衛医科大幹事からメ

ンタルヘルス支援に係る連絡があり、精神科医官4名を1名ずつ一週間交代で派遣、時期は明日からでも対応可能であり、入間基地から仙台方面へ輸送するとのことであった。その後、最初に支援に来局する医官は重村講師とのことで、本人と連絡を取ったところ、派遣時期は3月20日(日)、移動手段は入間基地から仙台空港又は松島基地に空路とのことであった。

最終的には、3月20日(日)から4月2日(土)までが重村講師、4月4日(月)から4月9日(土)までが吉野准教授、そして4月11日(月)から4月16日(土)までが桑原助教と計3名の医官の方々が来局した。

来援した医官は、局幹部職員に対する講話や、ご遺体安置所のご遺族対応業務に従事する職員に対する面談やアドバイス、健康チェックアンケートの実施及び提言のほか、東北方面総監部医務官や自衛隊仙台病院のメンタルヘルス担当医官との意見交換や協力体制の構築に係る

調整、さらには日米メンタルヘルス医官の意見交換会に参加した。



幹部職員に対するメンタルヘルス講話

## (2) 黙とう

3月18日(金)、この日は震災発生からちょうど1週間目に当たる日として、10時に開催した対策本部会議(第20回)において、発生時刻の14時46分に犠牲者の冥福をお祈りすることし、局長以下の幹部職員を始めとした多くの職員が1分間の黙とうを実施した。



3月18日、震災から1週間目の黙とう

### ●3月19日(土)

#### 岩手県庁へのLO派遣

郡山防衛事務所長である宮元1等陸佐は、元々3月末で退職した後、岩手県庁に再就職する予定であったが、岩手県庁としても災害後の対応で人手が足りず、前倒しで派遣できないか相談があった。

当局としても、最大限の協力をすると観点から、3月中は当局の岩手県LOという位置付けにより、実質的

に前倒しの派遣を行うこととなった。

(急な要請そして派遣であり、また郡山防衛事務所のトップを欠くという状況になったが、快く了承してもらい、宮元1等陸佐は当局に立ち寄って挨拶をした後、盛岡市へ向かった)。

### ●3月22日(火)

#### 米軍ヘリコプター等による事故

3月22日(火)、岩手県宮古市内において、米軍ヘリコプターが離陸する際、近くにあった鉄板が吹き飛び民間車両に当たり損傷したとの連絡があった。

また、その後も4月にかけて、米軍による車両事故が数件発生した。当該米軍の事故等については主として業務課が対応し、現地確認、米軍や民間の方との連絡調整、補償に関する手続などを進めた。その一方で、当局は、

これら支援活動に従事している米軍に対して、交通法規を遵守するよう指導依頼するなど再発防止を要請するなど行った。

いずれにせよ、支援活動期間を通じて、米軍の重大事故が発生しなかったことは幸いであった。

### ●3月23日(水)

#### 東北局対策本部の拡張(2回目)

クロノロジーの作成については、まず掲示の紙に手書きする形で開始し、局OAネットワーク復旧後は、手書

きを継続しつつ、記録保存の観点からパソコンにも入力していた。また、東北局対策本部会議におけるクロノロジーの報告については、当初、掲示の紙を見ながら行っ

ていたものの、パソコン入力軌道に乗ってからは、これをプリントアウトして配布するようになっていた。

このようにクロノロジーは、東北局対策本部内における情報表示という面にその効果を発揮するものであったが、パソコン入力と紙での配布という重複した作業に伴う転記ミス等が課題となっていた。

そのため、クロノロジーを入力しているパソコンとプロジェクターを接続し、当該プロジェクターからスクリーンにパソコン画面を表示する手法が提案された。当該方法は、情報表示とパソコン入力の2要素を一度の作

業で実現することから適当と判断し、局内に保管されていたプロジェクター及びスクリーンを設置すべく、3月23日（水）、2回目の東北局対策本部の拡張を行うこととした。

これにより、クロノロジー以外の資料についても適宜、東北局対策本部会議において表示することが可能となり、更には企画・運用班の職員にとっては、手作業で書き込む作業を廃止し、パソコンによる入力のみに変更したことで、大きな負担軽減に繋がるものとなった。

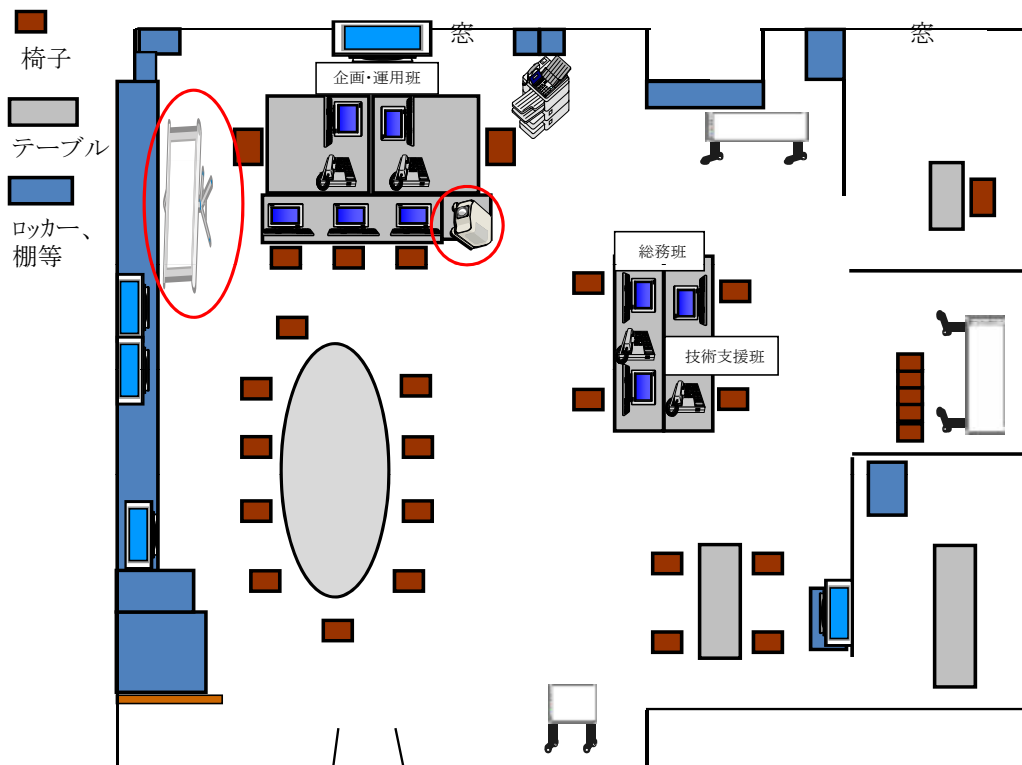


パソコンに接続したプロジェクター



プロジェクターでスクリーン投影されたクロノロジー

東北局対策本部（当直室）の配置  
【プロジェクター設置後】



●3月24日(木)

(1) がんばろう！東北キャンペーン

3月24日(木)、19時から行われた東北局対策本部会議において、防衛補佐官から、被災地で活動中の部隊が、東北や各県を激励する「がんばろう！宮城県」、「がんばろう！東北」等のキャッチコピーを作成し、ヘルメット等へ標示をしている活動がJTF-TH司令部のMRにおいて取り上げられ、当日からJTF全体で看板、横断幕を作成し、人々に希望を付与することを目的とした「がんばろう！○○」キャンペーンを実施することになったとの紹介があった。

当局としても、震災から復興に立ち向かう応援のメッセージを送るとともに、各種震災対応活動に従事する職員の士気高揚に資することを目的として、当キャンペーンに参加することとし、翌日からの実施に向け、東北局対策本部会議終了後より、企画・運用班の協力確保係長がステッカー等のデザイン作成を開始した。

表示対象としては、基本的に現場等に進出する際の表示を念頭に、作業服(腕章)、ヘルメット及び車両とし、キャッチコピーは、局の活動地域が東北地方全体にわたることから、「がんばろう！東北」、文字は目立つように太めのゴシックに黄色、背景は防災ベストに合わせて青色とし、併せて、自衛隊の部隊の場合は、ステッカーを作成する際、文字に加えて部隊のマーク等を表示する場合もあったこと、また、当局ヘルメットの正面部分には元々マーク等の表示がなくスペースが空いていたことから、ここに表示するためのマークを考案し作成した。丸い形の場所に表示するため、マークも円形とし、東北地方の地図をバックに「東北」の文字を入れ、外周に沿って「防衛省」、「東北防衛局」を英語で表記した。色については、ステッカーにならって背景を青、文字を黄色とした。



ヘルメットに「がんばろう！東北」

これらデザイン作業の結果、その日のうちにマグネットシート及びステッカーの仕様書は完成し、その後、発注を担当した会計課の職員及び受注した業者の速やかな対応により、翌日25日(金)に成果品が納入されることとなった。

当局はこれら標示物を腕章、ヘルメット及び車両に標示して、各種震災活動を実施した。ただし、ご遺族対応業務のみについては、ご遺族の心情に配慮し、車両へのステッカー表示を取り止めた。



「がんばろう！東北」ステッカーを貼った車両

(2) 防衛補佐官のダブル配置等

3月24日(木)、山口防衛補佐官の後任である鈴木1等陸佐が前倒して着任することとなり、防衛補佐官は東北局対策本部にダブル配置となった。

防衛補佐官は常に部隊との難しい調整役を担っていたため、いずれかの防衛補佐官が東北局対策本部内に24時間常駐することが可能となることは格段の戦力向上となった(なお、官舎は同居状態であり、不便をおかけしたと思料)。

また、3月31日(木)には6名(再任用1名含む)の職員が定年退職となり、4月1日(金)には新規採用者7名(再任用1名含む)のうち1名が着任し、その他の6名については、当局への移手段がなかったことから兼務発令により他局等へ着任することとなった(4月25日(月)兼務解除)。

なお、郡山防衛事務所長も定年退職(4月1日付)したことに伴い、3月19日(土)から派遣していた同防衛事務所長による岩手県庁のLO業務も終了した。

対処活動開始後から数週間が経過したものの、依然として終結へ向けた目途が立たないことから、これら職員の退職や新年度の恒常業務への対応等を踏まえ、第3種

非常勤務体制は維持しつつも、週2日程度の休養を取るよう東北局対策本部会議において指示するなど、震災対応に従事している各職員のローテーションの入れ替え

を行うなどの見直しを適宜行った。また、休日出勤については、3月中は基本的に残業処置、4月以降を代休付与により対応した。

## ●3月28日(月)

### (1) 活動現場における米軍支援の開始

3月28日(月)、米軍が東松島市内の避難所にシャワーを設置することとなり、その際に通訳支援業務が生じることを想定し、方面LOとして東北方面総監部に派遣中の基地対策係長は、北関東防衛局から派遣されていた通訳支援要員を伴って米軍の活動現場に赴き、住民との間の仲立ちとして、利用者の案内等における通訳支援など米軍支援業務を実施した。

このように当初の米軍の活動現場における支援は、米軍の動向について情報収集している中で見出したものであったが、その後も3月31日(木)から実施した石巻市及び東松島市内の学校等における津波により生じた瓦礫除去などの米軍支援活動を積み重ねる中で、当局のこれらの支援活動が米軍に認知されることとなった。

そのため、4月21日(木)から25日(月)に実施されたJR東日本仙石線復旧支援(ソウルトレイン作戦)では、日米調整所から当局への正式な支援要請により実施する運びとなり、じ後、その支援業務に対してJ

R東日本から感謝状が贈呈されることとなった。

### (2) 政府現地対策本部要員(内局要員)に対する支援

宮城県庁に設置された政府現地対策本部においては、防衛省からの要員として、県庁自衛隊連絡調整所長(JTF-T H幕僚副長)のほか、内局及び統幕からの派遣者が参加していた。当局は3月28日(月)以降、内局要員の求めに応じ、当局の活動状況(ご遺族対応業務、周辺財産の使用)を政府現地対策本部において報告するため資料を提供する等の支援を行った。

なお、4月上旬には、政府現地対策本部で各省手分けして避難所の状況確認を実施することとされたのに伴い、内局要員からこれを現地対策本部要員と局と共同で実施してはどうかとの提案(実質的には車両手配依頼)があったが、当局の要員、車両ともに余裕はなかったこと、また、本省地方協力局の判断もあり、この依頼については断ることとなった。

## ●4月6日(水)

### (1) 中島地方協力局次長の視察に係る対応

3月26日(土)、本省地方協力局中島次長が視察及び激励のため、来局予定との情報が入っていたが、その後、仙台市内の復旧状況及び被災地の状況等を踏まえ、同次長の来局は4月6日(水)と決定した。

本省の災害対策本部会議においても、地方協力局を通じて当局の活動が報告されていることもあり、本視察の機会に現地の状況を確認していただくことは、当局にとって非常に重要なことであった。

中島次長の視察の準備として、企画・運用班は東北局対策本部業務をこなす傍ら、直ちに説明資料の構成を検討の上、各種資料の作成に取りかかり、約10ページの資料を作成した。

また、視察及び表敬場所を選定し、関係機関等と調整の上、以下のような視察行程(案)を作成した。

4月6日 当局巡視(概況説明)→東松島市長表敬→旧石巻青果花き地方卸売市場(ご遺族対応)視察→松島基地司令表敬(技術支援視察含む)→松島飛行場周辺財産(被災車両置き場)視察→小野体育館(米軍活動支援)視察→東北局対策本部会議出席

4月7日 JTF-T H指揮官表敬(局LO勤務現場視察含)→航空視察(仙台駐屯地→松島基地→気仙沼→仙台駐屯地)

中島次長の行動計画は1泊2日の強行軍であり、4月6日(水)の朝7時頃に東京から本省車両で移動し、昼頃に当局に到着した。到着後、東北局対策本部は中島次長に対し、早速、概況説明を実施した。概況説明後は東北局対策本部内を巡視し、その後、14時頃には局長が随行して現地視察へと出発した。



東北局対策本部内を視察する中島次長

現地視察では、最初、東松島市役所に赴き東松島市長表敬を行った。その際、東松島市長から壊滅的な被害を受けた地域の集団移転について説明があり、「従来から防衛省の移転措置事業を実施してきた地区周辺については、防衛省で実施できないか（その他の地区については、国交省の防災集団移転を念頭）」等の話があった。これに対して、中島次長から「災害時に適用される法律の適用もあり、上手く組み合わせて、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）に基づく移転措置事業を本省においても前向きに対応したい」旨を伝えるなどの意見交換が行われた。

続いて、現地視察先として、旧石巻青果花き地方卸売市場、松島基地周辺地区、松島基地を順に視察し、旧石巻青果花き地方卸売市場ではご遺族対応業務に従事している職員を、また松島基地では基地復旧のため技術支援に従事している職員を激励するとともに、松島基地周辺



技術支援要員から説明を受ける（松島基地）

地区では津波による甚大な被害の現状を視察した。

途中、松島基地司令を表敬した後、局に戻り、初日の現場視察を終えた。

局に到着すると、中島次長は、19時から実施されている東北局対策本部会議に出席した。その席において同

次長からは「未曾有の災害にあたり、当局職員が自らも被災者であるにもかかわらず、日頃経験したことのない業務についても、高い職業意識を持って職務を遂行していることに感銘を受けた。地方協力局職員及び各地方防衛局職員は全力でサポートしたい」旨の激励の言葉をいただいた。

同次長の宿泊先については、徐々にライフラインが回復してきたこともあり、ホテル等宿泊手配も可能であったが、次長本人の強い意向で局庁舎内に宿泊することとなった。また、翌日4月7日（木）の昼食は、局職員と同様の食事を希望したことから、おにぎり、缶詰等の食事を用意した。

4月7日（木）、中島次長は、午前中に東北方面総監部JTF-THを訪れ指揮官を表敬後、JTF-TH司令部及び局からの連絡要員が勤務している方面LO待機所を視察した。その後、仙台駐屯地よりヘリコプターに搭乗し、松島、気仙沼地区の上空から被災現場を視察した後、車両により帰京した。

ヘリコプター搭乗による上空からの視察は、（防衛補佐官が東北方面総監部にかけあって実現したものであるが）同次長のほか、局長、防衛補佐官等の幹部も同行し、上空から主に宮城県北中部沿岸の状況を視察でき大変貴重な機会を得るものとなった。

## （2）応援要員の来局

通訳支援要員とは別に、本省からは当局業務に対する応援要員派遣の打診\*があったが、宿泊先の確保等が厳しいという事情もあり、直ぐに応援を依頼できる状況ではなく、4月まで延期となっていた。

※ 本省秘書課は全省的に実施されていた東北方面総監部への職員派遣を検討していたが、その一方、派遣の調整は地方協力局が主導すべきとの地方協力局長の意向があり、同局と調整していた。

当局は、派遣周期を一週間と考えていること、規模として常識的な人数とのことから、ご遺族対応業務への応援を依頼することとし、応援要員に担当させる業務内容の説明資料作成やロジスティックまわり（身分、旅費、移動手段、昼食等）の対応に当たった。

4月4日（月）、本省へ応援要員を正式に依頼し、第1陣の12名が4月6日（水）から12日（火）までの期間で支援に来ることとなった。応援要員は到着後、東北局対策本部会議等で自己紹介をしてもらった後、総務班副班長である総務課長が業務内容の説明を行った。

これら応援要員は4月29日（金）までに第4陣、57名が来局し、震災対応に従事した（通訳支援要員、技術支援要員除く）。

当初はご遺族対応支援要員及び住宅防音に係る調査要員をお願いしたが、ご遺族対応支援の規模縮小に伴い、LO業務、東北局対策本部勤務等の他の業務にも対応してもらった。それに伴い、当局ではその都度、従事して

もらう業務の説明資料の作成が必要となった。

なお、LO業務や東北局対策本部勤務等の業務に対し、本省からは「せっかく応援に行くのだから、有意義な仕事の方が望ましい。」旨の意見があったが、当局としては、どんな仕事をやるとしても一人分の仕事であり、局職員の負担軽減に繋がるという考えの下、これら業務にも従事してもらった。

## Column

### 東日本大震災における東北防衛局業務支援

（当時）南関東防衛局 住宅防音第1課

課長補佐 白澤 豊

本省地方協力局及び各地方防衛局をあげて、東北防衛局の業務支援ということで、本格的に各地方防衛局へ人員抽出の話が来たのは4月になって間もなかったと記憶している。自分もその候補に手を挙げ、南関東防衛局としての初回目のメンバーとなった。

支援グループとしては、第2陣目の4月12日から4月18日までの期間で、4月12日に本省へ集合した後、準備したバスに乗車し仙台へ移動した。

自分が担当した最初の業務は、東北方面総監部へのLO業務であった。

通訳支援職員と一緒に東北方面総監部内に設けた連絡所に待機し、自衛隊や米軍との連絡調整・情報収集を行った。日中の前半、後半のシフト別はあったが、毎日、東北方面総監部へ詰めていた。

その勤務もあと数日となった頃、南関東防衛局の第3陣要員として引き続き勤務してもらえないかと直属の課長からの電話があり、非常に複雑（上司としては、逆に気を遣ってくれた？）ではあったが、もう一週間、仙台に滞在することとなり、結果、第2陣と第3陣を通して4月24日までの期間となった。

自分にとっての第2週目（第3陣支援グループ）の業務は、住宅防音の業務支援だった。

住宅防音区域内の住宅状況調査とでも言うのだろうか、東松島市（旧矢本町、旧鳴瀬町）に一週間毎日通い、住宅の全壊、半壊、現存の別を住宅地図片手に調査した。

前週のLO業務では現地へ行く機会もなかったため、この週の業務初日に現地へ行った時は自分の目を疑った。

テレビでは何度となく見ていたが、間近に見る津波に押し流され瓦礫と化した家々、昔見たことのある町並みが跡形もなく消えている。こんな内陸部まで津波が来たのかと興ざめた。既に1ヶ月も過ぎていのに、まだまだ震災直後というような光景に言葉が出なかった。地震、津波の大きさを改めて思い知らされたと同時に、その光景を目の前にし、ただただ唖然とする自分の無力さを感じた。



方面LOとして連絡調整・情報収集に当たる様子

### (3) 被災地の状況確認

発災後しばらくの間は、混乱した現場の状況等にかんがみ、当局の活動に直接関わることを除く被災地の状況確認を控えていたことから、局職員は内勤主体となっていたが、4月に入り、次第に状況が落ち着いたこと、ま

た、今後とも予想される本省からの視察者への対応を見据え、逐次、現場視察を実施した。また、4月に異動予定の職員や本省からの応援要員も、機会を見て現場視察を行った。

## ●4月7日(木)

### (1) 松島基地周辺における防音住宅等被害状況確認 及び住宅防音窓口の開設

松島基地周辺において当局の防音工事により補助した住宅等は、津波により大きな被害が生じており、その状況把握と今後の対処は大きな課題であった。

防音対策課は、東松島市及び石巻市と調整し、4月7日(木)から、これら住宅等の被害状況を確認するとともに、住宅防音相談窓口を両市庁舎内に開設し、財産処分等制度に関する説明等や被災した建具・空調機器の復旧に係る希望届の受付を行った。



東松島市に設置した住宅防音相談窓口

当局はこのような震災対応に忙殺されている両市の負担を少しでも軽減するため、また、住民の利便性も考慮して、局での電話による対応を行うにとどまらず、現地に窓口を設置したものである。

### (2) 最大余震とその対応

4月7日(木)23時32分、宮城県沖を震源とするM7.2の最大余震(本震から1ヶ月後に高い確率で大規模な余震が起こることが予想されていた)が発生した。仙台市宮城野区においては、本震と同じ震度6強であり、持続時間は短かったが一時的に強い揺れが生じた。本震(3月11日)の際、局庁舎にいた職員の多くはこの時、帰宅しており、実際の揺れを自宅で体験した。また、本省

等からの応援要員も宿泊先等で揺れに見舞われた。

東北局対策本部の当直要員は直ちに安否確認を実施し、防衛事務所を含め全員の無事を確認するとともに、また相当数の職員は登庁(自主的)して、速やかに情報収集や応急危険度判定などの技術支援に当たった。

翌日4月8日(金)朝、これら対応状況の確認等のため、臨時の東北局対策本部会議を開催した。会議の概要は以下のとおりである。

#### 【第49回東北局対策本部会議概要】(1000～1020)

##### ◎技術支援(応急危険度判定等)

- ・ 仙台駐屯地の218号隊舎については、診断の結果、危険と判定。
- ・ 東北補給処の停電については、原因が特定できたため、復旧作業中。
- ・ 仙台駐屯地内において給水管から漏水している箇所があり、復旧作業を予定。
- ・ 仙台病院の高架水槽については、パネルが破損しているため、現在、資材を手配中であるが早急に入らない場合を想定し、他の方法で給水できないか検討中。
- ・ 霞目駐屯地については、応急危険度判定の結果、整備工場については、天井のクレーンが落下して、歩廊に乗っている状況のため、そのエリアを立ち入り禁止としている。

##### ◎局長発言

- ・ 昨日の余震による大きな津波はなかったが、これで大規模な余震が終わったという安心は禁物であり、今後とも外勤者は津波に注意してもらいたい。また、余震により信号が止まっているところがあり、自転車も多いことから、交通事故には気を付けてもらいたい。



- ・ 当面の間、今般の余震に関する情報収集に努めてもらいたい。また、余震の影響による職員の自宅のライフライン状況についても調査をすること。

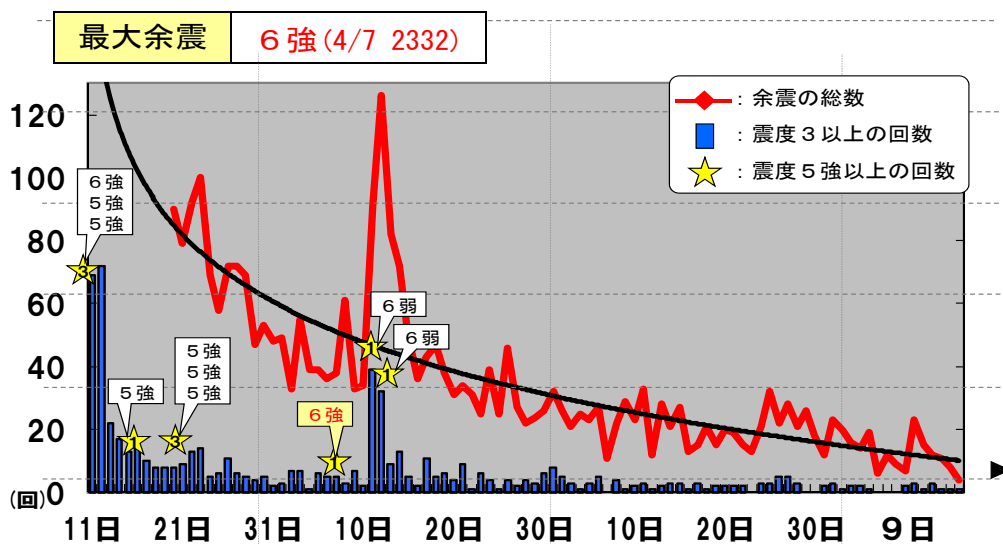


緊急に東北局対策本部に参集する職員（最大余震時）

4月7日に発生した最大余震の概要  
(本震発生から27日後)

時 期	平成23年4月7日(木) 23時32分頃
震源の位置	38.2 N、142.0 E 宮城県沖
震源の深さ	66 km
規 模	M7.2(最大震度:6強)(マグニチュード)
被害状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 死亡者は4人、けが人は141人</li> <li>・ 東北地方では400万世帯以上が停電したほか、水道、ガスのライフラインも一部停止</li> </ul>

これまでの余震の推移



●4月19日(火)

**防衛大臣等への当局の震災対応報告**

4月16日(土)、19時開催の東北局対策本部会議において、局長から、4月19日(火)に本省に赴き、防衛大臣、松本政務官、事務次官、官房長、地方協力局長、経理装備局長及び装備施設本部長に対し当局の震災対応活動を説明するため、その資料を作成するよう指示があり、企画・運用班は各班とも協力して本資料を作成することとなった。

説明資料については、中島次長の視察対応の資料をベースとするものの、多忙な防衛省幹部の限られた時間の中で、より詳細かつインパクトを与える説明を可能とする資料が必要となった。

当局においては、これまで、震災対応期間中における様々な情報を記録していたものの、これらを集約して、当局が伝えるべき内容の資料をまとめる作業には膨大な労力を費やすこととなった。当該説明資料の作成作業は出張前日の4月18日(月)の夜間にまで及び、最終的

には説明資料(正版47ページ、ダイジェスト版24ページ)及び89ページにわたる写真集とその他手持ち資料を作成した。

4月19日(火)、局長及び随行した企画部次長は、仙台-東京間の新幹線が不通となっている中、在来線で福島駅まで移動し、その後、新幹線に乗り換えて東京に向かうという経路により、東京に到着した。

本省に到着後、局長は大臣を始めとした防衛省幹部に対して鋭意説明を行い、それぞれの方から、当局の震災対応を高く評価する旨の賞賛及び職員への激励の声をいただいたところである。

この時の説明が後に井上地方協力局長、松本・広田両政務官及び中江事務次官の来局に繋がり、局職員が直接激励を受ける機会を得ることとなった。



防衛大臣始め防衛省幹部への説明資料

## ●4月25日（月）

**人事異動**

延期されていた人事異動が4月25日（月）に発令され、山口防衛補佐官も異動となり防衛補佐官1名体制に戻ったほか、東北局対策本部の企画・運用、情報、総務及び技術支援の各班においても、これまで同本部の要となっていた主要な班員約30名が異動した。

なお、第3種勤務態勢が継続中であったこともあり、送別会等もないままでの見送りとなった。

そして、新たに局外から着任した者30名（新規採用及び再任用者6名を含む）の中には、それ以前に応援要員として派遣された者もあり、非日常的な状況への対応に苦勞しつつも、当局の対処活動が継続されることになる。

## ●4月26日（火）

**東北局対策本部等の体制の変更**

地震発生から1ヶ月余りが経過し、長期間となっていた震災対処については、その終息の時期が不明であり、今後の長期化も予想されることを踏まえ、職員の疲労等を配慮する必要があった。

局幹部は、発災から1ヶ月後の4月11日（月）に全職員で黙とうを実施し、また、ご遺族対応業務も4月18日（月）で終了となったことを一つの区切りとして、第3種非常勤務態勢の見直しについて検討を行った。

その結果、JTF-T Hや他組織の状況を踏まえ、同様の態勢を維持する必要があると判断し、第3種態勢を継続するものの、4～5月の連休は可能な限り職員を休ませるように勤務ローテーション等を組むなど各部署の工夫により休養を取るよう、局長から指示がなされた。

その後、4月26日（火）の東北局対策本部会議において、当面の体制等に係る以下の事項を改めて確認し、文書により職員に周知した。

## ◎勤務態勢について

- 第3種非常勤務体制は、当分の間、継続する。  
※解除については、JTF-T H、県災害本部等の動向を勘案し決定する。
- 代休、年休等の処理により、局職員を週2日程度、非常勤務から外し、休息させる。
- 大型連休期間中は、局職員にまとまった休養期間を与える。

- 非常勤務発令に該当する余震が起きた場合は、職員の安否確認を迅速に行うものとし、被害状況の確認等の措置を執ることとし、別途指示された場合を除き、他の職員の登庁は要しないものとする。

## ◎非常勤務者の服装について

- 原則として作業服とする。  
ただし、5月9日（月）以降については、勤務の内容等により私服等の着用も可とする。

## ◎連休期間中（4月29日～5月8日）の東北局対策本部会議について

- 東北局対策本部会議は、毎日17時に開催し、原則、登庁している東北局対策本部メンバー等で行うこととする。

## ◎連休期間中（4月29日～5月8日）の局長等への連絡について

- 東北局対策本部会議資料は、会議終了後の19時を目途に、局長宅へメール送信を行う。また、各部長等にはメール送信又はファックス送信する。

## ◎その他

- 非常事態が発生した場合の局長の局への移動については、その都度、連絡を取り、局車が迎えに行くものとする。

## ●5月2日（月）

**地方協力局長等の視察対応**

5月2日（月）、井上地方協力局長が来局することとなった。そのため、地方協力局長に対する説明資料は、

本省報告（4月19日）の説明資料に時点修正を加え、「JR仙石線米軍復旧支援（作戦名：ソウルトレイン）」、「大滝根山分屯基地における被害状況調査」、「ご遺族対応勤

務者のご祈祷」に係る資料を追加した。

地方協力局長の来局に際しては、当局が関係機関との日程調整を行い、現地への随行を当局長が行うなどの対応を行った。地方協力局長は一日という短期間の出張であったため、非常にタイトな行程とならざるを得なかったが、関係首長等やJTF-T H指揮官等を表敬するとともに、被災地の視察をできる限り加えた行程を組むこととした。

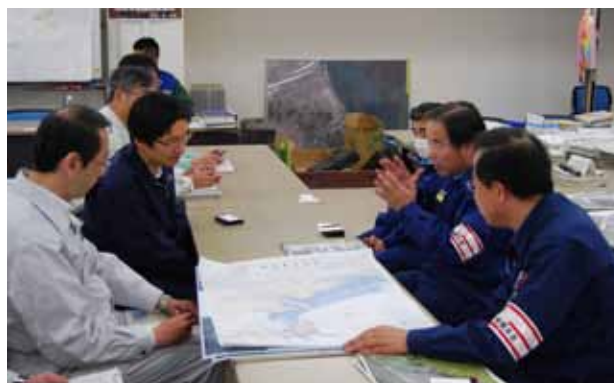
5月2日(月)、地方協力局長は、東京駅を朝7時台の新幹線で出発され10時前に当局に到着した。その後、東北局対策本部による概況説明を受けた後、局職員への激励を実施し、被災地の視察及び表敬先自治体へ出発した。視察・表敬先は宮城県庁、松島基地、石巻市、東松島市、多賀城駐屯地、東北方面総監部JTF-T H、霞目駐屯地であった。

移動途中、石巻市内の道路が大渋滞のため、東松島市長の表敬を終えた時点で、既に30分遅れとなっていた。そのため、この後に控えている多賀城駐屯地司令、JTF-T H指揮官及び霞目駐屯地司令への表敬に間に合うよう、急遽、視察予定となっていた七ヶ浜町への視察を取り止め多賀城駐屯地へ向かうこととした。これにより、約5分遅れであるが、無事に多賀城駐屯地に到着し、予定どおりの行程に戻る事となった。

#### 【視察行程】

5月2日 当局視察(幹部紹介、懇談等、東北局対策本部での激励)→宮城県庁(自衛隊連絡調整所及び政府現対本部視察、副知事表敬)→松島基地(司令表敬、基地内視察)→石巻市(市内視察(第1種区域等被災地)、市長表敬)→東松島市(市長表敬)→七ヶ浜町経由 ※当日取り止め→多賀城駐屯地(司令表敬・視察)→仙台駐屯地(JTF-T H指揮官表敬、JTF司令部視察)→霞目駐屯地(司令表敬・視察)

各首長等からは、自衛隊及び地方防衛局の活動に対する感謝の言葉が述べられるとともに、宮城県知事からはご遺族対応業務に係る御礼、東松島市長からは、「国交省の防災集団移転で計画が進まない場合には防衛省の制度を活用したい」旨の要請のほか、「4月上旬の中島地方協力次長に続き今回の井上地方協力局長の来訪、さらには局長にも度々足を運んでいただき感謝している」旨の発言がなされた。地方協力局長からは、「松島基地周辺における住宅防音や民生安定施設等の助成で被災した



井上地方協力局長が東松島市長を表敬

施設も含め、どのような対応ができるか相談しながら検討したい」旨の発言があるなど、有意義な意見交換が行われた。

その後、5月7日(土)に松本、広田両防衛大臣政務官及び及川、西元両防衛大臣補佐官が部隊視察、激励として当局にも来局された。来局に先立ち、両政務官から当局職員に対し栄養ドリンクの差し入れがあった。

当日は東京駅を朝8時台の新幹線で出発され、仙台駅に到着後は最初に当局の視察が行われた。対策本部における概況説明後、両政務官は東北局対策本部の職員一人一人と握手を交わされ激励された。

当局以外の部隊等の視察と激励が計画されているため、当局には30分程度の滞在であり、当局視察後は、東北方面総監部JTF-T Hの案内により計画されている部隊等へ出発された。



松本政務官、広田政務官が局職員を激励

5月12日(木)には、中江防衛事務次官が部隊視察の中、当局にも来局した。

当日は東京駅を朝8時台の新幹線で出発し、仙台駅に到着後、当局の視察が最初に行われ、東北局対策本部による概況説明後、防衛事務次官より職員への激励、訓示

が行われた。訓示後は東北方面総監部JTF-THの計画により部隊の視察に出発した。



中江防衛事務次官が局職員を激励

●6月～8月

(1) イトーヨーカドーの各店舗におけるパネル展の開催

4月26日(火)、本省地方企画室から、「東日本大震災における自衛隊・米軍の活動状況をより多くの国民の方々へ広報するため、全国展開をしているイトーヨーカドーに対し、パネル展示を実施したい旨を申し出たところ、先方から”小売業は第6のインフラ”であるとして被災者支援に力を入れているとのことから、快く賛同が得られた。については、各地方防衛局においては地方協力確保事務の政策広報の一環として、イトーヨーカドーの各店舗と調整の上、パネル展を実施されたい。」との連絡があった。

当局管内では、秋田県、山形県を除く太平洋側4県に合計10店舗が所在し、当局はその内、被災を免れた8店舗と開催時期や内容等について調整し、6月1日(水)の福島県平店での開催以降、逐次パネル展示を実施し



イトーヨーカドーにおけるパネル展示状況

た。展示内容としては、自衛隊による人命救助活動や生活支援活動の写真を中心に、米軍及び当局の活動も併せて、1店舗あたり60～80枚、2週間程度の期間で実施した。

また、企画部長がむつ市長に対して自衛隊及び当局の

No.	店 舗		写真数	展 示 期 間
1	平 店	福島県	78 枚	平成23年6月 1日(水)～6月12日(日)
2	郡 山 店	福島県	60 枚	平成23年6月 8日(水)～6月19日(日)
3	仙台泉店	宮城県	59 枚	平成23年6月14日(火)～6月20日(月)
4	青 森 店	青森県	66 枚	平成23年6月23日(木)～7月 5日(火)
5	弘 前 店	青森県	80 枚	平成23年6月29日(水)～7月11日(月)
6	福 島 店	福島県	75 枚	平成23年7月 9日(土)～7月18日(月)
7	花 巻 店	岩手県	75 枚	平成23年7月20日(水)～7月31日(日)
8	五所川原店	青森県	66 枚	平成23年8月24日(水)～9月 4日(日)

活動内容について説明した際、むつ市長から市民に対しても自衛隊等の活動を紹介したいとの意向が示されたことから、このパネル展に準じる形で実施することで調整し、市役所のロビーに、平成23年8月5日（金）から8月25日（木）の期間、102枚の写真を展示した。

パネル展は、各店舗の事情やオーダーにより、特設会場やエスカレーター前広場、防災グッズ販売コーナー脇などで実施し、相当数の来訪者に対する広報となった。

この他の広報活動については、3月中に当局の震災活動内容を局ホームページに掲載し、随時更新を行った。その後、局広報紙「東北のかなめ」(15号、6月30日発行)に東日本大震災と震災対応の特集記事を掲載、また、8月には政策広報紙（防衛情報）に東日本大震災における防衛省・自衛隊の活動等の特集として発行した。

地方協力確保事務の震災対応に係る広報活動としては、6月に宮城地方協力本部のラジオ番組に局長及び職員2名が出演し、当局の活動を紹介した。また、5月31日（火）、三沢ロータリークラブにおいて、局長による講話がなされた。

さらには、7月頃から、局幹部が、部外の関係市町、東北防衛施設地方審議会委員及び関係民間団体に対し、自衛隊及び局の震災対応活動を紹介した資料を配布の上説明を行った。

### （2）震災対処活動の教訓・課題、手記

当局の対処活動が峠を越えた後、今回の活動経緯、内容等を振り返って今後への教訓・課題とするための作業を開始することとした。その際、4月から5月にかけて今回の活動に対する全職員を対象としたアンケートを実施しており、その内容を取りまとめるとともに、可能な限り教訓・課題へ意見を反映するよう努めた。

なお、アンケートは忌憚ない意見を聴取するために無記名可としたため、多くの意見が寄せられた。内容は多岐にわたり、批判的な内容も多く、中には感情的なものも散見されたが、すべて貴重な意見であった。

教訓・課題については、局長室でも議論の上、6月に概要を取りまとめ、局長が7月より本省及び各地方防衛局に出張した際に、活動内容の報告に合わせて紹介した後、当局の非常勤務等に関する達など規則類の改正を念頭に、より詳細な教訓・課題の抽出作業を実施した。

本件作業には平成23年いっぱいを要したが、その後、製本して局内及び本省各地方防衛局等に配布した。

また、局の対処活動を記録としてとどめるべきとの防衛補佐官の助言を踏まえ、じ後の作業に資するよう、職員に手記の作成を依頼した。

対象は、東北局対策本部、技術支援業務、ご遺族対応業務、L O派遣等を始めとする局の対処活動従事者のほか、各課で奮闘した者、更に応援要員として派遣された者を含めており、時間が経つごとに記憶も薄れること、人事異動等で逐次人も入れ替わってしまうことから早めの対応とした（本稿に掲載しているコラムは当該手記の一部である）。

### （3）復興支援への移行

6月を過ぎると、人命救助、捜索救難活動等の緊急性を要する震災対応が一段落しその規模を縮小し、自治体も復旧・復興へと焦点が移行し、当局も可能な限りの復興支援を行った。

津波被害のあった青森県の三沢漁港については、三沢市及び三沢市漁業協同組合からの要望を受け、本省周辺環境整備課企画官等の現地視察により現状を確認し、同市の速やかな復興に資するよう、6月から民生安定助成事業として漁業用施設の交付決定を開始した。

また、松島飛行場周辺の住宅が津波により浸水し、本省補助により設置した空気調和機器（冷暖房機、暖房機、換気扇、レンジ扇）及び防音建具（外部防音サッシ）に被害が生じたため、関係自治体（東松島市、石巻市）及び周辺住民からの復旧要望があり、本省とも調整し、第1種区域内に所在する住宅については、設置経過年数にかかわらず、機能復旧工事の補助対象とし、8月末から補助事業を開始した。

さらに、津波による甚大な被害に直面した東松島市は、今後の津波対策として、多重の堤防を築く方向性となったが、松島基地は堤防と堤防の間に位置する格好になり、必然的に基地の復旧とまちの復興を並行して実施する必要が生じた。

当局は住宅防音事業、移転措置事業等を始めとした周辺対策事業を従来から実施してきた東松島市とも縁が深く、市長から防衛省の集団移転事業への関心を表明された経緯もあり、復旧事業を実施する国、県、市と基地の間に立って、適宜、顔合わせの機会を提供し、その後、基地に接して建設される堤防計画等に関連し、関係機関との調整等を鋭意実施している。

(4) 復興本部への参画

平成23年6月24日(金)、「東日本大震災復興対策基本法」が施行され、復興基本方針の企画・立案及び総合調整、地方公共団体が行う復興事業の支援、関係行政機関が行う復興施策の推進などを実施する「東日本大震災復興対策本部」が内閣に設置された。

また、本部事務の一部を分掌させるため、地方機関として岩手、宮城、福島各県に大臣政務官を本部長とした「東日本大震災復興対策本部現地対策本部」が設置され、本部員として関係地方行政機関の長が任命された。

当局においても、局長が各現地対策本部の本部員に任命(併任)され、また、同本部の事務局員に企画部長が任命(併任)された。

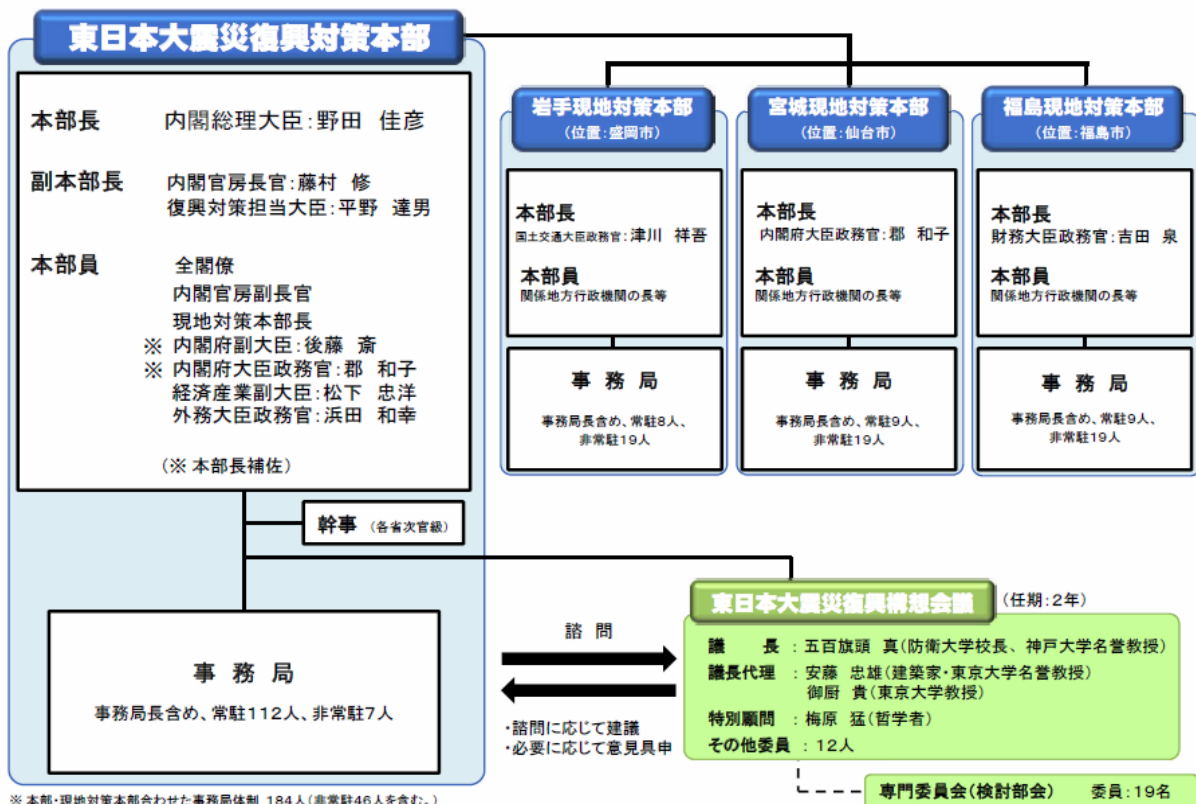
各現地対策本部においては、本部長及び現地対策本部員等で構成される現地対策本部会議が開催され、6月29日(水)に福島県、同月30日(木)には岩手県、宮城県の各現地対策本部会議が開催された。

当会議は、平成24年2月の復興庁設置までの間に延べ15回(岩手7回、宮城5回、福島3回)開催され、当局からは局長又は代理として企画部長等が出席した。

さらに、宮城現地対策本部においては、事務局員会議が6回(企画部長等出席)、局長と本部長との意見交換会が2回開催された。

東日本大震災復興対策本部の体制について

資料1参考



【出典:復興庁ホームページ掲載資料】

### (5) 東北局対策本部会議の終了

5月になると、当局の震災対応業務においてもご遺族対応業務の終了や技術支援業務が一段落するなど緊急性の高い業務が減少していく中であって、東北局対策本部会議も徐々にその開催の頻度を減らしていった。

東北局対策本部としては、このような状況を斟酌し、また、中央からの要人の来局が一通り終了したことを契機として、5月13日（金）の同会議において、東北局対策本部会議については休日の開催は取り止め、平日のみ開催することを決定した。非常勤務態勢については、これまでの「第3種非常勤務態勢」から「第2種非常勤務態勢」に移行された。

また、6月20日（月）の同会議においては、発災から100日が経ち、被災地各地で慰霊祭が行われたことを一つの区切りとし、非常勤務態勢については、これまでの「第2種非常勤務態勢」から「第1種非常勤務（乙）態勢」に移行するとともに、会議については週1回（木曜日）の開催とした。

その後、政府、自治体が震災対処態勢から復興支援態勢に移行させていることを踏まえ、7月28日（木）の会議において、東北局対策本部は存続させ、規則にはないが、8月1日（月）をもって「東北防衛局復興対策本部」を設置し、これまでの「第1種非常勤務（乙）態勢」から「第1種非常勤務（甲）態勢」への移行を決定した（これまでの東北局対策本部会議に併せて復興対策本部会議も開催）。

東北局対策本部については、8月31日（水）の自衛隊の大規模震災対処の終了に合わせて廃止（第1種非常勤務（甲）態勢も解除）となり、東北局対策本部会議も終了した。

なお、復興対策本部会議については、これ以降も局議の開催に併せて実施したところである。

### (6) 東北防衛局の震災活動記録

当局は、震災対応の期間中、日々写真撮影を行い震災対応記録の保存を行った。

発災当初から、今後の所要を見据えて、各種震災対応活動（自衛隊・米軍施設等の被害確認、補助事業施設の被害確認、ご遺族対応業務、技術支援業務等）を始め、日々の東北局対策本部における会議の様子や食事風景に至るまで、幅広く写真撮影を行った。

なお、ご遺体安置所におけるご遺族対応業務の写真については、現場の性格及びご遺族の心情等を踏まえて、

撮影は最小限にとどめることとした。

当局の体制が限られていることもあり、記録要員の専従化、或いは広報班の設置が困難であったものの、局職員が過酷な状況下で震災対応に従事していることを各方面に適確に伝えることが必要との観点から、各班の職員はできる限り写真を撮影した。これらの写真は、共有フォルダに保存して、職員の閲覧に供するとともに、来局者への説明資料や、じ後、作成した当局の活動記録等に活用した。本誌に掲載している写真もその一部である。



## 第2節 主要支援業務

### 1 技術支援業務

地震発生直後の15時、東北防衛局に局長を本部長とする「東北局対策本部」が設置され、調達部は調達部長を班長とする技術支援班が編成され、震災により被害を受けた自衛隊施設の復旧に向けた技術的な支援を行うこととなった。

3月11日（金）から6月10日（金）までの間、部隊の要請に応じて、仙台駐屯地、多賀城駐屯地等の15施設等に、延べ457名の調達部職員を技術支援等の業務に派遣した。

職員の派遣先を決めるに当たっては、各部隊等からの支援要請を受ける窓口を東北局対策本部に一元化するとともに、派遣要員に関しては実施課の各課長が采配を振り、それぞれの支援内容に応じた2～3パーティの対応班を編成し、基本的に昼夜を問わず要請が入り次第、随時派遣に応じることとなった。

しかし、逐次、被害等が明確になるにつれ、専門職種のニーズが集中し要員が整わなかったり、福島原発事故による制限区域での活動など準備が必要な事案又は緊急性の低い事案に関しては、状況により派遣時期を調整し活動せざるを得なかった。

本震は最大震度7という巨大地震であり、そして4月7日（木）の余震が震度6強であったため、自衛隊の建物等にも梁や柱のひび割れや天井版の落下等の建物内部へのダメージもあると予想されたため、建物応急危険度判定を実施することが必要となった。

これら建物応急危険度判定の作業については建築職の技官を派遣することとなるが、その他に道路や滑走路等の被害調査については土木職の技官、電源関連は電気職等の技官というように、被害のあった施設や工事箇所等の内容により調達部各課が派遣する職員の選定を行ったところである。しかし、そもそも技術系職員の絶対数が不足しているため、少人数の職種の場合、特定の要員に支援業務が集中する状況となってしまった。

#### （1）応急危険度判定

地震発生直後、東北方面総監部から仙台駐屯地内の建物の応急危険度判定の要請があり、技術支援班の要員として建築課の職員を派遣した。

その後、逐次、地震及び津波により被害のあった駐屯地等から、同施設内の建物について応急危険度判定して欲しいとの要請があり、その都度、日程等を調整して技術支援班の要員を派遣し応急危険度判定等を行い、判定の結果を各部隊に報告した。

また、津波が押し寄せた松島基地では、同基地内の格納庫の大扉がレールから外れ宙ぶりの状態となり、このまま放置しておくとは非常に危険と判断されたことから、早急に安全対策等の措置を講じなければならなかった。

さらには、4月7日（木）の震度6強の最大余震により、仙台駐屯地の218号庁舎は本震により内部構造が弱まっているところに壊滅的な打撃を受け、一部の柱がせん断し内部の鉄骨が露わになるなど大きな被害を受けることになった。

最終的に、技術支援班が行った建物応急危険度判定の

作業は、仙台駐屯地（自衛隊仙台病院含む）31棟、多賀城駐屯地28棟、船岡駐屯地14棟、大和駐屯地9棟、霞目駐屯地14棟及び松島基地39棟の合計135棟という数に上った。

#### （2）松島基地の滑走路等の復旧

##### ア 松島基地の滑走路

3月13日（日）、航空幕僚監部施設課から対策本部へ、松島基地で固定翼機を運用したいので、滑走路及び給油施設等の関連施設の安全確認の依頼があり、これを受け、東北局対策本部の技術支援班は土木課の職員を現地に派遣することとなった。

この松島基地は、東日本大震災における災害復旧の拠点であると同時に防衛の観点からも早急に機能を復旧させる必要がある重要な施設であることから、最優先に安全確認等の措置が求められたのである。

そのため、翌14日（月）の夜明けとともに、技術支援班4名は松島基地の主滑走路舗装について健全性の調査を開始した。当該調査は、滑走路全面における舗装の

ひび割れや段差の有無など復旧に問題のある箇所の計測及び記録を行い、更には、大型重機を載せたトレーラーを滑走路上で低速走行させ、簡易的に舗装強度やたわみの有無の確認を行った。



大型重機を載せたトレーラーによる「たわみの調査」

これらの調査等により確認された段差等について補修工事を行い、16日(水)から松島基地を利用した自衛隊航空機による救援物資輸送を開始することができた。

震災から一週間を過ぎる頃になると、次第に救援及び支援物資の輸送量が増大していった。そのため、松島基地では昼間だけではなく夜間の離着陸機能の回復が急務となった。

これらの状況から、技術支援班としては、3月23日(水)から29日(火)までの間、津波で破壊された航空灯火施設の応急復旧作業のため設備課の職員(電気及び通信職)6名を現地に派遣したが、実際の作業は輸送機が離着陸している昼間を避けねばならず、夕方から真夜中そして翌日の朝方にかけての夜通しの作業が一週間も続いた。

これら懸命な作業により航空灯火施設の機能が復旧す



航空灯火施設の応急復旧作業  
(夕方から夜通し実施)

ると、輸送機による物資輸送は昼間に加えて夜間も実施が可能となり、被災地への物資輸送の大幅増加に対応することができた。

### イ 松島基地の燃料タンク

一方、松島基地には3基の地上覆土式燃料タンクがあるが、今回の大震災によりその3基全ての電気系統の機能が喪失したため、給油用の燃料ポンプが稼働できない状態に陥ってしまった。燃料タンク内にある航空燃料は、支援物資の輸送等に運用されている自衛隊ヘリコプター用の燃料となることから、給油施設の早期復旧が喫緊の課題となった。

そのため、技術支援班としては、14日(月)、設備課の職員(機械職)2名を派遣し、松島基地の担当者と技術的な検討を重ねた結果、手動によるバルブの開閉により燃料を流下させる重力式給油方式を提案し、航空燃料約3,700klの供給が可能となった。これにより自衛隊ヘリコプター等による被災地への救援物資の輸送活動等に大きく寄与することになった。



重力式給油方法による航空燃料の供給

## Column

## 建設技官の矜持（その一）

（当時）東北防衛局 設備課長  
菅野 俊也

東松島市矢本地区仙石線の踏切を境にそこかしこに押し流された車、流木が点在し、家々の壁には津波の到来を示す黒色の線が刻まれている。それは松島基地に近づくにつれ高さを増し、基地の東側に位置する大曲地区では線を刻む壁が、建物がなくなっていた。

見渡せば、田畑、側溝に転がる車、屋根を押しつぶす漁船、流された家々、墓石のうえの車、瓦礫の山、まるでこの世の終焉を思わせるかのような変わり果てた風景が延々と広がっていた。

3月11日、今にも泣き出しそうな重い雲が浮かぶ寒い朝を迎えた。

14:46 何の前振れもなく突然立ってられない程の揺れがはじまった。長い揺れがようやく収まり気がつくとも室内の蛍光灯が消え、薄暗い非常照明に替わっていた。相対的に明るくなった窓の外には小雨交じりの雪が降っていた。

そしてこの日から、第3種非常勤務体制が発令され、以来5月初旬までの間、全課員が執務室で寝食を共にする生活が始まった。

この時、完成検査のため青森県へ出張している2つのチームとまだ連絡が取れていなかった。情報が全く得られず、落ち着かない時間を過ごしていたが、午後4時頃、それぞれのチームから全員無事であるとの連絡が入った。帰路の段取りを調整し、ほっとしたのもつかの間、東北方面総監部から駐屯地内の非常発電機に問題が生じているとの連絡が入ってきた。

直ちに自転車で仙台駐屯地に向い、裏門から受電所へ飛び込むと電気班長が冷却水確保のための調整を行っていた。駐屯地では発電機を2基保有していたが、生憎1基が定期点検中で、残り1基での発電を強いられており、更には、地震による断水で発電機の運転に必要な冷却水の供給ができず、このままでは発電機が停止する事態となっていた。このため急遽、補給水を給水車で発電機室まで運び、地上6mに設置されていたクーリングタワーまで仮設ポンプで揚水することになった。幸い仙台駐屯地には非常用井水があり、電気班と給水班の連携も良く、駐屯地施設担当者はこの後も水道施設が回復するまでの7日間、昼夜にわたり2時間毎に冷却水の補充を行い、発電機の運転を継続させ救難活動を支えている。

電気室で夜を明かし、あたりが視認できるようになると、大きく電柱が傾き、柱上変圧器の脱落、高圧電線の切断など甚大な被害が生じていることが分かってきた。

この調査で構内電配回路6回線中、送電不能な4回線の不具合要因を全て特定し、直ちに協力業者へ復旧工事の協力を要請したが、協力業者も社屋が被災しその対応に追われていた。

高圧架線工事は専門性が高く、業者数が少ないうえに、そのほとんどが電力会社の依頼により、市街地の復旧工事にあたっていたため、即日対応は困難な状況であった。

それでもあきらめる訳にはいかない。仙台駐屯地は被災者の救援、不明者搜索の拠点であり、どうしても早期に復旧したいと粘り強く説得し、何とか明後日なら対応できるとの返答を引き出した。この業者は約束どおり13日に復旧工事を終え、また、4月の余震被害の際にも協力してくれた。人も資材も集まらない状況での迅速な対応は本当にありがたかった。

**Column**

**建設技官の矜持（その二）**

（当時）東北防衛局 設備課長

菅野 俊也

仙台駐屯地の電力問題がひとまず落ち着いた15日、装備施設本部を経由し航空幕僚監部から松島基地の滑走路に航空灯火照明を設置するよう要請が入った。増大する救援物資の輸送量に対応するため、夜間の離着陸を可能とする航空灯火設備を設置し、滑走路の利用率を上げる計画である。この状況で災害派遣部隊が航空灯火を必要とする訳は痛いほど理解できるが、これにはいくつもの障害がある。

まず、松島基地は基地全域が水没し、基地受電所、飛行場配電室、航空灯火電源装置、非常用発電装置の全てが失われていた。また、当時は発電機やキュービクルなどのリース品の需要が高まり既に在庫がなく、更に、航空灯火機器は民生での需要が少ないため、在庫を抱えているケースは稀である。

これらのハードルの高さや責任の重さに息苦しさを覚えたが、躊躇している時間はない。まずは材料の手配に取り掛かる。製造メーカーに電話を入れ在庫の確認、製造着手の要請をした。在庫がなく製造に時間を要するものについては、各地方防衛局を通じて航空基地の補用品保管状況の確認を行った。その結果、近畿中部局から進入角指示灯8基が小松基地に保管されているとの情報があり、貸与の申し入れを行ったところ3日後には松島基地の格納庫に搬入された。

点検してみると8基のうち1台は筐体が破損していたが、飛行場周辺を探し回り津波で流された進入角指示灯を見つけ出し、この筐体と組み合わせることで何とか再生させた。

滑走路灯は複数のメーカーから掻き集めた。中には納入日を調整し松島基地の復旧のためにと譲ってくれた飛行場管理者もいた。誘導路灯火は消費電力を抑えるため、実証試験以外では自衛隊で初めてLEDランプ光源を採用した。幸いこの灯器は成田空港、羽田空港などでハロゲンランプからの切り替え需要が見込まれていたため、製造メーカーが在庫を保有していた。

航空灯火電源装置は、滑走路灯用、誘導路灯用及び進入角指示灯用の3種類を必要としたが、受注生産品であり在庫がないため、製造メーカーが保有している試験機、試作機を借り受ける（レンタル）こととした。これらを含め、資機材の輸送については、航空自衛隊の支援により入間基地から松島基地へ緊急空輸を敢行している。

現場に搬入された航空灯火電源装置を見て、正直心配になった。出力部は巻き線がむき出しのトランスを木枠の上に乗せただけのなんとも心許ない代物だった。



レンタルされた電源装置



LEDランプ

## Column

## 建設技官の矜持（その三）

（当時）東北防衛局 設備課長  
菅野 俊也

それでも夜を徹して組み立て、出力試験を行ったところ、不安が的中した。誘導路灯のトランスに不具合が見つかり所定の電圧を発生できない状況に陥った。製造メーカーのベテラン技術者が試行錯誤を繰り返すも一向に改善せず、現場に徒労感が漂いはじめたところ、とっさに、既存設備で唯一水没を免れた用途の類似する他社のトランスを代替として使うことを思いついた。技術者が躊躇する中、トランスを運び出し銘板をみると多少の容量不足と出力電圧の違いがあるものの調整次第で流用可能と思われた。そのことを技術者に伝えた後は、彼の独壇場となった。ダンボールに結線図を書き起こし、トランスの内部結線に手を加えることで見事にシステムを再生させた。この代替トランスは仮設運用の間、最後まで支障なく使用されている。

一方、夜間に行われた現況調査や灯火機器設置工事は過酷な作業となった。気温が低下し時折雪が降る状況で、微細な光軸調整のため施工者はたびたび手袋を外すことを余儀なくされた。この遮る物が何もない身を切るほど冷たい滑走路で、度々起きる余震に伴う津波を警戒しながら4日間、昼夜連続で現場の指揮を執ったのは吉田建設監督官である。4日目の朝、監督交代のため車に近づき声をかけると、携帯コンロでカップラーメンのお湯を沸かしながら、ようやく先が見えてきたと落ちくぼんだ目をほころばせた。

同じ頃、フィーリングスタンド周辺では、タンクローリー車の上から本田建設監督官が手動バルブ操作による重力式給油方式の安全確認と操作説明を行っていた。その一挙一動を多くの隊員が真剣なまなざしで見つめていた。この方法がうまく行けば、被災を免れた燃料タンクから陸上自衛隊1年分の備蓄量に相当する航空燃料が取り出すことができ、救難活動や物資輸送に活用することができる。彼はこの方式は流速を抑えることが重要な課題であり、流速が早まれば、静電気が帯びやすく燃料に引火するおそれがあることを繰り返し説き、自ら操作手順を実践して見せていた。

彼らをはじめ全ての課員がそれぞれの持ち場で、今なすべきことに精一杯向き会ってくれた。

長い共同生活に疲れが見えた時、共に瓦礫の残る大曲地区に立った。共にコンビニの駐車場で炊き出しを行う自衛官の懸命な姿を見た。それだけで、気持ちが一つになった気がした。

課員が一丸となり同じ目標に向かったこの3ヶ月。少しづつ積み重ねた成果は暗い記憶の中で一筋の光明としてそれぞれの心に刻まれていると思う。

「防衛力の基盤である自衛隊施設は、平時は言うに及ばず、非常時こそ機能を発揮するものでなければならない」

幾度となく唱えられてきたこの言葉をあらためて肝に銘じ、建設技官の責務である施設整備を通じて各部隊の活動を支えて参りたい。そのことが地域復興の一助となることを切に願うものである。



灯火機器設置工事の様子



手袋を外しての作業

### (3) 航空自衛隊山田分屯基地の被害調査

太平洋沿岸部に位置する航空自衛隊山田分屯基地は、3月11日(金)に発生した震度6強の強震によりヘリポートの基礎部分にひび割れが生じた。そのため、技術支援班としては、3月13日(日)と14日(月)の二日間、土木課の職員(土木職)2名と調達計画課の職員(土木職)1名を現地に派遣して、ヘリポートがヘリコプターの離着陸に支障がないか被害状況等を調査した。

その結果、ヘリポートには若干の破損箇所が見られたものの、簡易打撃による音の確認や、実際のヘリコプターの離着陸に伴うヘリポートの振動・衝撃に異常が見られなかったことから、当面の運用には支障がないものと判断した。その後、同基地では、ヘリコプターによる物資輸送等の輸送活動に力を注ぐことになる。



ヘリポートの被害状況調査(山田分屯基地)

技術支援班の要員が基地内の他の被害状況を確認したところ、同基地のゲートに通じる進入路の路肩部分に大きな亀裂が見られたことから、当面、当該部分を立入禁止とした。



進入路の路肩のひび割れを調査(山田分屯基地)

### (4) 仙台駐屯地の調査及び復旧

仙台駐屯地は、3月11日(金)の震度6強の強震により商用電源が途絶したことから停電となっていた。そ

のため、東北方面総監部から東北局対策本部に対して電力確保に関する現状確認の要請があり、その日のうちに、技術支援班として設備課の職員(電気職)を1名、現地に派遣した。

派遣された要員は、発電機による送電状況及び駐屯地内の配電線路の被害状況を確認し、部隊側で修復対応が可能なものについては部隊側で修復を行うこととし、専門業者に委託しなければ修復が難しい状況のものについては、震災当時、当局の工事を請け負っていた電気工事会社に依頼し応急復旧が行われた。このような応急的な対応は停電が解消する3月16日(水)まで続いた。

その後、4月7日(木)の23時32分、再び震度6強の最大余震が発生し、仙台駐屯地構内の高圧配電線路全6系統のうち1系統が停電となった。

そのため、急遽翌日、技術支援班から設備課の職員(電気職)を現地に派遣し、停電の原因を調査したところ、高圧架空電線の結束が外れ端子から離れている箇所や柱上変圧器が台座からずれている箇所が複数の場所で認められた。更に確認作業を進めると、倉庫付近の電柱上のトランスが地震で大きく移動し、その衝撃で高圧引き下げケーブルが断線していた。これが1系統の停電の原因と判明した。

当時、仙台駐屯地は自衛隊災害派遣活動の拠点であるとともに、陸海空3自衛隊のJTF司令部が置かれている重要な駐屯地であることを踏まえ、停電の早急復旧が急務であることから、当局の工事を請け負っていた電気工事会社に応急復旧を依頼し、翌日には修復工事を完了し送電ができるようになった。

### (5) 仙台地区病院の調査及び復旧

4月8日(金)、東北方面総監部から東北局対策本部に、前日(7日)に発生した余震により仙台地区病院の屋上に設置されていた高置水槽が壊れたので、被害状況を確認して欲しい旨、要請があった。これを受け、技術支援班としては、設備課の職員(機械職)3名、現地に派遣した。

派遣された要員が現地を確認したところ、FRP<sup>1</sup>製高置水槽のパネルの破損、給水管の脱落等のかかなり深刻な損壊状況となっており、とても使用できる状況ではなかった。

当該病院では断水状態となり医療活動に支障が生じていたことから、早急に断水状態を改善するため損壊した高置水槽を修理する必要に迫られていた。しかし、部隊

<sup>1</sup> FRPとは、Fiber Reinforced Plasticsの略で、Fiber=繊維、Reinforced=強化された、Plastics=プラスチックのこと。繊維と樹脂を用いてプラスチックを補強することによって、強度を著しく向上し、宇宙・航空産業をはじめバイク、自動車、鉄道、建設産業、医療分野等さまざまな分野で用いられている。

自隊の修理は相当に困難であることから、技術支援班は、当局の工事を請け負っていた設備工事会社に現地を見てもらうよう提案し、その上で、当該設備工事会社と当局と部隊の三者により応急復旧の施工方法について協議を行ったところ、受水槽の揚水ポンプを使用し直接高置水槽からの配水管に接続する方式を行うこととなり、翌9日（土）にはこれら復旧の工事を完了し断水を改善することができた。

**(6) 航空自衛隊大滝根山分屯基地の被害調査**

航空自衛隊大滝根山分屯基地は、福島第一原子力発電所から30km圏内に位置することから、震災後直ちに被害状況について現地調査を行うことはできなかった。

震災から約一ヶ月経った4月22日（金）に半径20～30km圏内の屋内退避指示が解除となったことを受け、技術支援班は、4月25日（月）と26日（火）の二日間、調達部職員10名を現地に派遣し、同分屯基地内における被害状況の確認を行った。

派遣された要員は、防塵メガネとマスクをかけ、また、部隊から貸与された線量計で逐次放射線量を確認しながら



大滝根分屯基地の被害状況調査  
(福島第一原発から30km圏内)

らの作業となり、被害状況の確認は困難を極めることとなった。この時点で、既に部隊側では仮補修が実施されていたが、現地調査の結果を踏まえ、今後の復旧に向けた必要な措置を開始することができた。

なお、当該作業期間中の累計放射線量は、最大で約5マイクロシーベルト※であった。

※ 自然界の大地からの放射線量は、毎時0.04マイクロシーベルトである。

**(7) 東北方面総監部に対する予算関連資料作成等の技術支援**

調達部においては、震災関連復旧工事として一次補正予算(約73億円)の緊急調達に係る業務等の対応に日々追われていたところに、5月頃、東北方面総監部から当局に対し、二次補正予算要求の準備のための関連資料作成について支援依頼があった。

東北方面総監部から支援依頼のあった業務量を勘案すると、調達部の業務処理能力をはるかに超える状況になることから、装備施設本部及び地方防衛局に対して職員の派遣等支援を依頼することとなった。

支援していただく業務内容は、多賀城及び霞目駐屯地における整備工場、庁舎等整備に係る業計要望資料案の作成(各種計画図、工事工程表等の予算要求に必要な資料一式)、その他の業務ということで、下表のとおり、第1週として5月30日(月)～6月3日(金)の間に7名、そして第2週として6月6日(月)～10日(金)の間に6名の職員(建築、土木、機械、電気及び通信の各職種)を、装備施設本部、九州防衛局及び沖縄防衛局からそれぞれ派遣していただき、業務に当たっていただいた。

仙台駐屯地への技術支援要員

第1週(5月30日～6月3日)			
建築職	九州防衛局	調達部建築課	安部建設監督官、高田建設監督官
土木職	九州防衛局	調達部土木課	宇都宮建設監督官、前川建設監督官
電気職	装備施設本部	技術調査官	郷原係長
機械職	装備施設本部	技術調査官	橋本係長
通信職	装備施設本部	技術調査官	湯上係長
			計 7名
第2週(6月6日～6月10日)			
建築職	装備施設本部	施設計画課	有木係長
建築職	装備施設本部	技術調査官	川端係長
土木職	装備施設本部	施設計画課	和田係長
土木職	装備施設本部	技術調査官	坂元係長
電気職	沖縄防衛局	調達部設備課	戎森建設監督官
機械職	沖縄防衛局	調達部調達計画課	山之内専門官
			計 6名

### (8) 技術支援の応援要員の受入

技術支援業務に係る応援要員については、装備施設本部、九州防衛局及び沖縄防衛局からそれぞれ各職種毎に職員を派遣していただいたところである。

最初の技術支援業務の応援要員としては、震災間もない3月24日(木)から3月30日(水)の間、装備施設本部から電気職2名、機械職1名の計3名の職員が当局に派遣された。当該職員は、震災の影響で交通機関が復旧していない状況から、入間基地から自衛隊機に搭乗して松島基地に入り、主に松島基地の航空灯火施設の復旧、車両用給油施設及び航空用燃料給油ポンプの復旧に係る技術支援に尽力し、早期の復旧に大いに貢献した。

また、応急復旧が一段落した5月30日(月)～6月10日(金)にかけて、前述したとおり、仙台駐屯地に対する技術支援として13名の職員が派遣され、二次補正予算要求の関連資料作成業務に従事することになる。

最終的に技術支援に係る応援要員の人員については、装備施設本部から10名、九州防衛局調達部から4名、沖縄防衛局調達部から2名の合計16名が派遣され、支援人員延数は99名となった。

年度末の多忙な時期や年度初めの重要な時期に拘わらず、このように多数の応援要員を派遣していただき、当局としては恒常業務や松島基地の復旧支援を遂行できただけでなく、その他の震災対応業務にも調達部の職員を充てる事が可能となったことで、部隊の震災対処活動に貢献できたところである。

### (9) 技術支援活動のための備品

調達部においては、これまでの震災対応の訓練等の経験から、被災現場における被害状況調査においてはシュミットハンマーなどの専用の調査機器等が必要となると

の認識の下、通常が必要最低限の物品をあらかじめ整備していたところである。

しかし、今回の3月11日(金)の東日本大震災においては被害状況が想定以上の広範囲かつ大規模にわたっていたため、最大限の要員を派遣する上では、携行させる調査機器等の絶対数が不足する事態に陥っていた。

また、震災で被災している現場においては、被害の状況や程度に十分に対応できる機器等がなかったのが実情であり、工事の種別に応じた専門計測器等が新たに必要となった。そのため、当局は、大規模災害時における防衛施設の被害状況調査を十分に行える体制を整えるため、後日であるが、当該被害調査に必要な地滑り測定器、クラックスケール等の専門計測機器等(種類と数量)を地方防衛局緊急事態等災害対策本部経費をもって調達し、地下倉庫等に配備しているところである。



調査機器：「クラックスケール」等



調査機器：「地滑り測定器」



調査機器：「シュミットハンマー」



**(10) 防衛施設等の被害見積、復旧等**

東日本大震災により被害のあった各自衛隊施設の復旧に係る予算要求については、通常の予算要求と同様、各部隊から陸海空各幕僚監部（以下「各幕」という）へ要求し、各幕が防衛本省及び財務省に緊急予算の説明を行っていった。

その結果、22年度末に、松島基地について約12億円の示達があり、当局は、建築、土木、電気、機械及び通信の災害復旧工事及び施工監理業務を発注したところである。

またこれに加えて、22年度に既に震災前に発注していた松島基地関連工事約6億5千万円のうち約1億円を緊急に振り替え、災害復旧工事の実施に充てることとなった。

23年度においては、給水、汚水、消火栓等インフラの復旧、航空保安施設の復旧改修、建物の復旧改修に係る予算として一次補正予算で約73億円の示達があり、また、今後の震災対応としての津波対策（松島基地駐機場の高台化、多賀城駐屯地構内道路の高上げ）や基地機能強化（非常用発電機設置、滑走路改修、建物の改修）予算として三次補正予算で約252億円の示達があった。

通常の建設工事に加えて、これら示達のあった震災関連工事の実施のため、調達部全課は設計、積算等の発注に向けた業務に日々追われることになる。

**(11) 応急復旧に貢献した企業等感謝状贈呈**

東日本大震災により、岩手、宮城及び福島各県の各部隊に所在する各部隊の建物やインフラは甚大な被害を受けたが、これら甚大な被害を受けた部隊等においても、未曾有の大災害を前に災害派遣活動に従事しなければならない状況となっていた。

このため、各部隊等としては、被災した施設等の早期復旧のために多くの隊員を割くことができず、一方で、早急に部隊機能を回復しなければ災害派遣業務に支障を来すおそれがあるというジレンマに陥っていた。

このように、被災した自衛隊の施設等の復旧工事については部隊等だけで対応できる能力や範囲も限られていたことから、当局は、これら復旧作業を迅速かつ適切に対応するため、各工事種別の工事会社に部隊等の事情を説明するとともに協力を要請した。

これらの要請に応じていただき、震災直後の物資調達が困難な中に拘わらず必要な資材等を迅速に調達してくれた各製造メーカー、そして復旧に当たり現地に赴き迅速かつ適切な技術指導をしていただいた各工事会社など

計33社の民間企業に対して、これにより早期の応急復旧がはかられ自衛隊の災害派遣活動の遂行に大きく貢献されたとして、震災一周年に当たる平成24年3月11日に当局の遠藤調達部長（当時）から感謝状の贈呈が行われた。

**(12) 装備施設本部長の感謝状贈呈**

平成24年11月2日（金）、装備施設本部において、東日本大震災により甚大な被害を受け、また、地震直後の津波により基地機能が壊滅的となった松島基地の復旧工事に貢献したとして、建築工事の大豊建設（株）東北支店、土木工事の（株）橋本店、電気工事の日本リーテック（株）東北工務支社、機械工事の（株）城口研究所東北支店及び通信工事の池野通建（株）東北支店の5社に対し、松本装備施設本部長から感謝状の贈呈が行われた。

これらの企業は、東日本大震災直後の過酷な環境の中、災害派遣の拠点となった松島基地の復旧工事において、強い責任感をもって工事を完成させ、当該基地機能を早期に回復したことにより自衛隊が行う災害派遣活動をはじめ、被災地への救援物資などの迅速な輸送にも寄与するところ極めて大きく、その功績は誠に著しいものがあつたとして、自衛隊記念日に当たり感謝状が贈呈されたものである。



装備施設本部長から感謝状贈呈  
（平成24年11月2日）

## 2 ご遺族対応業務

ご遺体安置所のご遺族対応業務については、平成23年3月17日（木）、宮城県知事からの要請を受け、当局としては、未曾有の大災害である諸般の事情を斟酌して可能な範囲で支援せざるを得ないものと判断し、宮城県警察本部等と調整しつつ東北局対策本部で検討した結果、仙台市から日帰りが可能な範囲の支援として北は石巻市から南は角田市の6カ所のご遺体安置所において、1カ所当たり4名の計24名体制（最大時、職員58名体制で交代勤務）の派遣を決定し、翌18日（金）から4月18日（月）までの約1ヶ月間、ご遺族対応業務に従事した。

なお、当該業務の実施に当たっては、職員のメンタルヘルスケアに十分に配慮するため、防衛医科大から医官を派遣していただき、職員への講話、面談やアドバイス等が行われた。また、4月以降には、本省及び他の地方防衛局からの応援要員も加わり、最終的には延べ504名の職員がご遺族対応業務に従事したところである。

### （1）3月17日、打診と検討、そして正式受け入れ

津波により亡くなられた方々のご遺体を安置する場所として、宮城県内に約20箇所の遺体安置所が設置されていたが、ご遺族対応の人手が不足し対応に苦慮していたことから、3月17日（木）、宮城県知事より東北方面総監部JTF-THに対し協力の打診があった。

JTF-TH指揮官である東北方面総監の、「ご遺族対応は自衛官よりも事務官が適しているのでは」との意向を受け、17日（木）、9時30分頃、東北方面総監部行政副長が当局に来局しご遺族対応等の支援をお願いするとともに、宮城県知事から局長に正式に要請があるとの話があった。

これを受けて、当局では、局長他幹部職員が参集して、局としての負担が過大なものにならないよう、業務内容のほか、派遣規模、派遣先等について、当局としてどこまで支援が可能であるかを検討した。

局長は、未曾有の大災害である諸般の事情に鑑みると、支援をせざるを得ないと判断し、17日（木）の午後、当局から何名が支援可能であるか局内各課に照会を行わせた。その結果、合計24名程度を確保し1箇所あたり4名で6箇所に配置できることが報告された。

報告を受けた局長は、17日（木）、16時過ぎ、本省地方協力局に「地方協力確保事務」の一環として実施する旨説明した。

17日（木）17時過ぎ、総務課長は、早速、宮城県警（以下「県警」という）に出向き、警務課支援室長と業務内容についての調整を行い、ご遺体と直接接するような業務は避け、ご遺体安置所における安否不明者届出表の作成補助、ご遺体引き取りが困難な遺族への説明及び相談等の遺族対応業務を実施することで県警側と調整を行った。その際、県警側から勤務場所について支援依頼の意向があった場所は、特に人手が不足している気仙沼

市、南三陸町であったことから、総務課長は一旦、局に持ち帰り、宿泊も含め検討したが、宿泊込みの支援は職員の負担が大きくなることから、最終的には局から約2時間以内で通勤可能な場所である北は石巻市から南は角田市における6箇所のご遺体安置所で支援することの調整を県警側と行った。

支援にあたる職員については、業務の内容から原則、補佐、係長クラスを選定して、規模については24名程度を確保のうえ、1箇所あたり4名の計6箇所の派遣とし、勤務地での支援時間は午前9時から午後6時までとし、支援は翌日18日（金）からの実施という慌たしさになった。

17日（木）19時、第19回東北局対策本部会議において、宮城県知事が宮城県災害対策本部会議の席で「東北防衛局の職員がご遺体安置所での支援をしていただけることになり感謝している。」との発言があったことが紹介された。

17日（木）20時過ぎ、局長はご遺体安置所にて支援に当たる全職員を局長室に参集させ、支援に当たっての心構えを訓示した。



局長から支援要員に対し訓示  
（ご遺族対応業務の派遣に当たり）

ご遺族対応業務を行ったご遺体安置所



訓示内容は以下のとおりであった。

- ① 初めての業務であり、手探り状態であるが、次のことを自覚・注意して、国民の負託に応えてもらいたい。
- ② 亡くなられた方々に対し常に哀悼の意を表する気持ちで支援業務を遂行すること。
- ③ 遺体の確認に来られたご家族・親族等の方々に対しては、心情を理解し、誠意を持って丁寧に対応すること。また、プライバシーに係る保身を徹底すること。
- ④ 防衛省・自衛隊の一員として、様々な要望に対して、臨機応変に対応すること。

17日(木)、局長の訓示終了後、総務課長は支援職員に対し、支援業務の内容、服装、必要な持ち物などについて説明を実施し、支援に必要な車両、携帯電話、腕章、帽子、防寒着、軍手、カイロ、戦闘携行食糧(加熱材を含む)、パン、飲料水等を各班に配給した。そして、班ごとに局出発時間、現地到着時間、到着時の現場状況、支援開始時間、支援状況、支援終了時間、現地出発時間、局到着時間を随時総務課へ報告するように指示をした。

総務課は、支援業務を終え帰局した班毎の支援状況を面談方式で聞き取りを行い、ご遺体安置所での状況を東北局対策本部会議で逐次報告することとなった。



支援要員に業務内容、携行品等の説明



支援要員の携行する飲料品等

## (2) 18日の支援開始からメンタルヘルスケアへ

18日(金)、支援開始1日目は、6班体制5箇所(うち1箇所は2班体制)のご遺体安置所(利府グランディ21、旧角田女子高校、岩沼市民体育センター、石巻北高校飯野川校、石巻西高校)において計24名で実施された。同日の第21回東北局対策本部会議において、総務課長より、場所によって忙しさや作業内容にばらつきがある模様であるので、支援職員が局に帰局後、聞き取りを行い、再度、県警と調整したい旨発言がされた。

支援職員が帰局後の聞き取りでは、ご遺体安置所1箇所において事前調整と異なる業務を求められたことが報告された。そのため、総務課長は県警に対し職員の負担を考慮して別なご遺体安置所での支援を申し入れ、翌日19日(土)から他のご遺体安置所において支援を実施することとなった。

総務課長の申し出により、3月19日(土)以降、4月10日(日)までは、6班体制6箇所のご遺体安置所(旧石巻青果花き地方卸売市場、旧角田女子高校、旧仙台空港ボウル、岩沼市民体育センター、石巻北高校飯野川校、石巻西高校)において支援業務が実施された。石巻西高校は4月5日(火)以降、東松島市小野地区体育館へ変更となった。

日々の業務は、早朝7時過ぎに各班ごとに指定された派遣先に1時間半程度をかけて車両で移動し、現場に到着後は早速、支援業務を実施し、1日に数回、ご遺体安置所の状況を局に報告した。

職員が派遣先での支援業務を終え、19時から20時頃に局に到着後行われた日々の面談では、ご遺族対応業務という特異な業務に従事するに当たり、職員のメンタルヘルスケアのため、防衛医科大の医官も同席のもと行われた。

職員はご遺族対応業務を行うに当たり、ご遺族へ感情



支援要員からの報告や面談等

移入してしまうなどの心情を吐露しながら医官のアドバイスを受け、日々の報告を行った。

20日(日)、第21回東北局対策本部会議において、安否不明者の届出は減少しているものの、ご遺体安置所を訪れる遺族は多くなっており、本支援業務は警察、自治体及び遺族から感謝されている旨の報告がなされた。

22日(火)、局長と職員のメンタルヘルス支援のため来仙している防衛医科大重村講師がご遺体安置所3箇所を視察し、同日の第29回東北局対策本部会議において、関係機関から当局の支援業務が高い評価を得ていることが報告された。

25日(金)頃から、派遣先の各班によって作業量に差が見受けられるようになってきたことから班編制の見直しを検討し、27日(日)は6班中2班について3名とし計22名の体制、28日(月)は6班中1班を3名、3班を2名とし計17名の体制、29日(火)は6班中4班を2名とし計16名の体制、30日(水)は6班中4班を2名、1班を3名とし計15名の体制とし編成を変えていった。



大勢の方々のご遺体安置所に来られた

支援を開始した3月18日(金)から3月27日(日)頃までは、多くのご遺体安置所に行方不明となっている方を捜しに親族が来られ、ご遺体安置所は慌ただしい状態であった。当局職員は駐車場整理、安否不明者届出表の作成、帳簿への転記作業などを実施し、その間、一部のご遺体安置所において県警との調整事項と異なる業務を依頼されることが少なからずあったが、それら業務は対応することなく断った。そして、行方不明者確認のための親族の来所が徐々に減少に転じてきたのは、3月下旬であった。



ご遺体安置所での駐車場の整理

### (3) 4月上旬～本省及び他局から応援要員が来仙

4月上旬になると、年度末からの恒常業務に滞りが生じ、自局のみでの支援業務が困難になってきていることを受けて本省から打診のあった応援要員について、仙台市内のライフラインも徐々に回復し受け入れが可能となってきたことから、4月6日（水）、本省及び他の地方防衛局から応援要員第1陣として12名（うち10名がご遺族対応業務支援）が来仙した。



本省や他の地方防衛局からの応援要員が到着

到着後、総務班は支援業務内容の説明を実施し、翌7日（木）から11日（月）まで6箇所のご遺体安置所において勤務することとなった。4月12日（火）には、第2陣の応援要員12名（うち4名がご遺族対応業務支援）が13日（水）から17日（日）までの応援のため来仙し、第1陣12名は入れ替わりで帰途についた。

応援要員の方々は、仙台市内のホテルで宿泊となったが、食事風呂なしの素泊まり状態であり、入浴については仙台駐屯地で対応せざるを得なかった。

4月10日（日）15時頃、県警警務課支援室長から総務課長に発災から一ヶ月になるので、明日11日以降、支援場所を6箇所から2箇所（旧石巻青果花き地方卸

売市場、石巻北高校飯野川校）に縮小したい旨の連絡があり、同日、第52回東北局対策本部会議において、総務課長よりその旨が報告された。

4月17日（日）14時頃、県警警務課支援室長から総務課長に明日18日をもって支援を終了していただきたい旨連絡があり、同日、第59回東北局対策本部会議において、総務課長よりご遺体安置所における当局の業務を終了することが報告された。

4月18日（月）、2箇所のご遺体安置所における支援業務を終え、当局の支援業務は終了となり、同日の第60回東北局対策本部会議において県警及び石巻市から感謝の言葉があったことが報告された。

なお、最終的にご遺族対応業務は、8箇所のご遺体安置所で実施された。

防衛医科大医官が職員のメンタルヘルスケアのため来仙していた際、ご遺族対応業務に従事した職員については、「任務が終わった際には終結のセレモニーなどを実施し、心の区切りをつけることが重要である。」との助言をいただいた。

この助言を踏まえ、当局では、4月22日（金）及び28日（木）の2回に分けて、ご遺族対応業務に従事した職員（32名）が仙台市青葉区に所在する仙台東照宮に参拝し、祈とうを行った。この祈とうは、該当職員の心の安定、メンタルヘルスケアに効果があったものと思われる。



参拝し祈とうを行った仙台東照宮

Column

ご遺族対応業務に従事して（その一）

東北防衛局 総務課  
企画係 猪股 大介

ご遺族対応業務初日の光景

平成23年3月18日（金）、20時40分頃、総務課課長補佐、同総務係長、同審査係長及び同人事係員の計4名で編成された第一班が帰局した。

当局によるご遺体安置所における遺族対応業務については、宮城県からの支援要請により、平成23年3月18日（金）から4月18日（月）の間において実施されたものであり、彼らはその第1陣として、宮城県利府町のグランディ21に赴いたのであった。

彼らは一様にふさぎ込んでいた。しばしの休息の後、平静を取り戻した彼らの口から語られた現地の状況は過酷なものであった。すなわち、体育館に並ぶ無数のご遺体、照合のため壁に貼られた無数のご遺体の写真、延々と次々とご遺体運び込むトラックの列、重なり合う泣き声と悲鳴、充満する消毒薬の臭い等々。彼らの中には、そういった光景を思い出し、突然泣き出し取り乱した者もいたが、彼はその後しばらくの間、家族と同じ寝室で並び寝していると、整然と並べられたご遺体の様子が思い起こされ、また、自分自身がそのご遺体になったような感覚に見舞われ、恐ろしく、安眠することができなくなったと語っていた。

18日（金）の21時頃、庁舎内の別室において同班の作業状況報告が始まる。状況報告が開始されると早々に、怒号と泣き声が別室内より響き渡ってきた。

班長が総務課長に

「宮城県警と事前に取り決めた内容と全く異なる作業を実施した。現地に到着早々、ご遺体の写真照合を行ったんです」と報告すると、総務課長は、

「作業内容に関し取り決めがなされており、なぜ、取り決められた以外の作業については実施しかねる旨、現地県警職員に伝えなかったのか。実施不能な作業については断って構わない旨、県警本部担当者より了解をもらっている」と、お互いに言い合いが始まった。

そして、班員一同から、「現地では皆が皆、止めどなく訪れるご遺族への対応に精一杯で、そのような取り決めなど伝えられるような状況ではなかった」などと語気の強い言葉が繰り返され、総務課長から「・・・しかし、実施不能な作業であったならば、その旨伝達するべきである」と返す言葉に、班員一同は、

「現地の状況を実際に見て来てほしい。その上で、『実施不能である』と現地の警察や自治体職員等に言ってください」「決して、そのようなことを言い出せる状況ではなく、そもそも取り決めの存在など周知されてはいなかった」など、口々に自らが置かれた厳しい状況とそれに対する不満や不安があふれ出た。

「では、私にどうしろと言うのか。私もこれ以上どうすれば良いのか分からない」と、総務課長の言葉にもすでに困惑と疲労が漂っていた。そして暫く沈黙が続いた後、

「申し訳ありませんが、もう本日のような作業には耐えられません。班員から外してもらえないでしょうか」

涙で赤く腫らした目を総務課長に向け、班員の一人が静かに訴えていた。

このようなやりとりがあった後、グランディ21での支援業務に従事する職員への負担が大きいとの判断から、宮城県警本部との再度の調整により、石巻市の旧石巻青果花き地方卸売市場へ場所を移し、ご遺族対応業務は継続されることとなった。

## Column

## ご遺族対応業務に従事して（その二）

東北防衛局 総務課

企画係 猪股 大介

## 自身が派遣されて

平成23年3月21日（月）、ご遺族対応業務が開始されて4日目のこと、同業務に従事してきた職員に対する精神面や通常業務の停滞といった負担軽減を図るべく、班編制の変更がなされ、私もご遺族対応業務に従事する運びとなった。行き先は宮城県石巻市の旧石巻青果花き地方卸売市場。

震災の発生以降、テレビ等により県沿岸部における津波被害の甚大さについては認識しており、ぜひ実際に現地の状況を見聞き直接被災者の支援に携わりたいと考えていたため、同業務への従事を命ぜられた際には、不謹慎ながら、感無量というのが隠さざる心境であった。また、同業務への従事を命ぜられた際、直属の上司より「当係は局内において震災対応業務を行うべきとの局幹部の堅い意思がある中で派遣を命ぜられたわけであるから、私の分まで精一杯地域に貢献してくるよう」との言葉を頂戴し、一層支援に対する念を強くしたことを覚えている。

そして3月22日（火）、私は震災後の石巻市に初めて立ち入った。海水に覆われた田畑、大きく隆起しひび割れた道路、津波により流されてきた漁船、自動車、材木、ゴミ及び家財道具、そして交通整理に追われる警察官、止めどなく行き来する自衛隊車両、大きく傾き破損した家屋群、餓えた海水の臭い等々。高速道路を降り、石巻市内に至った際に目の当たりにした状況は今でも強烈な印象として記憶に残っている。

8時50分、旧石巻青果花き地方卸売市場到着。同市場に隣接する自衛隊宮城地方協力本部石巻募集事務所の駐車場に車を止め、防寒着、長靴、防塵マスク及び腕章を身につける。

8時55分、作業開始。当班の同市場における作業は、ご遺族が提出する届出表の転記作業及び交通整理である。私は、交通整理を担当したが、この市場内の様子は石巻市内のそれに比してさらに忘れがたいものとなった。

止めどなく出入りするご遺体を乗せた自衛隊車両及び葬儀社の車両、ご遺体が確認され悲嘆に暮れ泣き叫ぶご遺族、無数のご遺体写真を確認するご遺族の行列、ご遺族の受付に対応する石巻市役所職員、ご遺体の洗浄及び遺品の整理等に奔走する各都道府県警職員、同市場敷地内に充満する消毒薬と線香の臭い、巻き上がる砂埃、上空を飛ぶ航空自衛隊の輸送機の爆音、そして、棺の不足によりブルーシートのような袋に包まれただけの無数のご遺体。何カ所ものご遺体安置所を巡ったものか、ご遺体の存否が確認できなかったご遺族から幾度も、別な近隣の安置所の所在地を尋ねられた。また、ご遺族の成人男性が周囲を憚らず子供のように泣きじゃくる姿は今でも忘れられない。

そして、こういった状況下にあっても、交通整理作業を実施していた私を含めた当局職員に対し、ご遺族、自衛官、警察官、市職員の方々が、一様に「ご世話様でした」、「ご苦労様です」、「ありがとうございます」等々と声を掛け頭を下げていただき、感銘を受けつつもどのような反応を示したのか困惑したことを覚えている。

17時、初日作業完了。帰途につく。帰路の高速道路は、自衛隊車両、他府県警車両及び運送車両等々でごった返していたが、石巻方面に向かう反対車線も同様に混雑していた。車中、私は一被災者として、このように昼夜を問わず、あらゆる方面から多くの方々が県沿岸部の復旧のために奔走していただくことを大変有り難く感じる一方で、換言すれば、それだけ多くの支援を必要とする程に多くの不幸に遭遇している人があるんだという辛い現実を巡らせていた。

18時13分、帰局。防衛医科大学校より支援に来ていただいた医官が同席して、この日の業務内容等に係るミーティングを実施。この日がこれまでで最もご遺族の数が多く慌ただしかったこと等の報告を行う。ミーティングの後、翌日同市場に向かう職員分の必要物資等の準備を行い、この日の作業に係る全日程終了となった。

なお、私は、帰局後暫くの間、石巻市において目の当たりにした光景が頭に浮かぶ「フラッシュバック」が何度か起こった。その度にいたたまれない気分が私の心を支配していた。

Column

ご遺族対応業務に従事して（その三）

東北防衛局 総務課  
企画係 猪股 大介

18日以降のご遺族対応の光景

平成23年3月22日（火）に初めて派遣されて以来、私は、同月26日、29日、31日、4月2日、4日、6日、11日、17日と、計9日間、同市場にてご遺族対応業務に携わった。その間、防衛本省から派遣された支援要員と共同で対応業務を実施したり、班編制の変更等を経ながら、同業務自体は4月18日（月）までの間、32回に渡り実施された。

なお、防衛本省から派遣された支援要員の方々は、口々、石巻市でのご遺族対応について

「派遣されるまでは、ご遺体等の腐敗臭が漂っているのではないかと、道路脇にご遺体が横たわったままなのではないかとの不安を抱いていた。」「やはり、市内及びご遺体安置所の様子はあまりに惨いものであり、想像を遙かに超えていた。」「ご遺体安置所におけるご遺体の照合写真には、正直なところ、恐ろしく、目を背けてしまった。」等述べる一方で、「支援要員として宮城県に訪れ、直接支援の手助けを実施できたことは非常に感慨深かった。」「今後とも、石巻市を含め東北地方全体が一足も早く復興を成し遂げるために、可能な限りの支援を実施したい。」「防衛本省に戻った際には、こちらの状況を周知するとともに、東北地方の復興のため、防衛省としてなしうることについて考え、訴えていきたいと強く思う。」と、感想を語っていた。

日を経るに従い、各安置所に訪れるご遺族の数、運びこまれるご遺体の数が減少していったことから、4月11日（月）には、職員の派遣先を6箇所から2箇所に縮小した。そして18日（月）には、宮城県警に対して申し入れを行い、ご遺族対応業務に係る当局職員の派遣が終了した。

最終的に、同業務の実績としては、派遣箇所計8箇所、派遣職員数延べ504人（うち旧石巻青果花き地方卸売市場には延べ122人）というものであった。

余談ではあるが、その年（23年）12月に、私は再び石巻市を訪問した。

不謹慎であることは承知していたが、どうしても石巻市の現在の状況をこの目で見てみたかったためである。

およそ8ヶ月ぶりに訪れた石巻市は、3月の震災後間もない時期の餿えた海水の臭いやゴミ等の悪臭が鼻をつくような惨憺たる状況と打って変わって、道路の舗装工事や破損した家屋の改修等のため多くの工事車両が足繁く走り回りアスファルト等の匂いを振りまいていた。また、立ち寄ったコンビニエンス・ストアには作業服を着込んだ多くの工事業者で活気溢れる様子がそこにあった。このような市内の風景は復興が進んでいることを私に語りかけているようであった。



### 3 LOの派遣

LO、つまりは連絡員（「連絡将校」の英語表記である「Liaison Officer」の頭文字を取った表記）の派遣については、「非常勤務等規則」第23条第2項第5号「連絡員の派遣に関すること。」の規定に基づき措置され、当局の震災対応の一つとして実施した業務である。

LOは、自衛隊等との連絡調整等のため、東北方面総監部へ派遣するとともに、宮城県及び岩手県へ派遣し、各種情報の収集及び東北局対策本部との連絡等の諸活動に従事した。

派遣した要員は、まず過去の震災対処訓練等におけるLO要員の経験者をもって派遣し、その後、各課の恒常業務を考慮した上でローテーションを組み、派遣を行った。また、LOが初めての者については、まず最初に経験者と二人ペアを組ませて派遣し、勤務要領を体験及び取得した後、正式にLOとして派遣した。

また、LO派遣が長期化したことに伴い、恒常業務への影響を最小限にするため、ローテーションの対象者を逐次拡大して対応した。

#### (1) 東北方面総監部へのLO派遣

##### ア 概要

東北方面総監部に派遣した方面LOは、今回の大震災に伴い新たに東北方面総監部内に設置・編成されたJTF-TTHにおいて、各種の詳細な情報収集、部隊からの技術支援活動の要請及び米軍活動支援等に係る連絡調整に従事した。

また、米軍の事故情報及び部隊関係の情報も方面LOからもたらされた。



「東北防衛局LO待機所」をドアに表示

##### イ 活動拠点の確保等

3月11日（金）、地震発生時に東北方面総監部に居合わせた地方調整課基地対策係長は、震災発生後の14時55分頃、近場のアナログ電話を借用し、直ちに当局地方調整課長へ無事である旨を報告した。また、その際、同課長から「方面LO」として勤務するよう指示を受け、情報収集を開始し、15時10分頃、東北方面総監部から「第3種非常勤務態勢発令」の事実を確認したため、東北局対策本部にその旨を報告した。

また、作戦棟へ移動し、ヘリ映伝が離陸した旨の情報

を入手したものの最寄りに電話がなかったため、東北方面総監部B棟の総務部文書班の部屋へ入室し、班員の曹長に自らの所属及び状況を説明の上、電話を借用した。その後、同曹長は状況を察して応接セットと電話機1台を提供してくれたため、ここが、3月26日（土）までの間、方面LOの待機場所となった。

15時40分頃、作戦棟内スクリーンのヘリ映伝の画像に名取川を遡上する津波が映し出され、津波襲来の情報を東北局対策本部に連絡した。

方面LOの待機場所が作戦棟から若干の距離があり、また、情報量が時間を追って多くなったため、方面LO1名による情報収集は厳しい状況となっていた。その後、17時、17時10分、17時30分にそれぞれ総合調整官1名（計3名）がLOの常駐場所に到着し、計4名に増員されたことをもって、作戦棟での情報収集を本格的に開始することとし、併せて、作戦棟内に待機スペースを確保した。

なお、3月26日（土）、方面LOの活動拠点は、改修工事に備え未使用となっていた庁舎内の一部屋を使用



方面LO待機所の様子

することが可能となり、総務部文書班から当室に移動した。

さらに、5月31日(火)、JTF-T Hの組織が規模縮小されること及びこれまで使用していた部屋の改修工事が着手されることに伴い、東北方面総監部庁舎内の会議室を割り当てられたため、局L Oの活動拠点を当該場所へ移転した。

### ウ 技術支援の要請

震災当日(3月11日)は余震もあり、東北方面総監部A・B棟を結ぶ渡り廊下が異様な音を発し軋み始めていた。方面L Oの基地対策係長は、渡り廊下が作戦棟入口の上も覆っており、落下した場合の損害は大きいことが予想されたため、作戦棟内の東北方面総監部施設課長に対し、渡り廊下の状況を説明した。その結果、同施設課長は、防衛局が建物の状況を確認して欲しい意向を示し、東北局対策本部に対して建築職の技術支援要員の派遣を要請した。

また、方面L Oが仙台駐屯地の受電所に赴いたところ、同駐屯地の担当者が駐屯地内電力網の状況確認に追われており、2台中1台がオーバーホール中のため、重要箇所への電力の供給を行うため総力を挙げているが、点検人員が不足している状況が判明した。

そのため、方面L Oは早期電力の回復が必要である旨を同施設課長へ報告。同施設課長は電力線路点検及び被害箇所の修繕資材の見積を早期に行うため、設備職の技術支援要員の派遣を、当該方面L Oを通じて対策本部に要請した。

16時25分頃、建築職の技術支援要員(2名)がL O室に到着すると、方面L Oは、技術支援班が業務隊と共同で作業に当たれるよう対応を調整するとともに、その後18時30分頃、設備職の技術支援要員(1名)が方面L O室に到着した際、先行している技術支援班の作業状況を説明した。

このように、方面L Oは、自ら駐屯地内の被害状況を確認するとともに、初期の段階で派遣された仙台駐屯地の技術支援要員には、作業の段取り等を事前に総監部と調整するなど、震災当日の混乱を期していた状況下において、技術支援班を軌道に乗せるべく動いたところである。

### エ 情報収集

方面L Oは、各種会議等の要旨、語学支援・技術支援及び米軍事故等に関する自衛隊担当者との連絡調整を行い、情報収集を行った。収集した資料は、当初、部隊のFAXを借用して局に送信していたが、3月11日(金)、方面L Oを増員した際、PC及びスキャナーを方面L Oの待機場所に持ち込み、東北局対策本部の局OAパソコンのネットワーク復旧後においては、資料(情報)をメールにより送付した。

また、防衛補佐官は、JTF-T Hの会議等に出席し、モーニングレポート(MR)、イブニングレポート(ER)及びオペレーションリサーチ(OR)における情報、並びに、発言要旨等の資料に掲載していない情報、その他JTF-T H内で入手した貴重な情報を収集し、東北局対策本部において報告した。

なお、発災後から3月13日(日)まで仙台第3合同庁舎内が停電となっている状況下において、防衛補佐官室に設置されている陸上自衛隊の指揮システムを東北方面総監部との間の唯一の通信手段とするため、緊急措置として当該システムへの電力を庁舎5階の給湯室にある非常用電源から供給するなどして、同システムの機能を維持して、東北方面総監部からの情報収集を行った。



方面L O待機所に持ち込んだ機材(PC、プリンタ等)

## 東北方面総監部LOの実績

月日	勤務（派遣）時間・派遣者数等	備考
3月11日 (第1日目)	1446、東北地方太平洋沖地震発生 1500、第3種非常勤務発令 1500～3/12 1200-1名 1610～3/12 0800-1名 1625～3/11 2100-1名 1640～3/11 1800-1名 最大4名による情報収集活動（作戦棟） ・駐屯地被害情報収集 ・局技術支援チーム及び部隊間の調整 ・対策本部指示による毛布及び糧食の受領並びに局への配布	
3月12日 ～3月21日 (第2～11日目)	1200～3/21 1200-2名 1800～3/21 1800-1名 (24時間勤務)	LO勤務(24H)→局勤務→休養日(3日ローテーション)
3月22日 ～3月24日 (第12～14日目)	1200～3/24 1200-2名 (24時間勤務)	
3月25日 ～3月27日 (第15～17日目)	1200～3/21 1200-2名 1800～3/21 1800-1名 (24時間体制)	LO勤務(24H)→局勤務→休養日の3日ローテ
3月28日 ～4月13日 (第18～34日目)	1200～4/13 1200-2名 (24時間勤務)	
4月13日 ～4月14日 (第34～35日目)	1200～4/14 0800-2名 (時間帯分割) 1200～2000、2000～0800 0800～1500、1500～2200	応援要員も参加(4月29日まで)  (支援要員)
4月14日 ～4月18日 (第36～39日目)	0800～4/18 0800-2名 (時間帯分割) 0800～2000、2000～0800 0800～1500、1500～2200	  (支援要員)
4月18日 ～4月19日 (第39～40日目)	0800～4/14 0900-2名 (時間帯分割) 0800～2100、2100～0900 0800～1500、1500～2200	  (支援要員)
4月19日 ～4月29日 (第41～50日目)	0900～4/29 2100-2名 (時間帯分割) 0900～2100、2100～0900 0900～2100	  (支援要員)
4月29日 (第50日目)	0900～4/29 2000 *夜間2000～0800 LO未常駐	
4月30日以降 (第51日目以降)	0800～10/6 2000 *夜間2000～0800 LO未常駐	段階的に規模(派遣日)を縮小
	10月6日まで派遣を実施	累計 211名を派遣

**Column**

**方面L Oとしての派遣（初日）**

（当時）東北防衛局 地方調整課 基地対策室

基地対策係長 佐々木 透

当日は、次年度王城寺原演習場S A C O第4期工事の打ち合わせのため東北方面総監部訓練課千葉3佐と調整を実施し、一通りの調整を終えたとき携帯電話の緊急地震速報を受信した。

14時46分の発災後、総監部停電、これに伴いI P電話不通、地震中、自分の携帯電話でワンセグT Vを視聴し、東北太平洋側広範囲に「大津波警報発令」を訓練課内に周知した。

訓練課課員の一人が「これは想定されている宮城県沖地震だ」と話していた。

地震が収まると訓練課課員は速やかに所定の持ち場へちりぢりになる。また、課員の一人は、屋上から火の手の確認を行っていたようで「現在のところ仙台市内に火災なし」と叫んでいた。

私も局へ所在の連絡のためアナログ電話を探しに出た。

残留者であった訓練課の齋藤3佐から「佐々木係長、自分の身は自分で守れ」と言われたことが忘れられない。

過去に仙台駐屯地で勤務した経験から総監部から一番近いアナログ電話を業務隊給水所へ行き、局地方調整課へ連絡を入れる。併せてヘルメット及び安全靴を借用した。

地方調整課長へ連絡をとり、自分は無事である旨を伝えたところ、課長から「方面L O」へ移行するよう言われた。その際、課長へは現在の方面総監部が混乱している旨を報告した。

15時10分頃、再度、訓練課へ行ったが課員全員不在であったため、地域課へ移動し、在室していた渉外班の宮田3佐に状況を確認。総監部の「第3種発令」の事実を確認し地域課内の電話を借用して局へ「方面第3種発令」を報告。局からは、対策本部設置の報を受けた。

その後、情報収集のため作戦棟へ前進したところ、防衛部堀2佐が各部署へ状況把握を指示している最中であった。この指示でヘリ映伝が離陸した旨の情報を入手したが、最寄りに電話が無かったことから、総監部B棟へ前進、たまたまドアの空いている部屋へ入室した。その部屋は総務部文書班であり、班員であった成田曹長へ自分の所属と状況を説明し、電話を借用した。文書班の成田曹長は、状況を察して応接セットと電話機1台を提供してくれた。借用した電話から局へ作戦棟内の状況を報告、じ後、連絡をいただく場所を文書班とする旨と文書班内線番号「3902」を局へ通知した。これより3月26日までの間、ここが局L Oの待機場所となった。



自衛隊・米軍との業務調整の様子

## (2) 宮城県へのL O派遣

### ア 概要

地震発生の当日に宮城県庁に職員を派遣し、宮城県内の情報収集を目的として、東北局対策本部との連絡調整業務に従事した。

その後、宮城県災害対策本部会議、政府現地災害対策本部会議及び宮城県自衛隊連絡所における会議等に参加等し、適時、必要であった各種情報の収集を行った。

さらには、宮城県担当者と周辺財産の使用等に係る調整を実施した。



宮城県災害対策本部（宮城県庁の講堂）

### イ 活動拠点の確保等

3月11日（金）、地震発生から約2時間後、局長の主導により宮城県庁へL O 2名（施設補償課係長、地方調整課係員）の派遣を決定し、派遣職員は携帯電話のみを渡され、取りあえず県庁で活動場所を見つけるよう指示を受けた後、16時54分、徒歩で県庁へ向かった。

17時35分、宮城県庁に到着したものの、災害対策本部が県庁に設置されているかどうか不明だったため、玄関前の守衛に同本部の場所を確認したところ、5階の危機対策課に行くよう促されたため、階段により同課に向かった。

課内は、幹部と思われる面々が担当者に指示を出しているが、担当者は電話対応に追われ、指示がうまく伝わっていない様子が見受けられるなど、混乱状態にあった。入口付近の担当者から災害対策本部が2階の講堂に設置されるとの情報を得たため、本情報と宮城県庁到着時間（17時40分）を東北局対策本部に携帯電話で報告した後、講堂に移動した。

講堂内にて、宮城県災害対策本部設置の準備をしていた職員2、3名に、本部の体制について確認したところ、県職員や自衛隊L O、消防本部職員などの席は設けられ

ているが、防衛局L Oとしての席は用意されていないとのことであったため、とりあえず陸自L Oのセルで待機することとした。時間が経つにつれて陸自L Oの人数が増え、準備で慌ただしくなってきたこともあり、局のL Oは本部内の一番後ろの空いているスペースに移動し、テレビからの情報を収集している中、次第に県職員や消防本部職員なども配置につき、周りがより一層慌ただしくなっていた。

その後、宮城県災害対策本部会議が開催され、ホワイトボードに貼り付けられた会議資料をコピーし、5階危機対策課のF A Xを借用して東北局対策本部に送付した。

20時45分、政府調査団が到着し、講堂内が緊張した空気となる中、初動態勢確立に向けた会議が始まった。その中で地震の名称が「東北地方太平洋沖地震」になった旨を確認したため、速やかに東北局対策本部に情報提供を行うなど、その後も引き続き、情報収集に当たった。

3月12日（土）4時頃、当局の防衛補佐官らが講堂を訪れたため、これまでの業務内容を報告したところ、同補佐官は、講堂内で情報収集するよりも、各部隊からの情報を東北局対策本部に伝達した方が効果的であると、局職員を同じフロアの自衛隊連絡調整所（第2入札室）に案内した。同調整所内は、東北方面総監部、各師団、各旅団、海上自衛隊が詰めており、張り詰めた空気の中、自衛隊ならではの専門用語が飛び交っていた。

更には、海上自衛隊と同じテーブルに局職員のセルを確保するとともに、食事（戦闘糧食：乾パン、惣菜缶詰や水）及び仮眠室の提供も受けられるよう、同所長との調整を了した。

その後、12時にモバイル・パソコン及びスキャナー等を持ち込み、東北局対策本部への資料（情報）はメールで送信することが可能となった。

### ウ 王城寺原演習場周辺財産の活用に係る調整

3月14日（月）、宮城県消防課の職員から、地震により散乱した一般家庭用のガスボンベを、王城寺原演習場内に一時集積できるかの相談があったことから、局対策本部に情報を繋いだ。東北局対策本部から、周辺財産の活用にあたり、集積期間、管理方法等を確認するよう指示を受け、その旨を相手方に伝達した。

3月15日（火）、宮城県消防課の職員から連絡があり、使用する時期としては、現在、被災地は救助活動中であるため、ガスボンベの回収作業は当面先になることが予

## Column

## 宮城県庁LOとしての派遣（その二）

（当時）東北防衛局 施設補償課  
 漁業補償係長 大沼 一成

「大沼さん、県庁LOに行ける？、課長、いいよね？」

3月11日、ワンセグテレビを観て動揺している施設補償課に、藤井地方調整課長が飛び込んできた。

そして、藤井地方調整課長は私を当直室を連れて行き、「地方調整課市川技官と一緒に、とりあえず県庁に向かってくれ」と言うと、官品携帯電話を渡した。私はとりあえず筆記用具と地方調整課の冷蔵庫からいただいたペットボトルのお茶一本を握りしめ、作業着は官舎においてあったので着の身着のままコートを羽織り、徒歩で県庁へ向かった。クロノロの記録によれば16時54分のことである。

17時35分、「宮城県庁」に足を踏み入れた。ここも多くの市民で溢れかえっていた。公衆電話に長蛇の列。号泣している人々。まるでパニック映画のワン・シーンのようだった。

これが現実なのか。気を取り直し、我々は守衛の方に県庁に来た理由を話したところ、危機対策課／危機管理センターに行くように言われ、直ぐさま5階に上り危機管理センターの扉を開いた。部屋の中は、地震による被害状況の把握等で多くの職員が縦横無尽に動き回っていた。

「誰に声を掛ければいいんだ」、「声を掛けづらいな・・・」と尻込みしていたが、「空気を読みながら積極的に！」という勇気を振り絞って「すみません。東北防衛局ですが・・・」と県の職員に切り出した。すると、意外に丁寧に対応していただき、2階の講堂に県の対策本部を設置したという情報を得たので、我々は2階に下りることにした。

頻繁に人が出入りする講堂をのぞき込んだ。そこは、まさに今後の中枢となる県災害対策本部の会場設営の途中で、やはりここも声を掛けづらい空気が流れていた。また、講堂の中は地震の影響で天井や壁のところどころが剥がれ落ちていて、改めて地震の恐ろしさを肌で感じた。

県の職員に声を掛けたところ、自衛隊のセルに案内された。陸上自衛隊の隊員が準備でバタバタしていたので、とりあえず「東北防衛局です。」と名乗り、近くの椅子に座って様子を見た。我々は講堂の一番後ろのセンターにある空いている机に陣取った。私は「まずはここで起きていることを局本部に伝えなければ・・・」という思いで、気を遣いつつ積極的に県の職員を中心に声を掛けたり、時折、ホワイトボードに貼り出されるペーパーから情報を入手した。知り得た情報については官品携帯電話、又は市川さんの私物携帯電話（メール）で局本部に繋いだ。また、ホワイトボードに貼り出されている情報ペーパーを少しの間だけ拝借してコピーし、FAXの場所を突き止め局本部へ送信したりもした。

20時45分、政府調査団が到着。講堂内が更に慌ただしくなった。直ぐさま、講堂内で県の幹部と初動態勢確立に向け会議がもたれるが、講堂内の人が多くてなかなか近づけず、マイクもないため何が話し合われているのか中々掴めずにいた。「情報、情報・・・」と情報に飢えているところに、「地震の名称決定！東北地方太平洋沖地震！」という声が飛び込んできたため、その旨を藤井地方調整課長に伝えた。これがクロノロの記録によると21時11分のことである。

その後、「第4回の県災害対策本部会議は2330、4階の庁議室！」またまた情報が入った。「第4回？、もう3回終わったの？いつ？」と私は思ったが、「終わってしまったものはしょうがない」と頭を切り替え、引き続き情報収集に努め、官品・私物携帯電話やFAXにより局本部に情報伝達を行った。



宮城県庁へのLO派遣の様子

想されること、管理方法としては、一般家庭用は倒れないよう数個単位で結束し、高圧ガスの細長いタイプは横置きし、盗難防止や安全管理等の観点から、定期的にパトロールしたいとの回答があった。また、併せて早ければ来週にでも現地調査\*を実施し、適地の選定と必要面積等を確認したい旨の依頼を受け、その旨を東北局対策本部に伝達した。

※ 3月22日(火)、当局の案内により、王城寺原演習場周辺財産(三畑地区4カ所)の現地調査を実施した。

### エ 政府現地災害対策本部会議における情報収集

3月19日(土)、東北局対策本部から、宮城県庁11階で行われている政府現地災害対策本部会議の情報収集の可否について、当会議に出席している内局LOと調整するよう指示があった。

内局LOに話をしたところ、宮城県災害対策本部と同様、当局のLOによる傍聴、資料の入手も可能とのことであったため、同日17時からの同本部会議から情報収集を開始した。

また、3月28日(月)の同本部会議では、内局LOからのオーダーにより、当局が実施した宮城県知事からの支援要請によるご遺体安置所における遺族対応等の活動状況が報告された。

同本部会議は、4月22日(金)までの間、1日1回開催されていたが、翌日以降、土、日、祝日は開催されないなど状況に応じ回数が縮小された。

なお、宮城県LOは8月2日(火)の会議まで傍聴し、政務官等のコメントをメモするなどの情報収集を行った。

### オ 自衛隊連絡調整所ミーティング

3月下旬、宮城県庁2階の自衛隊連絡調整所内の情報共有を目的としたミーティングが開催されることとなり、東北方面総監部のLOから、当局のLOも同ミーティングに参加願いたいとの連絡を受けた。

これを受け、当局のLOが6月14日(火)まで当ミーティングに参加し、各駐屯地等における技術支援、米軍支援及びご遺族対応の諸活動の状況を報告するとともに、各セクションからの情報をメモし、必要に応じ東北局対策本部へ報告した。

### カ 自衛隊連絡調整所当直

3月下旬、東北方面総監部のLOから、自衛隊連絡調整所の夜間(0時~6時)勤務体制の見直しを受け、調整所内各テーブルに1名の連絡員を配置し、その他の者は仮眠室等で休養を取るよう指示がなされた。

海自LOと当局の宮城県LOで各1名ずつ連絡員を設け、それぞれ0時~3時、3時~6時のいずれかの連絡員を担当し、4月24日(日)まで緊急の連絡に備えた体制を構築した。

なお、4月25日(月)以降は、東北局対策本部からの指示により、日中勤務のみとなった。

### キ 最大余震の対応(宮城県庁水浸し)

4月7日(木)、23時32分、震度6強の最大余震が発生した。この余震により宮城県庁2階のスプリンクラーが誤作動し、散水が止まらず2階フロアが水浸しとなったが、自衛隊員による素早い排水作業が開始され、当局の宮城県LOもこの作業に参加した。

排水作業は、先ず、感電の危険性があったため、その安全確認から始まり、止水作業、同時に排水先としてトイレの確保を行い、後は、モップ、水切りドライヤー、更には段ボールや掲示板等あらゆる物を使用し、排水や拭き取り作業を延々と行った。

これらの作業が功を奏し、被害は1階事務室の一部事務機器、自衛隊の掲示板程度に留まった。

**Column**

**県庁L O派遣時に遭遇した4月7日の最大余震（震度6強）について**

（当時）東北防衛局 周辺環境整備課  
障害防止第2係長 橋本 良英

この日（4月7日）は、東北地方太平洋沖地震発生の翌日（12日）に初めて県庁L Oとして派遣されてから、8回目の勤務でした。

県庁内に設置された自衛隊連絡調整所の一面に情報収集や連絡調整の要員として、24時間2人体制で詰めていました。

夜間は交代で仮眠を取ることとなり、午後10時過ぎには、仮眠室で部隊から借用している寝袋に入り休んでいました。

そして、午後11時32分頃、携帯電話から発せられる緊急地震速報の音と地鳴りで目が覚めました。

あの大地震発生から大小様々な余震が続いていたため、余震に慣れてしまっていたので、そのうち収まるだろうとの淡い期待とは裏腹に揺れは長く、次第に大きくなりました。

これが本震から約1ヶ月で高い確率で起こると噂に聞いていた「最大余震」なのか、と脳裏を過ぎりました。

急いで自衛隊連絡調整所へ行こうと仮眠室から出ると、多くの県庁職員や自衛官が慌ただしく行き交う姿が目に入りました。

そんな中、火災を知らせる非常ベルが鳴り響き、辺りは騒然となりました。

しばらくして、非常ベルは、地震によってボイラー設備が破損し、蒸気が漏れたことによる火災報知器の誤作動だと分かりましたが、配管から漏れた水が、県庁2階ロビーの天井から容赦なく降り注ぎ、県の災害対策本部や自衛隊連絡調整所のある2階フロアはあっという間に水浸しとなり、階段を伝って1階ロビーにも拡がりつつありました。

そのため、自衛隊連絡調整所に数名の要員を残し、ほとんどの隊員（もちろん私も）は階下への浸水被害を食い止めようと必死で対応しました。

県庁内の1階ロビーには、自宅に帰ることができない大勢の人が避難していた時期でもあり、そうした人たちも不安そうに見守る中、床に広がる水を雑巾で吸い取り、それを何度もバケツに絞っては、溜まった水をトイレの排水口に捨てるという一連の作業を繰り返し繰り返し続けました。まさに人海戦術のごとくです。

しかしながら、雑巾とバケツだけでは水の勢いには追いつかず、次第にちり取りや水切り、ゴミ箱、大きなポリバケツまでも活用し、みんな黙々と協力して作業に取り組みました。

そのうちに配管からの水漏れは止まりましたが、天井からの水滴はしばらく続き、水気が無くなるまで雑巾で床を拭く作業を繰り返し、気が付くと2時間近く経っていました。

後から考えると、我々がこのような浸水を食い止める作業を迅速かつ整然と行ったからこそ、県庁職員のみなさんは関係機関との連絡・調整などの震災対応に集中することができたものと思っております。

まさか、自分が県庁に派遣されている時に大きな余震が起きるとは想像していませんでしたが、県庁内での災害派遣？に携われたことは、貴重な経験となりました。

改めて自衛隊組織の一員であることを再認識することとなった出来事でした。



宮城県庁へのL O派遣の様子



## 宮城県庁L Oの実績

月日	勤務（派遣）時間・派遣者数等	備考
3月11日 (第1日目)	1446、東北地方太平洋沖地震発生 1500、第3種非常勤務発令	
	1735(県庁到着)～3/12 1200-1名 1735(県庁到着)～3/12 1800-1名 最大2名による情報収集活動	
3月12日 ～3月14日 (第2～4日目)	1200～3/14 1200-1名 1800～3/14 1800-1名	(24時間勤務)
3月14日 ～3月17日 (第5～7日目)	1200～3/17 1200-1名 1700～3/17 1700-1名	(24時間勤務)
3月17日 ～3月20日 (第8～10日目)	1200～3/20 1200-1名 1800～3/20 1700-1名	(24時間体制)
3月20日 ～4月13日	1200～4/13 1200-1名 1700～3/21 1600-1名	(24時間交替)
3月21日	1600～4/12 1600-1名	(24時間交替)
(4.12-4.13) (第11～33日目)	1200～4/13 1800-1名	(24時間勤務)
4月13日 (第34日目)	1200～4/13 2000-1名 2000～4/14 1800-1名	(8時間) (12時間)
4月18日 (第39日目)	0800～4/13 1500-1名 1500～4/13 2200-1名08	(7時間) (7時間)
4月14日 ～4月17日 (第35～38日目)	0800～4/17 2000-1名 2000～4/18 0800-1名 0800～4/13 1500-1名 1500～4/13 2200-1名	(12時間交替) (12時間交替) (7時間交替) (7時間交替)
	00～4/18 2100-1名 2100～4/19 0900-1名 0800～4/18 2100-1名	(3時間) (12時間) (12時間)
4月29日 ～4月28日 (第40～49日目)	0900～4/28 2100-1名 2100～4/29 0900-1名 0900～4/28 2100-1名	(12時間交替) (12時間交替) (12時間交替)
4月29日 (第50日目)	0900～4/29 2000-1名	(11時間)
4月30日以降 (第51日目以降)	0800～2000-1名	(12時間)

**(3) 岩手県へのLO派遣**

岩手県へのLO派遣は、平成23年3月末で退職し4月に岩手県に再就職(防災危機管理監)することが決まっていた当時の郡山防衛事務所長を、岩手県災害対策本部の活動支援のため3月19日(土)に岩手県庁に派遣した。

なお、4月1日(金)以降、LO派遣された同所長は、岩手県職員として県災害対策本部職員として勤務した。

月日	勤務(派遣)時間・派遣者数等	備考
3月11日 (第1日目)	1446、東北地方太平洋沖地震発生 1500、第3種非常勤務発令	
3月19日 ～3月31日 (第1～13日目)	岩手県災害対策本部の活動に支援－1名	郡山防衛事務所長

## 4 米軍活動支援

### (1) 米軍の「トモダチ作戦」

在日米軍（以下「米軍」という）は、東日本大震災に際し捜索活動や物資・人員輸送を始めとして、仙台空港の復旧、宮城県石巻市並びに東松島市の学校及び港湾などの瓦礫・汚泥除去等に係る災害復旧・復興支援等を活動内容とする「トモダチ作戦」を展開した。

また、米軍は、津波被害により一部区間に運休が続くJ R東日本仙石線の復旧を目指す支援活動を「ソウル（魂）トレイン作戦」と称し、自衛隊と協力しながら、野蒜<sup>のびる</sup>駅、陸前小野駅及び駅周辺の瓦礫の除去を行い、同線の早期復旧に向けた災害復旧活動を実施した。

一方、このような米軍の災害復旧活動に対して、当局では、3月15日（火）から5月1日（日）までの間、語学力を有する職員延べ170名（防衛本省・他の地方防衛局からの支援要員を含む語学職員）を東北方面総監部に派遣し、同総監部内に設置された日米調整所における日々会議への参加及び所要の連絡調整の実施、更には

日米メンタルヘルス専門家会同等における通訳支援を実施した。

他方、米軍が実施した空港・学校及びJ R東日本仙石線野蒜駅などの瓦礫・汚泥除去等の災害復旧活動に当該語学職員等を同行させ、支援活動が円滑に進むよう地元住民との間のコミュニケーションの支援及び米軍が実施する作業のサポートを実施した。

今回の米軍の作戦展開においては、被災現場において、避難所におけるシャワー設置、被災した石巻市等の学校の瓦礫泥土除去活動及びJ R東日本仙石線復旧支援（ソウルトレイン作戦）と連続した支援を展開しており、そのため、当局及び他局等の要員は、米軍の各種支援の内容や日程に合わせるなどして、米軍のトモダチ作戦の展開に遅延が生じないよう最大限に努めたところである。

以下、震災発生からJ R東日本仙石線復旧支援（ソウルトレイン作戦）開始までの活動内容（時程表）である。

月 日	支援状況等
3月11日（金）	1446 東北地方太平洋沖地震が発災 1500 第3種非常勤務を発令 1500 東北方面総監部に当局の佐々木係長を連絡員派遣
3月14日（月）	東北方面総監部に米軍の連絡員1名
3月15日（火）	東北方面総監部に米軍の先遣隊が到着
3月16日（水）	語学力を有する職員を統合任務司令部へ2名派遣開始 その後1名増員して3名派遣
3月28日（月）	避難所でのシャワー設置・運用支援開始
3月31日（木）	被災した石巻市の学校の瓦礫泥土除去活動支援開始
4月21日（木）	J R東日本仙石線復旧支援（ソウルトレイン作戦）開始

#### ・在日米軍が災害対策に関する措置を行う場合の連絡調整

在日米軍が災害対策に関する措置を行う場合は、平成21年6月15日付け地方協力局長通知「地方防衛局が地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保のための施策として実施する災害対策に関する措置に関する指針について」において、地方防衛局が関係機関等との連絡調整を行うこととなっていることから、当局では東日本大震災以前から、災害発生時に米軍が来援することを想定し、東北方面隊震災対処訓練等において米軍対応について訓練を実施していたところである。

○平成21年6月15日 本省地方協力局長通知「地方防衛局が地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保のための施策として実施する災害対策に関する措置に関する指針について」

○平成22年2月9日～10日 東北方面隊震災対処訓練に参加し、在日米陸軍との連携要領について訓練を実施

また、万が一、大規模災害が発生した場合、当局の語学職の人数（当局2名、事務所2名）では不十分であることも認識していたことから、災害等が発生した時に語学支援者の派遣を本省に要請する訓練も実施していたところである。

**Column**

**米軍活動支援について**

東北防衛局 業務課

事故補償係 工藤 睦美

3月19日より、東北方面総監部内の日米調整所において、1日2回実施される共同会議（基本的に英語のみ）にオブザーバとして出席し、米軍の行動実績及び予定について情報収集（会議の使用スライドの印刷物を自衛隊側の担当者から入手し、作成した議事メモと併せて局対策本部宛に送付）を行った。

日米調整所では、米軍も自衛隊も通訳を連れてきていたこと、また、同調整所に勤務する殆どの自衛官が英語を話していたため、局の通訳業務は必要とはされていなかった。

当初は米側窓口の意向により、米軍に関することは、全て日米調整所の自衛官の方を通していたが、米側と自衛隊側の関係がある程度構築された後は、米軍とも直接やりとりをすることが可能となり、米側から入手する情報については、基本的に自衛隊の担当者にも提供した。

その際、米側が『好意』で教えてくれた情報については、局対策本部等からの指示であっても、根掘り葉掘り質問しすぎると、関係に支障を来し兼ねないと感じた。

救援活動中の米軍による事件・事故対応については、米側の法務部担当者が総監部内に駐在していなかった（石巻地区で救援活動中であった）ため、日米調整所の自衛隊側担当者を通じ、米軍事故・事件対応の米側の窓口（大元の窓口であって法務部所属であって法務部所属ではない）を紹介して頂き、初動の情報収集をした。

紹介して頂いたものの、同担当者の第一優先は救援活動であるため、事故が発生する度に事故発生状況について質問していたので、当初は煙たがれていたが、同担当者が日米調整会議に参加するようになり、防衛局の存在が明らかになった後は、米側から事故速報を教えてくれるようになった。



日米調整所の皆さん



日米調整所において情報収集に当たる様子

## (2) 東北防衛局の米軍支援要員実績

今回の米軍支援活動に伴う当局の支援に係る実績は、以下のとおりである。

日時	場所	目的	支援要員	備考
3月20日	山形県神町	米軍活動現地調査	花房、佐々木	※午後出発
3月23日	仙台空港	〃	一條、榊原、浜崎	
3月28日	東松島市	米軍シャワー支援	榊原、佐々木	小野市民センター - 他
3月29日	〃	〃	関山、大野、佐々木、浜崎	〃
3月31日	仙台市	通訳支援	大野、佐々木	仙台駐屯地
	石巻市	米軍瓦礫除去支援	関山、佐々木	湊小学校
4月1日	〃	〃	関山、佐々木	〃
4月2日	〃	〃	大野、佐々木	〃
4月3日	〃	〃	大野、佐々木	〃
4月4日	〃	〃	関山、佐々木	渡波小学校
4月5日	〃	〃	佐々木	〃
4月6日	〃	〃	高岡、鈴木、佐々木	住吉小学校
4月7日	〃	〃	高岡、佐々木	〃
4月8日	〃	〃	鈴木、佐々木	〃
4月9日	〃	〃	高岡、佐々木	石巻商業高校
4月10日	〃	〃	鈴木、佐々木	〃
4月11日	〃	〃	高岡、佐々木、渡邊、千葉	〃
4月12日	〃	〃	佐々木、渡邊、千葉	大街道小学校
4月13日	〃	〃	尾野、佐々木、渡邊、千葉	〃
4月14日	〃	〃	尾野、佐々木、千葉	住吉中学校
4月15日	〃	〃	本保、佐々木、千葉	〃
4月16日	東松島市	〃	尾野、本保、佐々木、千葉	浜市小学校
	南三陸町	現地調査	尾野、本保、佐々木、千葉	志津川町内
4月17日	東松島市	米軍瓦礫除去支援	本保、佐々木、千葉	鳴瀬第2中学校
4月18日	〃	〃	佐々木、加藤	〃
	石巻市	米軍キャンプ訪問	佐々木、加藤	石巻総合運動場
4月19日	東松島市	米軍JR復旧活動	佐々木	野蒜駅、陸前小野駅
4月21日	〃	〃	佐々木、松村、加藤	野蒜駅
4月22日	〃	〃	榊原、佐々木、加藤	〃
4月23日	〃	〃	榊原、佐々木	〃
4月24日	〃	〃	榊原、佐々木	陸前小野駅
4月25日	〃	〃	榊原、佐々木	〃
	石巻市	米軍キャンプ訪問	榊原、佐々木	石巻総合運動場
4月28日	東松島市	米軍JR復旧活動	榊原、佐々木	野蒜駅

支援要員は、敬称や役職を省略し氏名（名字）のみを記述。

### (3) 米軍の各種支援活動

米軍は、東日本大震災に係る支援として、避難所での運用支援等、学校での瓦礫撤去作業、日米メンタルヘルス専門家会同、そしてJR東日本仙石線復旧支援（ソウルトレイン作戦）等の多くの支援活動を行っている。

ここでは、それらの主な支援活動を紹介するとともに、それらの米軍の活動に対する当局の通訳支援等の実施状況について記述する。

#### ア 避難所のシャワー設置・運用支援

米軍は、松島基地所在市町村である東松島市内の避難所へシャワーを設置し、その運用に際し、清掃等を含め支援業務を実施した。

米軍が東松島市内の避難所へシャワーを設置する際、利用者の案内、機材の使用方法を日本語で表記する等の支援を含め、通訳業務を実施した。



自衛隊と米軍で日米共同浴場を設置した大塩体育館（東松島市）



シャワーの使用方法等を住民に説明する米軍人と通訳支援をする局職員



日米共同浴場を「ナイアガラ」と命名



小野市民センターの日米共同浴場「ニューヨーク」の設置作業を行う米軍人



日米で案内板を共同作成

## Column

## 在日米軍の「トモダチ作戦」に参加して（その一）

（当時）北関東防衛局 地方調整課

榎原 翔平

最初に私が仙台へ派遣されたのは3月21日で、地震の発生から10日後のことでした。

実は、地震翌日の土曜の朝、上司からの電話があり、語学職として震災対応に関して何らかの業務に従事する可能性があるとの連絡を受けていましたが、まさか自分自身が仙台へ行くことになるとは正直考えてもいませんでした。まして、入省間もない自分が被災地への派遣対象になるなんて余程のことが無い限りあり得ないと思っていました。

しかし、その日は割と早くにやってきました。いつも通りに仕事をしていた時、上司に名前を呼ばれその場に行くと「仙台へ行ってくれるかな？大変だと思うけど」と一言。いつもの出張要請の時と同じようには返事ができませんでした。結局、この状況下に派遣対象者は限られるということもあり、私の派遣が決定しました。ただ、正直なところ私が派遣されても役に立つなどとは思っても無かったので、ちゃんと活動できるのかとても不安でした。

仙台での業務は、東北方面総監部に設置された「日米調整所」で行われる調整会議に参加し、米軍の活動内容に関する情報を収集することでした。調整所で行われる会議は被災地での支援活動の方向性を決める大切な会議で、日々細かな調整を日本側と米側で行っていました。会議に参加する前は、自衛隊と米軍の優秀な方たちが何事も無く円滑に話し合いを進めて、順調に物事を決めていくんだろうと勝手に想像をしていました。

しかし、実際は、このかつて無い規模の震災、米軍との共同活動そして震災時初の自衛隊の統合部隊編成という状況下に、支援活動の進め方も難しく、手探りの状態で活動しているんだという情報が私にも伝わってくるが多々ありました。

派遣された日から暫くの間は、前述した会議に朝と夜に出席し、それ以外の時は仙台駐屯地内にある連絡事務所待機しながら勤務をしました。そして、1回目の派遣も残すところ2日となった時に、米軍が設置を進めていたシャワー施設の現場へ行く機会がありました。当初は勝手な想像で、現場での活動は自衛官と米軍の間で行われているもので、地方防衛局の私が現場に行き、果たして何かできることがあるものなのかと思っていたため、現場で活動すると聞いた時は不安に思いました。

実際、最初は現場で何をしたら良いのか分からず、東北局で現地活動を主導されていた佐々木係長の指示を適宜受け動くことしかできませんでした。その一方で係長は自衛官と米軍の間にすぐに入って行き、普段から一緒に仕事をしているかのごとく自然と活動を開始していました。同じ防衛省の職員ではありますが、自衛官と事務官の間には大きな壁があると思っていたため、係長が行っていることを目の当たりにしてとても驚いたのを覚えています。



被災地において通訳支援を行う様子

**イ 学校の瓦礫撤去**

3月31日（木）から4月18日（月）までの間、米軍は石巻市及び東松島市内において被災した学校の体育館・グラウンドの瓦礫・泥土の除去活動を実施しました。

当局は、これら米軍の作業及び分別作業に係る学校関係者との調整等の通訳支援を行った。

瓦礫撤去等を実施した石巻市及び東松島市内の学校は、全体で8校あり、詳細は次のとおりである。

- ・石巻市：湊小学校、渡波小学校、住吉小学校、大街道小学校、住吉中学校及び石巻商業高等学校（6校）
- ・東松島市：浜市小学校及び鳴瀬第2中学校（2校）



【宮城県石巻商業高等学校】

米軍と自衛隊との間の通訳支援



【石巻市立大街道小学校】

米軍による瓦礫の撤去作業



【石巻市立渡波小学校】

米軍による瓦礫の撤去作業



瓦礫撤去等作業を実施した学校



【東松島市立浜市小学校】



汚泥の除去と床のクリーニング



小学校教諭との打合せと通訳支援

【東松島市立鳴瀬第2中学校】



瓦礫等の撤去作業状況



撤去作業に係る通訳支援

子供たちと米軍のふれあい



石巻市立湊小学校では、作業の休憩時間に、小学生と米軍人が野球などをするふれあいがありました。



米軍人と小学生との記念撮影

### ウ 日米メンタルヘルス専門家会同における通訳支援

当局は、ご遺族対応業務に従事した局職員のメンタルヘルスのため、平成23年3月20日（日）から4月16日（土）までの間、精神的なケアを専門とする医師の派遣を本省に依頼した。

その結果、防衛医科大から、交代で3名の医師が最大で14日間、派遣されたところである。

なお、3月31日（木）、東北方面総監部で日米メンタルヘルス専門家会同が開催され、防衛医科大の医師が出席することになり、当局が同医師の通訳支援を行った。



日米メンタルヘルス専門家会同の参加者



日米の専門家の打合せを通訳支援の様子

### エ JR東日本仙石線復旧支援（ソウルトレイン作戦）

米軍が実施した津波により被災したJR東日本仙石線野蒜駅、陸前小野駅及びその周辺の瓦礫撤去作業「ソウルトレイン作戦」において、当局は米軍と陸上自衛隊、JR東日本との連絡調整に係る通訳支援を行った。



野蒜駅での米軍の支援活動

また、米軍の借り上げたレンタカーの緊急車両ステッカーの取得手続きの支援を行った。

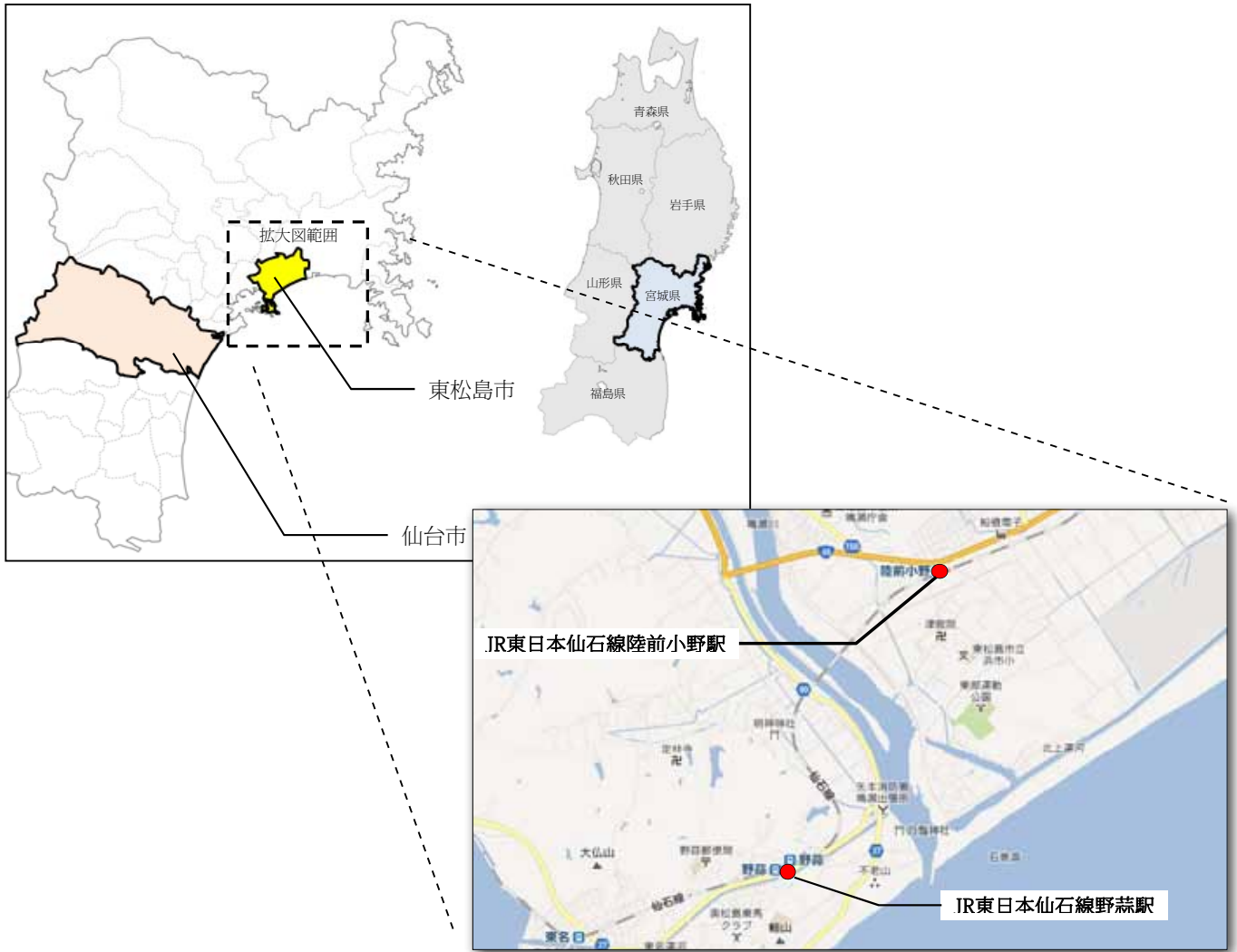
### 【ソウルトレイン作戦：陸前小野駅】



陸前小野駅での瓦礫の撤去作業



通訳支援要員も撤去作業を支援



ソウルトレイン作戦を実施した駅

【ソウルトレイン作戦：野蒜駅】



米軍人と一緒に撤去作業を行う局職員と  
通訳支援職員



瓦礫等の撤去作業がほぼ終了した野蒜駅

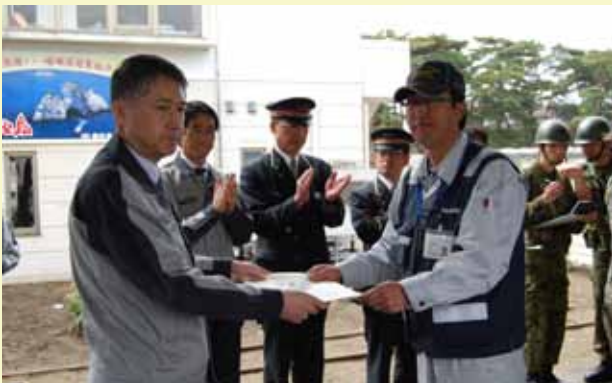
### J R東日本仙台支店長から感謝状

米軍の活動情報については東北方面総監部経由で伝えられていたが、当局としては、米軍が活動している実際の現場に当局職員を派遣し、米軍の派遣状況及び支援活動状況等の現場レベルの詳細な情報の収集に努め、当局が支援可能な業務の検討を行ったところである。

その結果、学校の瓦礫撤去作業や避難所へのシャワー設置作業に関する支援活動のように、当局職員が行う業務が単なる通訳支援に止まらず、現場における技術支援と通訳支援を兼ね、かつ、被災した地元住民との接着剤としての活動等を実施したところである。

これらの活動は自衛隊、米軍から求められたものではなく、当局が自発的に開始したものであったが、現場での当局の活動と必要性が次第に認知されるようになり、J R東日本仙石線復旧支援（ソウルトレイン作戦）開始前には、日米調整所から当局に対し正式に支援要請があった。

J R東日本仙石線復旧支援では、米軍とJ R東日本との連絡調整を支援したことからJ R東日本仙台支店長から感謝状を受領した。通訳職員も自ら災害復旧作業（通訳業務のみでない現場作業）を行い、地元住民及び米軍からも信頼を得て、円滑なコミュニケーションを図ることが可能となった。



J R東日本から感謝状の贈呈



感謝状と記念品

## Column

## 在日米軍の「トモダチ作戦」に参加して（その二）

（当時）北関東防衛局 地方調整課

榎原 翔平

2回目の派遣要請も突然やってきました。

初任者研修を同期と仲良く本省で受けている4月15日に地方協力局の人事の方から呼ばれ「仙台へまた行ってくれるかな？北関東局人事及び課長からの了承は取れていますので・・・・。」と一言。

2回目の派遣での主な活動内容は、米軍により行われていたソウルトレイン活動。現場での通訳を兼ねた瓦礫等の撤去作業でした。

派遣前に見ていたテレビの中での映像が目の前に広がっている現状に、ここで自分がどのような作業を行うのか等もう想像もできませんでした。現場で活動する大切さは前回の派遣を通して理解していたつもりで、今回は頑張ろうと思っていたにも関わらず、前回同様に東北防衛局の佐々木基地対策係長の指示を受けて動くことが精一杯で、何もできずに立ちつくしてしまう時もありました。また、多くの自衛官と米軍人が活動している中で、防衛局の作業服を着ている自分が何となく場違いな場所にいるのではとか、邪魔になっているんじゃないか等と色々な不安を抱えてながらの活動であったため、なかなか活動に集中できませんでした。更に、1回目の時と同じく、自衛隊と米軍が活動する際には大抵、語学に堪能な自衛官が数名若しくは1名が配備されていたので、語学に関する支援としても一歩引いてしまい、自分の役割に関して悩むこともありました。

そのような気持ちで活動していましたが、活動3日目には、佐々木基地対策係長から適宜指示を出していただきながら、何とか活動に貢献できる程度に動けるようになったと感じました。そのように思えたのは、前述したようなことを思いながらも黙々と作業していた最中、米軍の1人から言われた「休みなく働いて頑張るね。君ってタフだよ。」との言葉からでした。その米軍人からすれば何気なく話しかけた言葉だったとは思いますが、私自身が迷惑になっていないかと不安に思いながら、そして役に立っているのかも分からないまま作業に従事していた時ただけに、自分のやっている事が認められた気がして、そしてちゃんと仕事ができているのだなど、嬉しく思いました。



米軍人と自衛隊員の間で通訳支援

それからは、多少ですがソウルトレイン活動に貢献できたのかなと思っています。とは言っても、がむしゃらにシャベルを振り回し撤去作業をしていただけの上、あまりに下手なシャベルの扱いに自衛官の方からも、そして佐々木基地対策係長からも厳しいお言葉をいただいたりもしましたが。

活動の最後には米軍、自衛隊とともに防衛局にもJR仙台支社から感謝状が贈呈され、その場に係長のご厚意で同席することができましたが、自分の行ったこと以上の評価をいただいた気がして申し訳なく思うと同時に、とても嬉しく思いました。

## 5 防衛省所管行政財産（周辺財産）の使用

三沢飛行場及び松島飛行場周辺における防衛省所管行政財産（周辺財産）の使用については、三沢市及び東松島市等から要請を受けて、本省及び財務局と調整し、所要の許可手続きを遅滞なく実施した。

これは、震災対処訓練時のごみ置き場の一時使用想定や震災直前に調整を行っていた鳥インフルエンザ発生時の対応に関して、財務局担当者の緊急連絡先や緊急時の国有財産法第14条協議の方法等を事前に確認していたことが、震災時に有効に機能し、協議等が大変スムーズに行われ、結果、自治体のニーズに対して即時対応を可能とした。

特に防衛施設所在市からの要請に即時に応えることができたことは、自治体との信頼関係醸成において重要な成果と史料する。

（使用許可に係る手続きにおいて、特段問題はなかった。また、周辺財産の一時使用については、事前にPRしていたことも効果があった。）



三沢飛行場周辺財産の一時使用  
(瓦礫一時保管場所)



松島飛行場周辺財産の一時使用  
(被害車両一時保管場所)

### 防衛省所管周辺財産の使用状況等

使用許可財産名	使用地区及び面積	使用期間	備考
三沢飛行場周辺財産 (瓦礫一時集積場所) ＜三 沢 市 長＞	四川目地区 約7 ha	平成23年3月13日～ 平成24年3月31日	使用許可（受）後、三沢市は津波による災害ごみ集積場所として市民に広報し、利用に際し電化製品、油タンク、コンクリート殻等ゴミの種類毎に集積。
三沢飛行場周辺財産 (防潮護岸資材置き場) ＜上北地域県民局長＞	四川目地区 五川目地区 約9.4 ha	平成23年9月26日～ 平成24年3月31日	使用許可（受）後、青森県は防潮護岸工事の復旧新設工事に伴う資材等保管場所として使用。
松島飛行場周辺財産 (被災車両一時保管場所) ＜東松島市長＞	浜市地区 約6.8 ha	平成23年3月24日～ 平成25年3月31日	使用許可（受）後、東松島市は、被災車両を、損壊家屋等（自動車）の撤去等に関する指針に基づき、撤去、回収した被災車両一時保管場所として使用。
松島飛行場周辺財産 (堤防応急復旧工事作業場所等) ＜東北地方整備局北上川下流河川事務所長＞	樋場地区 約88㎡	平成23年9月24日～ 平成25年9月30日	使用許可（受）後、国交省は緊急に堤防応急復旧工事を実施、完了している。

## 6 住宅防音窓口の設置

松島飛行場周辺において防音工事を実施した住宅については、震災被害が甚大であり、津波により防音工事で設置した機器等が被害を受けたため、東松島市に対し周辺住民からの問い合わせが多数寄せられた。

このことから、当局は、4月4日（月）、東松島市及び石巻市と住宅防音相談窓口設置に係る調整を行った。その結果、4月7日（木）から8月11日（木）までの間、各市役所庁舎内に、補助した防音住宅の財産処分（家屋流失者）や建具・空調機器の復旧に関する相談窓口を設置し、毎週火曜日、木曜日及び土曜日の3日間、当局職員（2～3名）を派遣することとなった。

開設期間中の相談件数は約830件ののぼり、相談を受けた住民に対して諸手続き等の説明及び希望届受付等を行った。

各市の派遣人員は、東松島市が延べ109名、石巻市が延べ20名\*となった。

※ 調整の結果、石巻市は当初、局内で電話相談を実施することとなっていたことから、当局職員の派遣は7月15日（金）から同月27日（水）までの間となった。

これら被災した住民等からの住宅防音に関する相談については、当局防音対策課において、電話による相談対応を継続中であり、これまで（平成25年3月末現在）、約2,130件の電話相談を行ったところであり、東松島市及び石巻市に相談窓口を開設した期間中の相談件数

（約830件）も含めると、計約2,960件の相談に対応してきたところである。

4月7日（木）から概ね2週間の相談件数（東松島市）は下表のとおりである。



住民の相談に対応



相談窓口業務に従事した職員

### 東松島市庁舎における相談窓口業務の実績

月 日	派遣人数	相談件数	活動内容
4月 7日（木）	3名	2件	〔主な相談内容〕 財産処分（家屋流失者）、建具・空調機器の復旧に関する相談など
4月 9日（土）	3名	4件	
4月12日（火）	3名	6件	〔支援人数〕 2～3名／日（火・木・土曜日に開設）
4月14日（木）	3名	7件	
4月16日（土）	3名	6件	

Column

住宅防音事業に係る震災窓口対応等について

(当時) 東北防衛局 防音対策課

課長補佐 連川 衛

石巻市及び東松島市の松島飛行場周辺に係る第一種区域内住宅の被害状況の確認は、当局防音対策課職員と本省及び他局からの支援職員が共同となり、4月7日から25日までの16日間実施しました。

瓦礫が散乱し、粉塵が舞い、信号も機能しない、もはや道路とは呼べない道を、右手にカメラ、左手には住宅地図を持ち、時には徒歩により現地状況の確認をしていきました。

また、この現地状況の確認と併行して、住宅防音事業により設置した空気調和機器（主にエアコンの屋外機）及び防音サッシなどに被害を被った住民の方からの問い合わせが東松島市役所に多数寄せられることから、職員2名を派遣し、火・木・土の週3日（6月～8月は火・木の週2日）に、東松島市役所総務部企画政策課の一画をお借りして、「問い合わせ窓口」を開設し対応に当たりました。

窓口では、まず、住宅地図で場所を確認し、住宅防音工事の実績データを検索します。しかし、実績データでは、何年度に何室の防音工事を施工したか等は分かりますが、防音工事を施工した居室がどの居室だったのか等の詳細な部分までは分かりません。そんな中で「片付けしてたら、出てきた」と言って、水をかぶり、ボロボロになった防音工事の図面等を綴ったファイルを持ってきて下さった市民の方には頭が下がる思いでした。そのファイル1冊があるだけで、相談内容に対してスムーズに回答ができるのです。日を追う毎に被災された皆さんの生活環境も変化していき、避難所にお世話になっているという方もいれば、自宅の1階は浸水して住める状態ではないものの、何とか2階で生活しているという方もいらっしゃいました。

主な相談内容は、「防音工事の際に取り付けたエアコンやサッシ等が壊れたのだからどうすればいいのか」、「家の1階が水没してサッシや壁がダメになったのだから直してはくれないのか」などといったものが多数でしたが、直接、顔を会わせて話せるため、説明も分かっていただきやすく、被害の状況などいろいろな話を聞くことができました。

中には復旧ができない区域もあるため、現状に納得いかない方もいらっしゃいますが、ほとんどの方が「辛いのはみんな一緒だもんね」、「わざわざ仙台から来ていただいてご苦労だね」などの励ましの言葉や、「家や畑はダメになったけど、これからみんなでがんばらないとね」と笑顔で話してくれる方もいらっしゃったので、当初、現場で活躍されている自衛官の方々を見て、同じ防衛省職員なのに自分には何もできないのかという、もどかしさもありましたが、窓口業務で市民の皆さんから「ありがとう」と言っていたただけで、私にもできることがあったんだと思い、そのことが今の業務の励みになっています。



## 7 職員のメンタルヘルスケア

### (1) ご遺族対応業務に係るメンタルヘルスケア

当局は、東日本大震災における震災対応の一つとして、ご遺体安置所におけるご遺族対応業務を行ったところである。

このご遺族対応業務の詳細な説明については、別の項目に委ねるが、概要は次のとおりであった。

- ・宮城県内の8カ所のご遺体安置所に職員を派遣
- ・期間は、3月18日から4月18日の約1ヶ月間
- ・支援要員として延べ約500名を派遣
- ・来所したご遺族の受付、案内、説明等の業務を実施

当局においては、当該業務を受け持つに当たって、派遣する職員の精神的負担を一番懸念したところであり、実際にも、派遣された職員に大きなストレスや感情移入等の影響が見られたことから、ご遺族対応業務に従事する職員の精神的な負担軽減を図ることが喫緊の課題となっていた。

そのため、本省を通じて、防衛医科大の精神的ケアを担当する医師の派遣を要請して、その結果、ご遺族対応業務の開始から2日後の3月20日（日）から4月15日（金）の間、重村講師他2名の計3名の医官が交代で、職員のメンタルヘルスケアに当たっていただくことになった。

他の項でも記述されているところであるが、防衛医科大の医官の支援の概要は次のとおりである。

- ・ご遺体安置所を現地視察し、職員の勤務状況の確認
- ・ご遺体安置所でのご遺族対応業務に従事する職員面談及びアドバイス
- ・健康チェックアンケートの実施及び提言
- ・幹部（管理職）職員に対するメンタルヘルス講話の実施



幹部（管理職）職員に対するメンタルヘルス講話

- ・日米メンタルヘルス医官との意見交換への参加
- ・東北方面総監部医務官や仙台病院メンタルヘルス担当医官との意見交換、並びに協力体制の構築に係る調整

### (2) 震災対応後のフォローアップ

#### ア 祈とう

4月5日（火）、防衛医科大の重村講師等から、ご遺族対応業務に従事した職員へのメンタル面のフォローアップとして、「任務が終わった際には終結のセレモニーなどを実施し、心の区切りをつけることが重要である」との助言をいただき、当該助言により、当局は、4月22日（金）、同月28日（木）の2回、仙台東照宮に参拝して祈とうを行った。この祈とうには、ご遺族対応業務に従事した32名の職員が参加している。

#### イ 健康チェックアンケート結果と提言

防衛医科大の重村講師は、今回、ご遺族対応業務に従事した職員に対して、第1回目が3月24日（日）～26日（火）、第2回目が約2週間後の4月7日（木）及び8日（金）の2回、健康チェックアンケートを実施している。

アンケートの結果、当該業務に従事した職員については、次のような状況であることが示された。

（トラウマ症状の高リスク者）

第1回：24% → 第2回：14%・・・減少

（不安やうつ症状の高リスク者）

第1回：8.1% → 第2回：5.4%・・・減少

更には、今回のご遺族対応業務に従事した職員の中には、次のような典型的なトラウマ症状が見られる高リスク者がいることが判明した。

1. 不眠、イライラ、過敏
2. 活動の状況や活動したことが現実のこととは思えない
3. 活動中に目にした場面が急に脳裏によみがえる・悪夢を見る
4. 活動を思い出せる物や人に近づかない、活動について語りたがらない

5. 十分な活動ができなかったことへの罪責感、怒り、無力感

また、当該アンケートの中で、「任務中に気になったこと」という質問に対する回答として、一番多かったのは、「ご遺族への感情移入」で約60%を越える職員が感じていた。二番目に「通常業務の滞り」が約40%、そして「残した家族の心配」が約30%という順番になった。

これは、ご遺体安置所のご遺族の悲しみ等に接するなどで、職員も同じように心の苦しみや痛みを感じたということであり、また一方で、年度末の自らの仕事のことや家族の安否等も胸に秘めての作業であったことが伺える結果となった。

4月30日（土）、重村講師は、当該健康チェックアンケートの結果を報告すると共に、ご遺族対応業務に従事した職員の心の健康を配慮する方策として、当局の管理職員に対して次のような提言を行った。

1. 不調が続く一部の者には、管理職による見守りが必要である。
2. 管理職がその者を孤立させないこと、必要に応じて専門家につなぐことが大切である。
3. 管理職による部下のねぎらいが回復を促す。
4. 管理職自身が率先してセルフケアを行うことが望ましい。

当該提言を踏まえて、当局の総務課は、5月9日（月）の局議において、アンケート結果及び提言等について報告等して周知を図ると共に、他の職員については「震災後の心と身体に変化はありませんか？」をスローガンにした啓蒙ポスターのイントラネットへの掲載や執務室への掲示を行ったところである。

これと合わせて、当局の心の相談窓口の佐藤産業カウンセラー（日本産業カウンセラー協会会員）と調整して、ご遺族対応に従事した職員を優先的にカウンセリングを行うこととし、また、その他の職員に対しても随時体験カウンセリングを実施した。

ウ 産業カウンセラーによる講話

5月中旬以降、産業カウンセラーによるカウンセリングについては、ご遺族対応業務に従事した職員について重点的に実施したところであるが、7月下旬、当該カウンセリングがほぼ終了したことを受け、8月9日（火）、産業カウンセラーから総務課にカウンセリング結果の報告が行われた。

カウンセリング結果の報告（概要）は次のとおり。

1. カウンセリングを受けた43名のうち20名の職員が多少の問題を抱えていることが確認できた。
2. その中でも、PTSDの症状がある1名、うつ状態であると思料される5名は、特に留意が必要。



(イントラネット掲載用ポスター)



(執務室掲示用ポスター)

3. 当該6名は、今後、産業カウンセラーから直接、本人に連絡等して、二回目のカウンセリングを受けるよう促す。
4. 遺族対応業務に従事した職員以外でも、震災後カウンセリングを実施したところ、PTSD又は業務多忙等によるうつ状態と思料される者がいたところ。
5. いずれにしても、管理者（監督者）は、部下の言動に留意し、できるだけ早期に相談を行うようにしていただきたい。
6. これらの状況を踏まえ、今後、可能であれば、管理者（室長以上）や係長、係員を対象とするメンタルヘルスの講話をそれぞれ実施することとしたい。

当該カウンセリングの結果を踏まえて、総務課は産業カウンセラーと調整の上、次のとおり三つの階層に分け、また内容を当該役職等に合わせ、産業カウンセラーによる「メンタルヘルス講話」を実施したところである。また、三沢防衛事務所及び郡山防衛事務所にも産業カウンセラーが出張して講話を行うとともに、当日、受講できなかった者にも別日を設けて講話を実施するなどして、全ての職員が受講することとしたところである。



産業カウンセラーによるメンタルヘルス講話

職員へのメンタルヘルス講話の実施状況

対象等	実施日
課長相当職以上	9月15日及び同月20日
課長補佐、専門官、係長級	10月27日及び11月1日
主任・係員級	9月22日及び10月4日
三沢及び郡山防衛事務所	11月15日及び同月22日
未受講者	12月13日及び同月15日

エ 心の健康等に関する調査

産業カウンセラーから、職員の心の健康については、早期に心の健康の変調を把握し適切な対応を行うことが重要であるとの認識から、職員の心の健康状態や職場のストレス状況を把握する必要があるとの意見が出された。

そのため、総務課は、11月7日（月）付けの総務課長の事務連絡を発出し、全職員を対象として、11月8日（火）～11日（金）の間、「職業性ストレス簡易調査票」及び「メンタルヘルス・シート」の二種類の調査を実施した。

当該調査の集計結果を受け、必要によっては幹部職員に対して各課等のストレス度の状態を周知するとともに、ストレス度の高い職員については体調不良を未然に予防する措置として、随時、産業カウンセラーによるカウンセリングを実施するなど、フォローアップに繋げるものであった。

なお、今般、実施した調査の概要は下の表のとおりである。

各職員の当該調査票については、11月14日（月）までに提出（回収）され、その後、集計等作業を実施した。

当該集計等の結果については、11月21日（月）の局議において、職場性ストレス簡易調査の局全体の判定結果を報告するとともに、各課のストレス簡易調査の判定結果については総務課長から各課長に対して説明等し、必要な職場環境の改善等に役立てるよう要請した。

オ 他局への転出者への対応

東日本大震災における当局の震災対応等については、前述したとおり、本省及び他の地方防衛局から多数の支援要員が派遣され、また、その後4月25日付けの人事異動により当局から転出した職員も多数いたところであるが、これらの職員に対しては、4月以降、当局が実施していたようなメンタルヘルスケア等の実施などフォローアップの措置がなされていないのが現状であった。

そのため、本省地方協力局は、地方協力局地方協力企画課長からの事務連絡を発出して、防衛省内の関係部署、地方防衛局、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、陸幕及び空幕へ、東日本大震災に伴う東北防衛局支援要員等該当者に対して、当局における措置等を参考としつつ、メンタルヘルス対策等について実施を勧めていただくよう依頼を行った。

職員の心の健康調査の概要

調査票	調査の主眼	概 要
メンタルヘルス・シート (総務省人事恩給局監修)	心の健康	職員の心の健康状態を把握し、注意が必要な者、リスクが高い者の早期対処（改善）に役立つもの
職場性ストレス簡易調査票 (東京医科大学監修)	職場のストレス	職場のストレス度を調査し、その判定結果を基に、問題点を抽出、解決策を見出すもの

## 8 その他

### (1) 本省・他局等からの支援状況

#### ア 語学職員の支援依頼

3月11日(金)、東北地方太平洋沖地震の発生後、当局は東北局対策本部を立ち上げ、3月12日(土)の第4回東北局対策本部会議の中で、米軍対応事案が発生した場合に対応できる語学専門職の職員の派遣が検討課題となった。

当局には語学職員が2名いるが、今後、必要となるであろう米軍との事務、調整に対応するため、本省地方協力企画課に対し語学職員の派遣を依頼した。

その後、3月14日(月)の第11回東北局対策本部会議において、支援時期は未定であるものの本省語学職員2名の通訳支援を受けることが可能となったことが報告された。

本省からの通訳支援要員は、本省の素早い対応によりJR等の交通機関がストップしている中、3月15日(火)に南関東防衛局の車両により2名が来局した。当局に到着後、早速、被災状況や支援していただく内容についてブリーフィングを実施した。この時点で、支援内容は米軍の連絡要員が常駐する東北方面総監部においての通訳支援であった。



庁舎地下1階の仮宿泊所

派遣された2名の職員に対しては、被災状況の中であつたため十分なサポートをすることができず、当局職員と同様の生活となった。宿泊先となるホテルは営業中止となっていたため、仙台第3合同庁舎内に宿泊してもらい、食事も東北方面総監部や当局が用意する食糧しかない厳しい環境であった。

第1回目の支援者は3月22日(水)までの一週間の業務を終え帰途についた。

通訳支援業務は、第1回目の支援以降、本省地方協力

企画課の計画の下、概ね一週間交代制となり本省及び他の地方防衛局の語学職の方々の支援を受けることができた。

第2回目の支援が3月22日(水)～29日(火)の間を北関東防衛局と南関東防衛局からそれぞれ1名ずつ計2名、第3回目の支援が3月29日(火)～4月5日(火)の間を本省から2名、第4回目の支援が4月5日(火)～12日(火)の間を本省から2名、第5回目の支援を4月12日(火)～18日(月)の間を本省から2名、第6回目の支援を4月18日(月)～21日(木)の間を本省から1名、第7回目の支援を4月21日(木)～28日(木)の間を本省と北関東防衛局からそれぞれ1名の計2名であった。

#### イ 通常業務の支援依頼

通訳支援が実施されている3月下旬頃、通訳支援以外の支援について本省秘書課及び地方協力企画課から当局に対し「年度末処理を含めた通常業務について、他の地方防衛局からの支援は必要ではないか」との打診があつた。支援規模や内容は当局の所要によるものとのことであつたが、仙台市内においてライフライン等が復旧していないことに加え、ホテルも営業しておらず、また食糧の確保ができないことから、「現時点での支援要員受け入れは困難」と回答せざるを得なかつた。

それから数日後の4月に入って、仙台市内のライフラインが急速に復旧してきたため、4月1日(金)に本省秘書課に対し支援要員を依頼した。

支援内容は、津波により亡くなられた方々のご遺族に対しご遺体安置所で実施されていた受付等のご遺族対応業務、宮城県庁や東北方面総監部で実施されていたLO業務、津波により被害を受けた松島基地周辺の住宅防音工事住宅の被災状況調査業務が主であつた。

支援要員は本省秘書課の配慮により、東北地方出身者、当局で勤務経験のある職員及び震災対応業務の手助けをしないと希望している職員により編成された。

4月6日(水)、支援要員第1陣となる12名の職員が車両により当局に到着した。第1陣の支援要員は本省、北海道防衛局、近畿中部防衛局、中国四国防衛局からの職員で、ご遺族対応業務、住宅防音業務を担当するため、局に到着後、それぞれ担当する業務ごとに説明を

行い、翌日7日（木）から業務を開始した。

宿泊先においては、仙台市内のホテルで4月6日（水）～4月18日（月）の間、食事、風呂なしという悪条件であったが、ツインルームを6室確保することができた。

4月に入り、仙台市内の食糧事情も徐々に回復し、第1陣の支援実施期間中の4月7日（木）から部隊の食糧支援を旅費の日当に変更し、コンビニエンスストアなどで食糧を購入することにした。

4月12日（火）、通訳支援2名と第2陣の12名が新たに到着し、同日に第1陣が入れ替わりで帰途についた。第2陣は本省、北関東防衛局、南関東防衛局、九州防衛局からの支援で、翌日13日（水）からご遺族対応業務、L O業務、住宅防音業務を担当した。

4月18日（月）、通訳支援1名と第3陣の6名が新たに到着し、同日に第2陣が入れ替わりで帰途についた。第3陣は本省、北海道防衛局、北関東防衛局、近畿中部防衛局、沖縄防衛局からの支援で、翌日19日（火）からL O業務、住宅防音業務を担当していただいた。

4月24日（木）には第4陣の4名が新たに到着し、同日に第3陣が入れ替わりで帰途についた。第4陣は北海道防衛局、東海防衛支局、中国四国防衛局、九州防衛局からの支援であり、翌日25日（金）からL O業務を担当した。

4月29日（金）に第4陣が帰途につき、当局に対する支援業務は終了となった。

月 日	調整事項
3月11日（金）	本省地方企画室に対して、語学専門職の職員の派遣の検討を依頼
3月15日（火）	語学専門職職員2名が本省から局に到着
3月22日（火）	語学専門職職員交替者2名が北・南関東防衛局から局に到着
3月23日（水）	技術支援要員3名が装備施設本部から局に到着
3月29日（火）	語学専門職職員交替者2名が本省から局に到着
3月下旬	本省秘書課人事企画官から支援要員にかかる派遣の打診があったが、局は、地震の影響でガスの供給停止、宿舎も営業していない、食糧の流通もままならない状況で、支援要員の受け入れが現時点で困難である旨回答
4月1日（金）	本省秘書課人事企画官に対し、支援要員を受け入れる環境が整いつつあり、支援要員の派遣を依頼。総務課長と本省秘書課において支援要員の受け入れについて調整
4月2日（土）	本省秘書課人事企画官からの支援要員派遣打診に対し支援を受ける旨の回答
4月5日（火）	語学専門職職員交替者2名が本省から局に到着
4月6日（水）	支援要員第1陣12名の南関東防衛局車両（ワンボックス）が局に到着、その後支援内容等の説明を実施（ご遺族対応業務、住宅防音業務各々に実施）
4月7日（木）	支援業務開始（ご遺族対応業務、住宅防音業務）
4月12日（火）	語学専門職職員交替者2名と支援要員第2陣12名の借り上げバスが本省から局に到着、その後支援内容等の説明を実施。支援要員第1陣12名の借り上げバスが帰途
4月13日（水）	支援要員によるご遺族対応業務、住宅防音、L O、東北局対策本部、積算業務支援開始
4月18日（月）	語学専門職職員交替者1名と支援要員第3陣6名の借り上げバスが本省から局に到着、その後支援内容等の説明を実施。支援要員第2陣12名の借り上げバスが帰途
4月21日（月）	語学専門職職員交替者2名が本省及び北関東防衛局から局に到着
4月24日（日）	支援要員第4陣4名が局に到着、その後支援内容等の説明を実施。支援要員第3陣6名が帰途
4月28日（木）	語学専門職職員2名が帰途
4月29日（金）	支援要員第4陣4名が帰途、支援要員による業務終了

**(2) 安否確認等****ア 3月11日(金) 本震時**

3月11日(金)14時46分、東北地方太平洋沖地震(最大震度7)の発生後間もなく、当局は東北局対策本部を設置し、「非常勤務等規則」第12条の別紙第10「緊急事態等発生時の職員安否確認要領」及び「非常勤務等規則」第14条「非常勤務者の呼集」に基づく措置として、職員及び職員の家族の安否確認を実施することとなった。

安否確認は、「非常勤務等規則」により東北局対策本部の総務班が実施することになっていることから、各課からの安否確認の連絡を総務班に編成されている総務課においてとりまとめ、東北局対策本部へ報告することとなった。

職員の安否確認は、地震発生が平日の勤務時間中であつたことから、一部の出張及び休暇中の職員を除き、職場において大部分の職員を比較的スムーズに確認することができたが、これが仮に休日等の発災であつた場合は、かなりの混乱があつたと予想される中の確認作業であつた。

総務課が各課からの報告を取りまとめ、1回目の安否確認が終了したのは15時35分であり、その時点で225名の職員中207名が確認され、未確認者は18名であつた。以降は30分毎に各課から総務課に報告がなされ、第1回東北局対策本部会議が実施された3月11日(金)の19時には総務班より職員の安否未確認者は2名と報告された。そして同日21時には職員全員の無事が確認された。

他方、職員の家族の安否確認については、地震の影響により電話、携帯電話によるメール機能の通信手段に障害が発生したことから確認に時間を要することとなった。

第1回東北局対策本部会議においては確認結果の報告を行うことができず、翌12日(土)の8時に実施された第3回東北局対策本部会議において未確認者は20名であることが報告された。

その後、職員の家族の未確認者数は12日(土)の13時30分に実施された第4回東北局対策本部会議において6名、20時に実施された第5回東北局対策本部会議において3名、17日(木)に実施された第18回東北局対策本部会議において2名とそれぞれ報告がされたが、18日(金)に実施された第21回東北局対策

本部会議において職員の家族1名が犠牲になったこと、4月6日(水)に実施された第47回東北局対策本部会議において更に職員の家族1名が犠牲になったことが最終的に報告され、安否確認は終了した。

**イ 4月7日(木) 最大余震時**

4月7日(木)23時32分に東北地方太平洋沖地震の最大の余震、震度6強が発生した。

本震以降、第3種非常勤務命令が発令されていたため、東北局対策本部に詰めていた総務班当直員が各課当直員に電話し、課内職員及び職員家族の安否確認を行うよう指示した。

各課当直員は電話、メールにより職員宅、出張先に連絡し安否を確認し、職員は本人及び家族についての安否確認メールを東北局対策本部に送った。総務班当直員は報告を取りまとめ定期的に報告を行い、4月8日(金)深夜1時30分時点で職員221名の職員の内210名の確認がされた。その後も継続して確認を実施し、早朝7時30分には職員221名全員の無事が確認された。



4月7日(木)の最大余震時の安否確認

職員の安否確認の経緯

月 日	確認状況
3月11日(金)	1446 東北地方太平洋沖地震発生 1535 225名の内207名確認、未確認18名 1700 " 215名確認、" 10名 1730 " 219名確認、" 6名 1800 " 223名確認、" 2名 1810 " 224名確認、" 1名 2100 225名全員の無事を確認

職員家族の安否確認の経緯

年月日	確認状況
3月11日(金)	1446 東北地方太平洋沖地震発生
3月12日(土)	0715 職員225名の内205名確認、未確認20名 1010 " 211名確認、" 14名 1030 " 213名確認、" 12名 1110 " 217名確認、" 8名 1300 " 218名確認、" 7名 1600 " 219名確認、" 6名 1900 " 222名確認、" 3名 2305 " 221名確認、" 4名
3月14日(月)	0900 職員225名の内223名確認、未確認2名 2000 " 222名確認、未確認3名
3月17日(木)	1000 職員225名の内223名確認、未確認2名
3月18日(金)	1900 職員225名の内224名確認、未確認1名 家族1名の死亡を確認
4月6日(水)	1930 職員221名*の内221名確認 家族1名(計2名)の死亡を確認

※ 3/31付退職者6名。4/1付採用7名のうち2名着任。

職員家族の安否確認の経緯

年月日	確認状況
4月7日(木)	2332 地震発生(震度6強)
4月8日(金)	0130 職員221名の内210名確認、未確認11名 0200 " 211名確認、" 10名 0230 " 213名確認、" 8名 0300 " 214名確認、" 7名 0640 " 217名確認、" 4名 0730 " 221名全員の無事を確認



**(3) 局長の被災地の状況把握**

3月11日(日)の地震発生以降、東北局対策本部長である局長は、被災地の全般的な状況を確認するため、適宜、現地の視察を行った。

東北局対策本部長の視察は、地震発生後から3月末までの間は、現地での震災対応活動の妨げになる等の観点から、職員が派遣されているご遺体安置所への激励、

被災部隊及び関係市との意見交換のみという最小限のものであったが、4月以降、徐々に被災地の状況も落ち着きを取り戻した状況に合わせて、現地の状況を確認し本省等からの視察者対応等をこなしつつ、被災地の状況把握のための視察を行ったところである。

**東北局対策本部長(局長)の視察状況(3月)**

月 日	視察等状況
3月13日(日)	多賀城駐屯地に赴き、技術支援班が自衛隊施設の建物応急危険度判定調査を実施している活動状況を確認。帰局後、当日の第7回東北局対策本部会議において技術支援活動は重要であり、今後もできる限りの対応が必要である旨指示。
3月18日(金)	地方協力確保事務として実施しているご遺族対応業務に従事する職員の激励のため、利府町グランディ21のご遺体安置所を視察。
3月22日(火)	ご遺族対応業務に従事している職員の激励のため、防衛医科大重村講師と旧石巻青果花き地方卸売市場等3カ所のご遺体安置所を視察。帰局後、当日の第29回東北局対策本部会議において関係機関から当局の支援について高い評価を得ていると発言。
3月23日(水)	ご遺族対応業務に従事している職員の激励のため、旧角田女子高校等3カ所のご遺体安置所を視察。帰局後、当日の第31回東北局対策本部会議においてご遺族対応や技術支援を行っている外勤者は防寒対策を取り、健康管理に留意するよう発言。
3月25日(金)	松島基地において技術支援チームが実施している航空灯火復旧工事、ブルーインパルス格納庫補修工事に係る作業状況を視察し、松島基地司令を表敬。帰局後、当日の第35回東北局対策本部会議において、松島基地表敬の際、杉山司令より当局の技術支援について感謝の言葉があったことを発言。
3月29日(火)	石巻市、ご遺体安置所、東松島市を訪れ、石巻、東松島両市長と面談のうえお見舞いを行い、ご遺体安置所で勤務している職員を激励。帰局後、第39回東北局対策本部会議において、事態が推移しているため、短期的、中長期的に何を求められているのか目を向けるよう指示。



多賀城駐屯地の視察(3月13日(日))



ご遺族対応職員を激励(3月22日(火))

東北局対策本部長（局長）の視察状況（4月～）

月 日	視察等状況
4月 6日（水）	中島地方協力局次長視察の案内として、ご遺体安置所となっている旧石巻青果花き地方卸売市場でご遺族対応業務に従事している職員、松島基地において技術支援を行っている職員を激励の上、松島飛行場周辺財産を案内し、東松島市長を中島次長とともに表敬。
4月 7日（木）	前日6日（水）に続き、中島次長視察の案内をするため、東北方面総監部JTF-THを訪れ、中島次長とともに指揮官を表敬。その後、仙台駐屯地よりヘリに搭乗し、中島次長に対し松島周辺、気仙沼周辺を上空から案内。帰局後、当日の第48回東北局対策本部会議において、6日及び7日の両日の案内は本省が状況を把握する上で非常に有意義なものになると思うと発言。
4月 8日（金）	ご遺体安置所となっている旧仙台ボウル、岩沼市民センター、旧角田女子高を視察し、ご遺族対応業務を行っている職員を激励。また、仙台空港に隣接し津波被害の大きかった（株）ジャムコを視察。
4月11日（月）	ご遺体安置所となっている石巻飯野川高校、旧石巻青果花き地方卸売市場、松島基地周辺財産を視察し、ご遺体安置所においてご遺族対応業務を行っている職員を激励。帰局後、当日の第53回東北局対策本部会議において、ご遺族対応業務は4月中に終結を図りたい旨を発言。
4月14日（木）	ご遺体安置所となっている石巻飯野川高校を視察し、ご遺族対応業務を行っている職員を激励。帰局後、当日の第56回東北局対策本部会議において、ご遺族対応業務は4月18日（月）をもって終了となることから今回が最後の激励となり、今まで各安置所で勤務した職員に対し感謝の言葉を発言。
4月15日（金）	震災対応に係る説明を本省に行うため、塩竈市周辺の被災地の現況を視察。
4月19日（火）	本省において当局の活動を防衛大臣、松本政務官、事務次官、官房長、地方協力局長、経理装備局長及び装備施設本部長に対し説明。
4月21日（木） ～22日（金）	三沢市にお見舞いのため出張。
4月27日（水）	陸前高田市、南三陸町、気仙沼市の被災状況視察のため出張。
4月28日（木）	大滝根山分屯基地において道路復旧の技術支援を実施している職員を激励。帰局後、当日の第70回対策本部会議において、原発30km圏内にある大滝根山分屯基地で作業を行う際には放射線対策をしっかり実施してほしい旨指示。
5月 2日（月）	井上地方協力局長の松島基地周辺現地視察の案内のほか、宮城県庁において県副知事、また東松島市、石巻市において両市長を井上局長とともに表敬。また、東北方面総監部JTF-TH指揮官、松島基地司令、多賀城駐屯地司令、霞日駐屯地司令をそれぞれ表敬。
5月 7日（土）	南関東防衛局長の石巻市の視察を案内。
7月28日（木）	被災地の現況を確認のため石巻市、東松島市を視察。



中島次長の視察に同行（松島基地）



中島次長の視察に同行（東松島市）

**(4) 局OAパソコンのネットワーク復旧**

3月11日(金)、14時46分に発生した東北地方太平洋沖地震(仙台市内震度6強)により庁舎内が停電し、当局のOAパソコン及び局OAサーバが停止し、情報収集手段や通信手段等が使えないという非常事態に陥ってしまった。

当局としての震災対応作業を開始するに当たって、震災による被害の情報収集、資料作成等は最優先事項であったことから、局OAパソコン及び局OAサーバの機能復旧が東北局対策本部始動の命運を握っていたことになる。

このことから、局OAを管理・担当している局総務課は、当該非常事態を早急に改善するため電源の供給方法を模索することになるが、まずは最優先に緊急事態対策本部(当直室)の局OAパソコン及びプリンタのネットワークの機能を復旧させるため、局OAサーバの一部を仮復旧する作業に取りかかった。

局OAサーバは庁舎5階にあるが、一方、当該OAサーバに一番近い非常用電源は6階の東北局対策本部(当直室)内にあったため、約30メートル以上の距離を数十本の電源ケーブルをつなぎ合わせ、非常階段を這わせるなどとして何とか直結して電力供給に成功した。

また、当直室の端末のネットワークHUBと局OA

サーバのネットワーク設定作業について、局OAシステムの運用支援について役務契約しているシステムエンジニア(SE)のサポートを得られたこともあり、電源を供給し復旧作業を開始してから約3時間後の18時頃に、局OAサーバの一部を仮復旧させることに成功し、東北局対策本部の初動体制確保にようやくこぎ着けることとなった。

なお、商用電力は震災から2日後の3月13日(日)に復旧し、電力が復旧した後は局OAサーバを全面復旧させ、全局OAパソコン及びプリンタ等のネットワークを確保することとなった。



OA ネットワーク復旧作業

**局OAシステム復旧に係る時系列**

**平成23年3月11日(金)**

時刻	実施内容
1446	東北地方太平洋沖地震発生。
1447	停電発生。サーバへ電力供給が止まりUPS作動。 ※UPS:「無停電電源装置」という、停電時に緊急的に最低限の電力を供給する装置。
1452	合同庁舎管理担当へ電源供給の状況確認。 合同庁舎管理担当から、発電機による電力供給を開始している旨回答あり。
1455	当直室内の一部に引かれた非常用電源(発電機経路)に電力が供給されていることを確認(TV視聴可)。
1458	今後の東北局対策本部設置運営を踏まえ、最低限当直室内の端末復旧について検討(SE含む)。 検討の結果、当直室の非常用電源を活用し、東北局対策本部の情報収集等に必要なOA端末の通信機能を確保するため、サーバへの必要最小限の電力を確保及び当直室のHUBとサーバを直結して、当直室のOA端末の通信を確保させる方針を決定(技術的な点についてはSEの知見で補填)。
1510	当直室の非常用電源とサーバの直結作業開始。局内のテーブルタップを収集(各課の協力受け)・敷設、ランケーブルの制作・敷設。

## 局OAシステム復旧に係る時系列

## 平成23年3月11日（金）

時刻	実施内容
1511	UPSのバッテリー切れによりサーバダウン。
1523	当直室の非常用電源とサーバ電源の直結に成功。 SEによるサーバ復旧作業開始（非常用電源の使用を最小限とすべく、LTO、HDD、UPSを接続せず）。 当直室内端末及び増設端末の設定作業を開始。
1550	サーバ仮復旧。
1627	非常用電源の不足によりサーバが再ダウン。 SEによるサーバ復旧作業を開始。
1655	サーバ再仮復旧。
1659	当直室端末2台の通信確保。
1707	本省ヘテストメール。
1722	増設端末3台の通信確保。
1735	東北局対策本部用OA端末通信確保作業完了。
1827	非常用電源の不足によりサーバ再々ダウン。 SEによるサーバ復旧作業を開始。
1833	サーバ再々仮復旧。
2009	非常用電源不足によりサーバ再々々ダウン。
2015	全課に対し、非常用電源の使用（TV、ポット等）を控えるよう指示。
2020	SEによるサーバ復旧作業開始。
2051	サーバ再々々復旧。 以後、24時間体制でサーバ起動状況の監視作業を継続。

## 平成23年3月13日（土）

時刻	実施内容
0830	合同庁舎管理係より、「本日午前中には電気が復旧する見込みとの東北電力からの内々の情報がある」旨の情報を入手。
1000	合同庁舎管理係において、「本日1130に電気が復旧することから、現に使用する電気機器の使用に注意されたい」旨の館内放送。
1010	東北局対策本部に対し、電気復旧に伴い、サーバの再起動（非常用→商用への切替）が必要であること、1100に一度サーバ稼働を停止させるため、再起動するまでメール・インターネット等が使用できないことを連絡し、東北局対策本部了解。
1045	合同庁舎管理係において、「電気復旧が1200にずれ込む」旨の館内放送。
1105	SEにおいてサーバの停止作業を開始。
1125	サーバ稼働を停止。電気復旧に向けた配線作業等を開始。
1145	合同庁舎管理係において、「電気復旧が1215にずれ込む」旨の館内放送。
1215	電気復旧及びその旨の合同庁舎管理係の館内放送。
1218	SEにおいてサーバ起動作業を開始。
1240	サーバ起動。
1244	全OA端末の通信復旧。
1250	敷設ケーブル、ケーブルタップ等の撤去作業開始。
1320	全作業終了。以降も24時間体制でサーバ起動状況の監視作業継続。

### (5) 車両（レンタカー）の確保

3月12日（土）の第4回東北局対策本部会議において、今後の震災対応業務に必要となる車両の確保について検討が行われ、その結果、早急に複数の車両（レンタカー）の確保が必要となった。

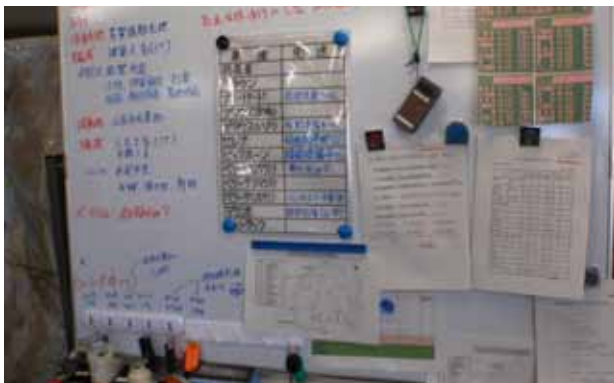
一方、地震発生翌日（12日）の仙台市内の状況は震災の影響による停電で交通機関が麻痺しており、また電話回線も不通であったことから、総務班の職員1名が自転車に乗って契約レンタカー会社へ向かった。

当該レンタカー会社との調整等の結果、貸出可能な乗用車を3台確保し、また、出張等で借り受けていた乗用車等8台を継続使用することで了解を得て、計11台の車両を確保することができた。

その後、当局は、3月17日（木）、宮城県知事から要請を受け、同月18日（火）から約一ヶ月間、ご遺族対応業務を行うこととなったが、当該支援業務の実施に当たり、新たに乗用車6台を確保した。

3月下旬になると、今後、地方協力局長、事務次官及び本省等からの現地視察が予測されたことから、当該現地視察対応用に新たにワゴン車1台の借上を行ったところであり、これをもって震災発生後に確保したレンタカーは合計18台となった。

これら配備されたレンタカーについては、対策本部総務班が局官用車とともに管理を実施した。



レンタカーの管理（鍵と車種表）

### (6) 食糧の確保及び配給

3月11日（金）の地震発生当日、当局における備蓄糧食を確認したところ、アルファ化米390食分のみであったため、急遽、東北局対策本部は東北方面総監部へ依頼し、部隊用非常糧食（戦闘食）100食を受領することができた。

このような状況から、帰宅困難者を含め局内勤務職員

の食糧については、非常糧食（戦闘食）1袋を2名分とし、当分の間は1日2食（昼、夜）とした。

3月13日（日）、東北方面総監部から連絡があり、糧食の備蓄が既に派遣部隊等へ払い出して十分な量がないことから、今後、局への追加の糧食支援はできない旨の回答があった。そのため、宮城県の隣県等から食糧の調達を実施しなければならなくなったことから、本省経理装備局会計課に緊急調達に必要な庁費の追加予算配賦の依頼を行った。

3月14日（月）、緊急調達資金を現金化し局に戻ると同時に、総務班2名が直ぐに2tトラックで仙台市から最も近い山形県へ向かって出発した。

しかし、山形県内のスーパー等でも、買い占められたとみられ食糧棚にはほとんど商品がなく、特にレトルト食品、缶詰及びカップ麺など料理せずとも簡単に食べられる食料品及び飲料水がほとんど無い状態であった。それでも山形県内にあるスーパー等の数店舗を回り、何とか、レトルト食品、カップ麺、精米を購入することができた。その結果、約5日間分の食糧が調達できたのである（精米170kg、缶詰160缶、カップ麺140個）。

このような被災地における食糧不足がいつまで続くのか予測ができず、また当局が自力による隣県での調達が可能かどうか不透明な状況であったことから、本省地方協力局を通じ経理装備局会計課の協力の下、中央での食糧調達を開始することとなった。

食糧の配給量については、震災による食糧不足がいつ回復するのか不明だったため、精米1合2食分としたものであるが、震災から約2週間が経過した3月24日（木）に、食糧の備蓄状況を確認したところ、ある程度の余裕が出てきたこと、また周辺の食料品店の営業再開状況を勘案し、25日（金）からの炊き出しについては、



おにぎりと缶詰（魚、漬物等）

精米1合1食分に変更して配給した。

震災から3週間が過ぎた4月に入ると、周辺の食料品店も徐々に営業が再開されてきたこともあり、東北局対策本部の了解を得て、4月7日（木）をもって食糧の配給を終了し、同月11日（月）に今後の備蓄分（約2週間分）を残し、賞味期限の近い食糧を各課の管理分として配給した。

### （7）宿泊施設の予約

3月11日（金）、18時の第1回東北局対策本部会議において、本部長である局長を始め出席している東北局対策本部メンバーから発せられる指示や報告事項等の中から、震災対応として行うべき活動の側面的支援を見出すことが東北局対策本部総務班として必要であったが、庶務として何に着手すればよいか手探り状態であった。

そのような中、米軍対応事案が発生した場合に対応できる語学専門職の職員の派遣について指示があり、早々に本省へ2名の派遣を依頼した。本省の素早い対応により3月15日（火）には2名来局したが、震災の影響により仙台市内の宿泊施設が確保できないことから、当局のある仙台第3合同庁舎の地下1階にある健康相談室に宿泊することとなった。

4月に入り、仙台市内のライフライン等が回復しつつある状況を踏まえ、本省及び他の地方防衛局から第1陣12名、第2陣12名の職員の派遣を受け、震災により増加した業務の支援を受けることとなった。

これらの支援要員の宿泊施設を確保するため、4月2日（土）、インターネットで調べた仙台市内のホテルに職員が手分けして電話し、営業状況や宿泊可能の有無を確認した。ほとんどの宿泊施設が被災し営業できないとの回答であったが、それでも数多く電話した中で、ようやく支援要員受け入れのためのホテル（4月6日（水）～17日（日）の間、ツイン6室）を確保することができた。

ただし、確保できたホテルはガスが未通のため風呂等使用不可であったり、素泊まりのみといった厳しい状況であった。

その後も医官用及び語学専門職員用として、継続して宿泊施設の確保に努めたところ、職場近隣の宿泊施設も仮営業等を始め、素泊まりのみではあったが4月7日（木）から5月9日（月）までの間、数室確保することができた。

## 第3節 感謝状の授与と第1級賞状

### 1 感謝状の授与

平成23年8月、発災から半年が経つと、被災地で各種支援活動に従事していた自衛隊が撤収する段階に入っていた。

8月1日（月）、宮城県庁で自衛隊の「撤収式」が行われ、支援活動に従事した陸海空各自衛隊隊員や「トモダチ作戦」を実施した米軍関係者も招かれていた。その中であって、当局を代表して総務部長が参列した。

この撤収式においては、東日本大震災において被災された方々及び被災地のために行われた多大な貢献に対して、村井宮城県知事から出席した関係機関に感謝状の贈呈が行われ、当局が行ったご遺体安置所でのご遺族対応業務等に対しても感謝状が贈呈された。

その他の当局の震災対応等に対する感謝状については、4月28日（木）、在日米軍が実施した「ソウルトレイン作戦」の円滑な調整等により瓦礫撤去などJR仙石線の早期復旧への貢献に対して東日本旅客鉄道株式会



JR東日本仙台支社長からの感謝状と副賞

社 里見取締役仙台支社長から、また、10月25日付けで、長期にわたり職員を派遣し積極的にご遺族支援業務を推進するなど災害警備活動への貢献に対して竹内宮城県警察本部長から、それぞれ感謝状の贈呈があったところである。



宮城県知事からの感謝状



宮城県警察本部長からの感謝状



宮城県庁での自衛隊「撤収式」に参列した陸海空の自衛隊員、米軍関係者等

## 2 賞詞と局長からの手紙

### (1) 賞詞

11月1日は自衛隊記念日である。

賞詞については、東北防衛局の表彰等に関する規則(東北防衛局達第15号)第8条の規定に基づき、原則、自衛隊記念日に行うこととされている。

平成23年度の賞詞については、当然、3月11日(金)に発生した東日本大震災における震災対応等に従事した職員に対して検討が進められていたが、総務課としては、平成23年度賞詞授与の考え方を整理しなければならなかった。

震災対応の業務内容については、3月11日(金)の発災以降、第3種非常勤務態勢が発令され、局内に東北局対策本部が設置され、対策本部の企画・運用班、総務班、情報班及び技術支援班の各班に要員が配置された。東北局対策本部開設の初期の段階においては、連絡員(LO)派遣と連絡所の開所、非常用食糧の緊急調達、通信手段の確保そして技術支援要員の現場への急派等があり、これらの緊急の業務等に対応した要員がいたこと。また、3月18日(金)以降のご遺族対応業務については、当局にとって全く初めての業務への対応であって、ご遺族対応業務そのものの困難さに加えて、業務体制や人員配置への配慮、困難業務への不安解消への努力、更には職員へのメンタルヘルスケア等の配慮がなされたことが挙げられる。

その上で、対象となる職員についてはこれらの震災対応業務等を担った職員ということになるが、実際の場面では、局職員約220名の中で、規則によりあらかじめ指定された東北局対策本部要員の85名に加えて、班員指定がなされていない職員も対応せざるを得ない切迫した状況となっていたのであり、そして、年度末の通常業務に当たる職員も少ない人数で多くの業務量を処理しなければならなかった。こういう厳しい実態であった一方で、賞詞の対象は、規則上、全職員数の約20%が目安とされていることから、賞詞授与予定者の絞り込みを行わざるを得なかった。

そのため、当該震災対応業務等を担当した職員の中でも、①緊急措置の適切な実施と安定化への努力、②リーダーシップの発揮と最大効果、③初期の困難業務への積極的な対応等に着目して、それらに秀でた職員を賞詞の

候補者として整理することとした。

当該賞詞の考え方を東北局対策本部の各班長たる各部の筆頭課長に示し、東北局対策本部の各班の班員の中から推薦するよう依頼した。

その後、各班等(実質的に各部)から推薦及び選考された職員は、対策本部の副本部長の職にあった総務部長、企画部長及び調達部長に第3級賞詞(及び第3級功



第3級賞詞：小西総務部長、岩田企画部長、遠藤調達部長



第4級賞詞：佐藤三沢防衛事務所長以下12名



第5級賞詞：高橋労務対策官以下22名

※役職名は、当時のものである。



労賞)、各班長や各業務に著しい功績のあった職員に第4級賞詞、そして各業務に功績のあった職員に第5級賞詞の計39名となった。

## (2) 局長からの手紙

これら賞詞授与に該当する功績があった職員について、局長への上申手続きを進める中で、「震災対応には全職員（通常業務に従事した職員や事務所職員も同様）が苦勞したんだから、全職員に慰勞と感謝を伝えたい」、「全員に賞詞は無理でも、他の方法で勞うことはできないだろうか」、「残された家族の支援や理解があったから専念できた」等の声が多く聞かれた。

総務課としても、全職員に勞いや感謝の意を伝えたいという気持ちは同じであった。そして種々検討した結果、

一つの案として、局長から全職員（他局へ異動した者等を含む）へ勞いと感謝の手紙を送付するという方法を提案した。局長も同案に賛同し了解が得られ、最終的には印刷した発送用の全ての手紙に対して、局長自ら直筆で名前を記述することとなった。その手紙の総数は、当局在勤者と4月の異動の転出者等を合わせ、260通を超えるものであった。

平成23年度の賞詞の授与は、自衛隊記念日から約1ヶ月遅れの12月5日（月）、局長室で行われた。そして、局長からの手紙もまた12月5日の日付けで職員及び家族あてに送付された。

東北防衛局の職員、ご家族の皆様へ

拝啓

歳晩の候 師走に入り、慌ただしくなってきましたが、ますますご健勝のことと存じます。

さて、今年の自衛隊創立記念日（11月1日）に当たり、3月11日に発生した東日本大震災の震災対応業務に従事した職員及びその家族の皆様にお礼と感謝の言葉を伝えたいとともに、未曾有の大震災により被災された職員、ご家族の方々には衷心よりお見舞い申し上げます。

当局は、3月11日の大規模地震発生後、東北地方を管轄する東北防衛局の使命・職責を果たすべく、直ちに緊急事態等対策本部を立ち上げました。

その日の内に、宮城県庁や東北方面総監部の関係機関へ連絡員を派遣し情報収集に当たると共に、部隊の活動状況や各防衛施設の被害状況等の確認・連絡業務を開始しました。また、津波により壊滅的な被害を受けた松島基地や地震による被害が発生した仙台駐屯地等の応急危険度判定や機能復旧のため要員を派遣し技術支援を行いました。そして、宮城県知事の要請により、当局においては初めての対応となるご遺体安置所におけるご遺族への対応に多くの職員を派遣し従事したところです。

忘れてならないのは、これらの対応に当たっては、同じ被災地に位置し、自ら被災した職員もいる中において、私たち東北防衛局の職員はその使命・職責を全うしたということです。

職員一人一人は能力をしながら、それぞれの役割を背負って、未曾有の震災へ立ち向かいました。震災当初、食糧も不足し一つのオニギリを分かち合いながら、電気も通じず暖房もない執務室に起居する等、24時間体制という厳しい状況にも拘わらず、これらの震災対応業務に邁進しました。

東北防衛局の行った震災対応業務は、自衛隊の捜索救護活動、輸送支援及び生活支援の技術的な支えとなり、在日米軍のトモダチ作戦の円滑な活動の下支えともなりました。そして、ご遺体安置所でのご遺族への対応では、ご遺族の方々の精神的なご負担を和らげるのに僅かではありますがお役に立てたものと考えています。

また一方で、震災対応業務により多くの人員を割かれ、業務量の多くなる年度末及び年度初めの通常業務を残された少数の職員で遂行しなければならぬ厳しい状況であったことも見過ごせません。これらの通常業務に

当たった職員が一言の不平不満の言葉も出さず業務遂行に努めた忍耐力には頭の下がる思いです。

三沢及び郡山の各防衛事務所においても、被害のあった米軍施設及び装備系企業等の情報収集及び伝達等を迅速に行うなど、震災という困難な状況の中で通常業務を遂行しながら、防衛事務所として最大限の役割を果たしました。

このように、当局が行った震災対応業務は、東北防衛局職員全員が一丸となって成し得たものであります。

そして、復旧から復興への重点が移行し、8月末をもって当局の非常勤態勢も解除となりましたが、当局が行ったこれら震災対応業務は、宮城県知事、宮城県警察本部長、JR東日本(株)仙台支社長及び技術支援を受けた各部隊等から最大級の感謝の言葉をいただくことになりました。

今回の未曾有の大災害に對して、防衛省の職員として、自らの犠牲も顧みず、臆ることなく強い意志を持って、職責を遂行するため対応した東北防衛局の職員の様子は、東北防衛局長としても本當に誇りに思います。その厚い思いと共に職員一人一人に勞いと感謝の言葉を伝えたいと思います。

また、当局職員がこれらの活動に専念できたのは、その陰に、家族の皆様のご支援、ご理解があったからこそであると確信しております。

ご家族の皆様にあつては、ご家族自らの震災の対応に重ね、多大なご負担とご心配をおかけすることになりました。この手紙をお借りして、心より勞いと感謝を申し上げる次第です。

今年も既に年の瀬となり、師走の名の通り忙しい日々の中にあつて、駐屯地や基地等の復旧工事が本格化し、政府も復興庁の設置など、震災復興への歩みを着実に進めていくこととなりますが、職員各位におかれては、引き続き防衛省の職員として使命を自覚し、お体には十分に留意され、今後とも、ご家族共々ご健康でお過ごしいただくよう祈念しております。

敬具

平成23年12月5日

東北防衛局長

増田義一

Column

局長からの手紙

東北防衛局 総務課長  
本田 久幸

平成23年12月中頃の夕方、私は局長に呼ばれ、局長室に入った。

局長の前に進み出ると、開口一番、

「局長からの手紙。いろんな方々から、また、多くの人から、(良い)反響があります。『とても感激した』というものがほとんどなんですが・・・」

と、12月5日付けで送付した局長の手紙を取り出し、話しを続けた。

「今、この手紙は、私にとっても職員にとっても、大きな意味を持つようになっています」、「例えば、ある人からは家族に当てた感謝と労いの言葉は本当に有り難かったとの返事があるなど、この手紙が、職員だけでなく残された家族にも触れる文章であったなど改めて、読み返しています」、「私としては、これからもこの手紙を大事にしたいと思います」

と、職員全員に局長から感謝の手紙を書くという提案に対して、また、260通を超える手紙の発送作業に携わった職員に対して、局長から感謝の言葉をいただくことになった。

この局長の言葉どおりのことが、その後直ぐに、私自身にも起こります。

12月の下旬、私は、同僚の職員から声をかけられました。

いつも冗談を言い合う間柄ですが、その時はやけに神妙な言葉で、

「課長、局長から手紙が届いたんですよ。それを妻にも読んでもらったんです」

「(妻が)涙を流して『ありがたい言葉ですね』って言うんです。地震のあった日から暫く、子供や妻と離れていたからね。心配していたんでしょう」

「手紙には、職員だけでなく家族に向けても局長から労いの言葉があったんですよ・・・」

私は、3月11日当時、南関東防衛局(神奈川県横浜市)に単身赴任で勤務したので、東日本大震災の発災後暫くの間、福島県郡山市にいる家族と連絡が取れませんでした。そして、妻や子供に会えたのは、高速バスが何とか途中の須賀川市まで運行を始めた3月下旬だったと思います。

それまでの間、妻も子供も、そして私もお互いに心配していましたから、この同僚も同じ辛い思いの中で、東北防衛局の震災対応業務に当たっていたんだなど、私は目頭が熱くなる思いで話しを聞いていました。

そして、手紙に書かれた局長の労いと感謝の言葉によって、あの時、当局の困難な震災対応業務や膨大な通常業務に処理に邁進した日々は、実に多くの方々のお役に立ち感謝されるものであったことを、職員各位そして家族の方々は改めて気づいたのではあるまいか、そして、報われた想いが心の中に広がるのを感じたのではないか、そういう気持ちに前に進もうというプラス思考へといくらかでも向かわせるものであったのではと、今さらに思っています。

年の瀬、私の家族のところにも局長からの手紙が届きました。妻と子供たちにも読み聞かせました。妻からは「大変だったんだね。いろんな方々から感謝されてるんだね」、「そうそう、残された家族も大変だったんだからね・・・」と、局長の労いの言葉に声が震えていた。

私は、これからもこの局長の手紙を大事にしていきたいと思っています。

### 3 第1級賞状

年が明けて平成24年の2月、本省（サービス管理官の担当者）から、東北防衛局に第1級賞状、東北防衛局長増田義一に第2級賞詞の表彰のため、上申手続きを進められたい旨の連絡があった。

平成24年3月23日（金）、防衛省本省において、東日本大震災に伴う災害復旧活動に係る支援活動等に顕著な功績があったとして、当局に対する第1級賞状の授与式が行われ、田中直紀防衛大臣（当時）から「東北防衛局長の優れた統率の下、全職員が一致団結し平素からの活動を遺憾なく発揮した賜でありその功績は誠に顕著である」と読み上げられた後、増田局長に第1級賞状が授与された。また、これら当局の支援活動等を統率した同局長の功績に対して第2級賞詞が授与された。

現在、これら第1級賞状及びその副賞である楯は、局長室に置かれ、当局の震災対応等に係る各種支援活動とその記憶を後生の職員に語り継ぐ拠り所となっている。



第1級賞状の授与式（平成24年3月23日）  
前列：左が田中防衛大臣、右が増田東北防衛局長  
後列：左から、栢田人事教育局長、金澤防衛事務次官、  
山内地方協力局長



第1級賞状と副賞の楯  
（東北防衛局長室）



## 第3章 資料編

- 資料1 広報紙「東北のかなめ」(第15号)平成23年6月30日発行
- 資料2 防衛情報「東北のかなめ」(第12号)平成23年8月24日発行
- 資料3 局長による講義・講演活動
- 資料4 震災発生当時の職員一覧(平成23年3月11日時点)
- 資料5 震災発生当時の職員一覧(平成23年4月25日時点)
- 資料6 本省等からの支援者一覧

資料1 広報紙「東北のかなめ」(第15号)平成23年6月30日発行

(1ページ:表紙)

(8ページ:裏表紙)



(3ページ)



(2ページ)

※広報紙「東北のかなめ」は、東北防衛局のホームページに掲載されています。  
<http://www.mod.go.jp/rdb/tohoku/>

### 関係機関への各種支援

△ 心療内科等医療施設における活動  
△ 日本調剤所における被災支援

△ 石巻市桂田中学校における活動  
△ 東松島市浜小学校における活動

△ 米軍活動支援の現場より  
企画部 業務課 工藤 睦美

△ 米軍中隊との訓練状況  
△ 日本調剤所の様子

### 東北防衛局の震災対応(1)

△ 東松島市立中学校における活動  
△ 東松島市立小学校における活動

△ 東松島市立中学校における活動  
△ 東松島市立小学校における活動

△ 東松島市立中学校における活動  
△ 東松島市立小学校における活動

△ 東松島市立中学校における活動  
△ 東松島市立小学校における活動

### 自衛隊施設の復旧

△ 多賀城駐屯地 記念館修復判定

△ 山形分屯基地 ヘリポート及び進入路修復調査

△ 大滝朝山分屯基地 進入路等復旧調査

一復旧作業の現場より—  
調達部 建築課  
柏原 早絵子

私は応急危険度判定士として、今回被災した自衛隊施設の危険度判定を行いました。判定対象施設は避難施設としても大切な役割を担う施設であり、多くの人を素早く安全な建物へ避難させるためにも、この業務が重要である事を再認識しました。また、比較的新しい建物は構造的に復旧問題がなく、罹災の対策業務が今回のような大規模にも耐え得ることを確認できたと同時に、津波に対する安全基準を整備する必要があらまことも実感しました。自衛隊施設も復旧工事が始まります。より安全な施設を建設していけるよう、頑張っていきたいと思っております。

### 東北防衛局の震災対応(2)

△ 松島駐屯地 訓練調査  
△ 松島駐屯地 航空灯台修復調査  
△ 松島駐屯地 資料館修復調査

資料2 防衛情報「東北のかなめ」(第12号)平成23年8月24日発行

(1ページ:表紙)

(2ページ)

東北防衛局広報紙 (トビックス情報紙)

防衛情報 (第12号)

# 東北のかなめ

特集

## いくつもの初めて

～東日本大震災における防衛省・自衛隊の活動等～




防衛省東北防衛局編集発行  
宮城県仙台市宮城野区五輪1丁目3-15  
TEL 022-297-8209  
ホームページ <http://www.mod.go.jp/rdb/tohoku/>

東北防衛局 防衛情報 (第12号)

## いくつもの初めて

### ～東日本大震災における防衛省・自衛隊の活動等～

平成23年3月11日(金)14時46分頃、三陸沖を震源とする日本国内観測史上最大のマグニチュード9.0の大地震が発生し、東北地方太平洋沿岸部を中心として観測された大津波により、周辺地域は広範囲にわたり、甚大な人的・物的被害を受けました。

この事象を受け、防衛省・自衛隊等においては、航空機による情報収集、人命救助、物資や医療チーム・患者の輸送、ご遺体の捜索・収容・搬出、給水・給食支援、燃料提供、入浴支援、がれきり除去支援など広範多岐な活動を行いました。

防衛省・自衛隊の活動等に当たっては、今回の震災が未曾有の大震災であったことから、過去に前例の無い「いくつもの初めて」に遭遇することになりました。

今回はそのうち「5つの初めて」について、簡単に紹介します。

① 防衛省・自衛隊等においては、被災地及び被災地周辺からの被災者支援も包含し、災害派遣の1つとして、防衛大臣が指揮官(第18号法律第18号)による災害派遣隊員(第18号)及び自衛隊員(第18号)を派遣することになりました。

### 1つ目の初めて

#### ～巨額の災害による災害派遣 10万人超～

防衛省・自衛隊においては、未曾有の東日本大震災に際し、内閣府総務大臣から「10万人超」との指示(3月13日)を受け、ピーク時には、陸・海・空3自衛隊隊員合計約10.7万人、航空機約140機、艦艇約60隻もの大規模な派遣等を実施して災害派遣活動を行いました。

この派遣規模は、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災以降の派遣規模(約1.9万人)を大きく上回るものであり、過去最大の派遣隊員数約23万人の半数に当たる大規模な派遣となりました。



東北防衛局 防衛情報 (第12号)

### 2つ目の初めて

#### ～航空機等 災害派遣隊員が被災地の捜索～

3月14日、防衛大臣は、「平成23年(2011年)東北地方太平洋沿岸部に対する大規模な災害派遣の実施に関する内閣府行動命令(自衛隊法第4号)」に基づき、これを受け、陸上自衛隊東北方面総監(東北方面総監部(宮城県仙台市))を指揮官とする陸・海・空3自衛隊による災害派遣隊員(1万7千4名)を派遣し、被災地から被災者の捜索を行いました。

統合任務部隊の編成は、平成18年3月から統合運用が開始されています。3年経過してからは、災害派遣としての編成及び陸・海・空3自衛隊による統合任務部隊が初めてのことです。

① 災害派遣隊員は、被災地から被災者の捜索を行うため、陸・海・空3自衛隊隊員(1万7千4名)を派遣し、被災地から被災者の捜索を行いました。

### 3つ目の初めて

#### ～日本兵隊 大規模な災害派遣(トモダチ作戦)～

日本兵隊においては、トモダチ作戦(Operation Tomodachi)と名付けられた被災地への人道・医療・食糧等の支援活動、自衛隊との共同活動が行われ、活動には、陸・海・空・海兵隊から最大2万人以上、隊員約100名が参加、支援物資の輸送、被災者の捜索、3月以降約25年ぶりの被災地や行方不明者の捜索支援等が行われました。

活動に当たっては、自衛隊との密接な連携を図るため、防衛省(東京防衛地区司令部)、在日米軍司令部(東京防衛司令部)、統合任務部隊司令部(陸上自衛隊東北方面総監部(宮城県仙台市))の3つで日本兵隊の派遣が行われましたが、災害派遣で日本兵隊が派遣されるのは初めてのことです。




(3ページ)

東北防衛局 防衛情報 (第12号)

### 4つ目の初めて

#### ～予備自衛官及び志願予備自衛官の派遣～

防衛省・自衛隊が協力して災害派遣活動を行うため、3月18日、予備自衛官隊員が派遣されたこととなる予備自衛官(及び志願予備自衛官)の災害派遣活動が行われました。

予備自衛官は大規模災害が発生し、防衛大臣が年内2回にわたる場合、自衛隊法(第71条又は第71条の6)により内閣府総務大臣の承認を経て、災害(等)に際して派遣することができます。

3月21日以後、追加予備自衛官については行方不明捜索隊や被災地支援活動等、予備自衛官においては自衛隊等の災害派遣活動に際しては、被災地及び被災地周辺での被災者支援等を行いました。

① 予備自衛官及び志願予備自衛官の派遣は、被災地及び被災地周辺での被災者支援等を行いました。

### 5つ目の初めて

#### ～原子力発電施設～

東電電力福島第一原子力発電所の事故を受け、3月11日、内閣府総務大臣から原子力発電所の調査(平成23年法律第18号)による原子力発電所調査隊員が派遣され、防衛大臣は、災害派遣隊員を派遣することになりました。

同日、防衛大臣は原子力発電所調査隊員が派遣されたこととなる「東電電力福島第一原子力発電所」における原子力発電所に対する原子力発電所の調査に関する内閣府行動命令(自衛隊法第4号)を受け、防衛省・自衛隊においては、ピーク時には、陸上自衛隊の中央特別支援隊員(約1,000名)、海上自衛隊の特別支援隊員(約40名)の派遣等を実施し、被災支援、人員及び物資輸送、モニタリング支援、原子力への放射能測定等を行いました。

① 東電電力福島第一原子力発電所の事故を受け、3月11日、内閣府総務大臣から原子力発電所の調査(平成23年法律第18号)による原子力発電所調査隊員が派遣され、防衛大臣は、災害派遣隊員を派遣することになりました。




(4ページ)

※防衛情報紙「東北のかなめ」は、東北防衛局のホームページに掲載されています。

<http://www.mod.go.jp/rdb/tohoku/>



資料3 局長による講義・講演活動

実施日	テーマ	講演場所	講演相手先	参加者数
平成23年 5月31日(火)	東日本大震災における防衛省・自衛隊の活動について	青森県三沢市	三沢ロータリークラブ例会	約40名
平成23年 10月6日(木)	東日本大震災に伴う東北防衛局の活動について	宮城県仙台市	施友会東北支部総会	約80名
平成24年 5月11日(金)	東日本大震災における東北防衛局の活動について	東京都目黒区	防衛研究所	約50名
平成24年 6月22日(金)	東日本大震災における自衛隊の派遣活動について等	宮城県仙台市	公益財団法人中部産業・労働政策研究会	約50名



三沢ロータリークラブ例会での講演の様子



施友会東北支部総会での講演の様子



防衛研究所での講義の様子



公益財団法人中部産業・労働政策研究会の  
研修会での講演の様子



東日本大震災における  
東北防衛局の活動記録

---

平成25年3月29日 発行

編集 東北防衛局記録史編纂委員会

発行 東北防衛局

〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-15（仙台第3合同庁舎内）

電話 022-297-8209（代表）

---

Tohoku Defense Bureau







## 東日本大震災における 東北防衛局の活動記録

---

Tohoku Defense Bureau



平成25年3月29日 発行

編集 東北防衛局記録史編纂委員会

発行 東北防衛局

〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-15 (仙台第3合同庁舎内)

電話 022-297-8209 (代表)